

神戸市新型コロナウイルス感染症対策
第3次対応検証結果報告書

令和5年8月

神戸市新型コロナウイルス感染症対策

第3次対応検証チーム

はじめに

中国で令和元年（2019年）12月に初めての感染が確認された新型コロナウイルス感染症は、令和2年（2020年）1月に日本国内で最初の患者が発生し、3月3日には本市で最初の患者が発生した。

本市においては、令和2年1月から関係部署による連絡調整会議を開催し、情報共有を行った。市内で最初の患者が確認された後には神戸市新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、これまでの間、医療提供体制やワクチン接種等をはじめとする新型コロナウイルス感染症対策について、全庁を挙げて取り組んできた。取り組みにあたっては、国の基本的対処方針や県における対処方針とともに、「神戸市新型コロナウイルス感染症対策第1次対応検証結果報告書」（令和2年7月公表）及び「神戸市新型コロナウイルス感染症対策第2次対応検証結果報告書」（令和3年（2021年）12月公表）を踏まえ、神戸市の対応方針を策定し、対策を講じてきたところである。

具体的には、中央市民病院における臨時病棟の開設運用や市内医療機関との連携、情報の共有に基づく病床の確保、官民連携による検査体制の拡充、迅速なワクチン接種に向けた体制の整備、保健所体制の整備など、これまでに検証した内容がその後の感染症対策に活かされている。

しかしながら、オミクロン株による急激な感染拡大が生じた令和4年（2022年）1月からの第6波においては、まん延防止等重点措置が適用されることとなり、これまでの緊急事態宣言やまん延防止等重点措置期間中と同様、市民・事業者に大きな影響を与えた。その後も、第6波を上回る感染拡大が生じた第7波、インフルエンザとの同時流行への対応を行った第8波と、感染拡大の波は再三にわたって発生し、その都度対策を講じることが迫られた。

一方で、新型コロナウイルスの感染拡大防止の取り組みを行いながら日常生活や経済社会活動の両立も進める必要があり、原油価格・物価高騰等に伴う対策など、市民や事業者に対する支援も行ったところである。

新型コロナウイルス感染症については、第4波におけるアルファ株や第5波におけるデルタ株から第6波以降はオミクロン株が主流となり、感染力は強いものの重症化率が低くなったことなどから、令和5年（2023年）5月8日に感染症法上の位置づけが5類感染症に変更され、一つの節目を迎えた。

ただ、ウイルスそのものがなくなったわけではなく、感染伝播はなお続いており、また、今後、未知なるウイルス等による新たな感染症が発生することも想定される。

そのため、今回の第3次検証では、まず、第1章、第2章で、第6波以降の取り組みについて振り返り、有効に機能した点、今後の対策として見直しや新たな対応が必要な点について検証し、第3章では、これまでの新型コロナウイルス感染症対策を踏まえて、次の感染症危機への備えについて総括した。

これまでの3次にわたる検証で得られた教訓を生かし、今後の感染症対策に活かしていく。

新型コロナウイルス感染症対策 第3次対応検証チームリーダー
神戸市副市長 小原 一徳

(検証対象期間)

特に定めがない限り、令和3年(2021年)10月1日～令和5年(2023年)5月8日までの対応について検証する。

なお、本検証における第6・7・8波の期間については、以下のとおりとする。

第6波：令和4年(2022年)1月1日～令和4年6月22日

第7波：令和4年6月23日～令和4年10月11日

第8波：令和4年10月12日～令和5年5月7日

(検証チームメンバー：敬称略)

局室区	氏名
市長室広報戦略部長兼広報官	多名部 重則
危機管理室長	上山 繁
企画調整局副局長	岡山 裕司
地域協働局副局長	保科 暁子
行財政局副局長	堀米 浩司
文化スポーツ局副局長	三宅 正人
福祉局副局長	奥谷 由貴子
健康局局长(保健企画担当)	山崎 初美
副局長	三川 博英
保健所長	楠 信也
こども家庭局副局長	岩城 敬二
副局長	丸山 佳子
経済観光局副局長	瀬合 達也
消防局警防部部长(救急担当)	城月 徹
交通局副局長	習田 嘉章
教育委員会事務局総務部長	工藤 健一

事務局：危機管理室 室長 上山 繁
課長(防災体制整備担当) 上月 崇生

令和5年8月1日現在

目次

第1章 時系列で見る神戸市の対応と国・県の動き

- (1) 時系列で見る神戸市の対応と国・県の動き..... 5
- (2) 市内でのクラスター発生状況..... 25

第2章 対応の検証

- 第1節 感染拡大防止対策と医療提供体制の確保..... 26
 - (1) 第6波～8波への対応（オミクロン株の流行）..... 26
 - (2) ワクチン接種..... 37
 - (3) 感染症法上の位置づけ変更（2類相当⇒5類）に伴う対応..... 51
 - (4) 救急体制..... 56
 - (5) 事務・権限の移譲..... 60
- 第2節 報道対応と広報..... 62
 - (1) 報道対応..... 62
 - (2) 各種媒体による市民への情報発信..... 62
 - (3) データ解析..... 64
- 第3節 市立学校園..... 65
 - (1) 緊急事態宣言解除後の対応..... 65
 - (2) 第6～8波への対応..... 66
 - (3) 5類移行後の対応..... 73
- 第4節 保育所・学童保育施設等..... 74
 - (1) 保育所等..... 74
 - (2) 学童保育施設..... 76
 - (3) 療育センター..... 78
 - (4) 保護者感染時の児童の緊急一時保護..... 79
 - (5) 児童福祉施設等への運営支援..... 80
- 第5節 社会福祉施設等..... 81
 - (1) 感染防止策の徹底..... 81
 - (2) 施設等への支援..... 82
 - (3) その他..... 86
- 第6節 個人向け支援策..... 87
 - (1) 暮らし支援臨時特別給付金（住民税非課税世帯に対する給付金）..... 87
 - (2) 住居確保給付金..... 89
 - (3) 生活福祉資金..... 89
 - (4) 生活困窮者自立支援金..... 90
 - (5) 子育て世帯への給付金..... 90
 - (6) 保険料減免関係..... 91
 - (7) 傷病手当金..... 93
 - (8) ICTを活用した生活困窮者学習支援事業..... 93

(9) DV相談.....	93
(10) 児童家庭支援センター相談窓口.....	94
(11) 子育て世帯への食を通じたつながり支援.....	94
(12) 納税の猶予.....	94
第7節 事業者向け支援策.....	95
(1) 市内事業者の実態把握.....	95
(2) 支援策.....	96
(3) 港湾事業者向け支援.....	110
第8節 職員・組織・庁舎.....	111
(1) 職員体制.....	111
(2) 庁舎（本庁舎・区役所等）における感染防止策の継続.....	115
第9節 物資備蓄体制.....	115
第10節 市有施設等.....	116
(1) 施設・イベント等.....	116
(2) 地域福祉センター.....	121
(3) 港湾関係.....	121
(4) 市バス・地下鉄.....	122
第11節 意思決定.....	126
(1) 本部員会議等による情報共有・意思決定.....	126
(2) 各種関係機関との連絡調整・情報伝達.....	128
第3章 次の感染症危機への備え	
第1節 感染拡大防止対策と医療提供体制の確保.....	129
(1) 先を見据えた対応と情報共有の徹底.....	129
(2) 保健所の体制.....	129
(3) ゲノムサーベイランス.....	129
(4) 初動期の医療提供体制.....	130
(5) 救急体制.....	130
(6) 事務・権限の移譲.....	131
第2節 報道対応と広報.....	131
(1) 広報全般.....	131
(2) データ解析.....	131
第3節 市立学校園.....	132
(1) 全般.....	132
(2) 学校園.....	132
第4節 保育所・学童保育施設等.....	132
(1) 保育所等.....	132
(2) 学童保育施設.....	133
(3) 療育センター.....	133
(4) 保護者の感染時の児童の緊急一時保護.....	133

第5節	社会福祉施設等	133
	(1) 感染防止策の徹底	133
	(2) 施設等への支援	134
	(3) その他	134
第6節	個人向け支援策	134
	(1) 暮らし支援臨時特別給付金（住民税非課税世帯に対する給付金）	134
	(2) 住居確保給付金	134
	(3) 生活福祉資金	135
	(4) 生活困窮者自立支援金	135
	(5) 保険料減免関係	135
	(6) その他	136
第7節	事業者向け支援策	136
第8節	職員・組織・庁舎	136
	(1) 職員の応援体制	136
	(2) 職員の健康管理等	136
	(3) 庁舎の感染対策等	136
第9節	物資備蓄体制	137
第10節	市有施設等	137
	(1) 施設・イベント等	137
	(2) 地域福祉センター	137
	(3) 港湾施設等	138
	(4) 市バス・地下鉄	138
第11節	本部員会議等情報共有と意思決定	138
巻末資料		
	・陽性者と重傷者の推移	139
	・各波における特徴	140
	・感染拡大の各波の特徴	141
	・年代別感染者数	143
	・年代別感染者数の割合	143
	・各波における年代別感染者数	144
	・年代別感染者数の推移	144
	・年代・性別の死亡者数	145
	・市内クラスター発生状況	145
	・変異株の状況	146
	・ワクチン接種実績	148
	・集団接種会場	149
	・ワクチン接種のスケジュール	150
	・宿泊療養所一覧	153
	・確保病床の推移	156

・確保済み病床に対する病床占有率の推移	157
・(救急対応) コロナ 搬送者・不搬送者数・現場滞在 30 分以上の全件数.....	158
・陽性患者 119 要請場所.....	159
・市民・事業者に対する主な情報発信.....	160
・飲食店に対する休業要請等.....	171
・新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた主な市有施設の対応経過	173
・新型コロナウイルス感染症対策における神戸市における対応方針.....	183
・時系列で見る神戸市の対応と国・県の動き(第1・2次検証期間分)	287
・新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行後の対応について	313

第1章 時系列で見る神戸市の対応と国・県の動き

	市の対応・医療提供体制・検査体制	国・県の動き
令和3年 10月1日	<ul style="list-style-type: none"> ▶市営地下鉄西神・山手線の平日終電繰上げ終了 ▶市長メッセージ動画の配信 ・若い世代へのワクチン接種呼びかけ 	
4日	<ul style="list-style-type: none"> ▶市内医療機関におけるコロナ受入病床の確保 344床から306床に変更 	
6日	<ul style="list-style-type: none"> ▶市長定例会見 ・「こうべワクチンカー」の地域訪問接種 ・市役所24階会場の接種曜日・時間の拡充 ・新型コロナウイルス感染症の後遺症対策 ・シニア健康相談ダイヤルの開設 ▶「新型コロナワクチン接種申込お助け隊」オンライン成果報告フォーラムの開催（オンラインにて） 	
8日		<ul style="list-style-type: none"> ▶国：新型コロナウイルス感染症対策本部（第78回）
12日	<ul style="list-style-type: none"> ▶集団・大規模接種会場の接種体制を順次縮小を 発表 	
15日		<ul style="list-style-type: none"> ▶国：新型コロナウイルス感染症対策本部（第79回）
19日		<ul style="list-style-type: none"> ▶県：新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第63回）
20日	<ul style="list-style-type: none"> ▶令和3年度神戸市の対応方針第5弾改定 ▶「こうべワクチンカー」の発表（北区・西区エリアの訪問接種） 	
21日	<ul style="list-style-type: none"> ▶「こうべワクチンカー」の受付開始 	
24日	<ul style="list-style-type: none"> ▶市営地下鉄西神・山手線、海岸線の夜間減便終了 	
27日	<ul style="list-style-type: none"> ▶社会福祉施設等における定期的PCR検査の延長実施 	
30日	<ul style="list-style-type: none"> ▶市バス、摩耶ケーブル・六甲ケーブル行き急行便の運休を終了 	
11月1日	<ul style="list-style-type: none"> ▶シニア健康相談ダイヤルを開設 ・コロナ禍での不安に対するシニアの健康相談 ▶飲食店におけるPCR検査の対象拡大 ・酒類を提供する飲食店から、飲食店全般に拡大 ▶新型コロナ後遺症相談ダイヤルを開設 	

	<ul style="list-style-type: none"> ・後遺症に関する悩みを抱えている方の相談窓口 ➤患者データ管理システム（kintone）の導入 ➤保健センターの体制強化 ・各区に派遣職員（事務職3名・看護職2名）を配置し、保健センターの負担を軽減 ➤「神戸プレミアム宿泊クーポン（第2弾）」の事業者登録募集を発表 ➤神戸市飲食店キャッシュレスポイント還元事業第2弾の実施を発表（令和3年12月1日～12月28日） ➤定期的PCR検査の実施拡大 	
2日	➤集団・大規模接種会場の接種体制縮小を発表	
4日	<ul style="list-style-type: none"> ➤配慮が必要な人のためのワクチン接種会場の移転 ・ニチイ学館 研修棟→市役所1号館24階 ・週1回（木曜午後）の実施に変更 	
8日	➤第6波に備えて「療養者フォローアップガイド」を公表（ホームページに掲載）	
12日	<ul style="list-style-type: none"> ➤市長定例会見 ・追加（3回目）接種の接種券発送 ・かかりつけ医がいない方を対象にワクチン接種のスムーズな予約ができるよう「おまかせ予約」を導入 	➤国：新型コロナウイルス感染症対策本部（第80回）
16日	<ul style="list-style-type: none"> ➤「こうべワクチンカー（第2弾）」を発表（市内の希望する場所へ訪問） ➤宿泊療養施設（サンルートソプラ神戸アネッサ、神戸ポートタワーホテル）を酸素投与が必要な感染者を受け入れ一時的に対処する施設として活用開始 	
17日	➤「こうべワクチンカー（第2弾）」の受付開始	
19日		➤国：新型コロナウイルス感染症対策本部（第81回）
22日	<ul style="list-style-type: none"> ➤市長定例会見 ・次なる第6波への備え（感染拡大防止対策と医療提供体制の確保） ➤追加（3回目）接種券の発送（第1弾）発送開始 	
25日		➤県：新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第64回）

26日	▶令和3年度神戸市の対応方針第5弾改定	
12月1日	<ul style="list-style-type: none"> ▶追加（3回目）接種の開始（医療従事者等） ▶ファイザー社製ワクチンを使用する集団接種会場を13か所から3か所に集約 ▶業務のデジタル化を通じた保健所の体制強化 <ul style="list-style-type: none"> ・保健所に業務改革担当（係長1・担当1）を配置 ▶保健センターの体制強化 <ul style="list-style-type: none"> ・各保健センターに事務職員（各区1名）を配置 ▶キャッシュレスポイント還元事業（小売業・サービス業版）第2弾開始 	▶国：新型コロナウイルス感染症対策本部（第82回）
3日	▶新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の申請期限の延長及び再支給を公表	
9日	<ul style="list-style-type: none"> ▶市長定例会見 <ul style="list-style-type: none"> ・新たな変異株ゲノムサーベイランス体制（オミクロン株の早期検知） ・第6波に備えたコロナ受入病床の更なる確保（増床：306床→337床） ・年末年始における医療提供体制・医療機関への支援の拡充（令和3年12月29日～令和4年1月3日） 	
10日	▶神戸市新型コロナウイルス感染症対策第2次対応検証結果報告書の公表及び報告書に対するご意見・ご提言等の募集開始（意見募集は令和4年1月31日まで）	
12日	▶モデルナ社製ワクチンを使用する集団接種会場での接種を終了（ノエビアスタジアムを除く）	
13日	▶一般社団法人神戸青年会議所と神戸市との新型コロナウイルスワクチン接種推進に関する協定の締結	
14日	▶「令和3年度 子育て世帯への臨時特別給付金」10万円の現金一括給付を発表	
23日	<ul style="list-style-type: none"> ▶市長定例会見 <ul style="list-style-type: none"> ・追加（3回目）接種を前倒し ・高齢者の追加（3回目）接種の接種体制について ・第6波に備えた宿泊療養施設の更なる確保（ホテルサンルートソプラ神戸） ・年末年始における医療提供体制 	
令和4年1月7日		<ul style="list-style-type: none"> ▶国：新型コロナウイルス感染症対策本部（第83回） <ul style="list-style-type: none"> ・3県にまん延防止等重点措置の

		適用（広島県、山口県、沖縄県） ・期間：令和4年1月9日から1月31日まで
12日	<ul style="list-style-type: none"> ➤市長定例会見 ・市内オミクロン株の確認状況 ・保健所の強化（自宅療養者夜間コールセンターの設置、保健師遅出勤務の導入） ・高齢者向けの追加（3回目）接種のさらなる前倒し ・接種証明書の電子交付サポートを強化 	➤県：新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第65回）
15日	➤近場旅 KOBE キャンペーン（前売り式プレミアム宿泊クーポン）開始	
17日	<ul style="list-style-type: none"> ➤濃厚接触者 PCR 検査 感染者拡大に伴う申請数の増大に検査が追いつかず、対象者を同居親族に縮小 ➤追加（3回目）接種の開始（一般高齢者） ➤市立学校園に対して感染急拡大への注意（換気の徹底や、感染リスクが高い学習活動について、一段階高い対策の徹底） 	
19日		<ul style="list-style-type: none"> ➤国：新型コロナウイルス感染症対策本部（第84回） ・まん延防止等重点措置実施区域拡大（群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、岐阜県、愛知県、三重県、香川県、長崎県、熊本県、宮崎県） ・期間：令和4年1月21日から2月13日まで
20日	➤一般高齢者とその他の方の追加（3回目）接種前倒しを発表	
21日	<ul style="list-style-type: none"> ➤第25回対策本部員会議 ➤令和3年度神戸市の対応方針第6弾 ➤宿泊療養施設の新規開設 <ul style="list-style-type: none"> ・ホテルサンルートソプラ神戸 ➤市長メッセージ動画の配信 <ul style="list-style-type: none"> ・3回目接種の勧奨 	
23日	➤自宅療養中の患者が死亡（6例目）	

<p>24日</p>	<p>▶新型コロナ外国人検査相談コールセンターの開設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・留学やビジネスなどで滞在している外国人を対象に、症状の相談や検査を受けやすくするための窓口を開設（21か国対応） <p>▶みなし陽性（疑似症患者）の承認を開始</p> <p>▶市立学校園の修学旅行・野外教育活動・自然学校など泊を伴う行事延期または中止</p>	<p>▶国：みなし陽性（疑似症患者）の承認を開始</p>
<p>25日</p>	<p>▶市立学校園の中学校部活動原則中止</p>	<p>▶国：新型コロナウイルス感染症対策本部（第85回）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まん延防止等重点措置実施区域拡大（北海道、青森県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、石川県、長野県、静岡県、京都府、大阪府、兵庫県、島根県、岡山県、福岡県、佐賀県、大分県、鹿児島県） ・期間：令和4年1月27日から2月20日まで（広島県、山口県、沖縄県の期間も延長） <p>▶県：新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第66回）</p> <p>▶県：フェーズⅡ→Ⅴへ変更</p>
<p>26日</p>	<p>▶積極的検査の対象の重点化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第6波における感染者数の急増に対応し、濃厚接触者の検査を優先させるため、積極的検査の対象を、重症化リスクの高い施設に重点化（高齢者、障害児・者の施設） <p>▶令和3年度神戸市の対応方針第6弾改定</p> <p>▶市立学校園の学級閉鎖の取り扱い変更（クラスに1名感染者が出て、感染可能期間中に登校園があった場合、原則として5日間）</p>	
<p>28日</p>	<p>▶市長定例会見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内のオミクロン株（BA.2系統）等の確認状況 ・自宅療養フォローアップ夜間・休日体制の強化（電話診療、オンライン診療、往診等の開始） ・コロナ受入病床の更なる確保（337床→373床） ・追加（3回目）接種のさらなる前倒し ・産学官連携による大規模接種会場 ノエビアスタ 	<p>▶国：感染急拡大が確認された場合の対応について（濃厚接触者の療養期間短縮）</p>

	ジウム神戸で追加接種を開始（令和4年1月29日～）	
29日	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 3回目接種の前倒しに対応するため、市役所1号館24階会場（ファイザー社製ワクチンを使用）とノエビアスタジアム神戸会場（モデルナ社製ワクチンを使用）での接種を再開 	
31日	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 就業制限通知書及び確認通知書発行业務を各区から本庁に集約し、就業制限通知発行センターを開設 	
2月1日	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 自宅療養フォローアップ 夜間・休日体制の強化 ・新規感染者の急増により、診療所及び病院の対応時間外（平日夜間及び土日祝日）における自宅療養者へのフォローアップを強化（民間事業者に委託し、自宅療養者への電話・オンライン診療及びドクターによる往診を開始） ▶ キャッシュレスポイント還元事業（小売業・サービス業版）第3弾開始 	
2日	<ul style="list-style-type: none"> ▶ ノエビアスタジアム神戸会場限定での「接種券なし」接種の実施を発表（令和4年2月3日～受付、2月5日～2月28日実施） 	
3日	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 「令和3年度 子育て世帯への臨時特別給付金」離婚等により受け取れなかった方にも支給を発表 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 国：新型コロナウイルス感染症対策本部（第86回） ・まん延防止等重点措置実施区域拡大（和歌山県） ・期間：令和4年2月5日から2月27日まで
4日	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 自宅療養フォローアップセンターの開設 ・自宅療養者の急増に伴い、患者の病状の早期把握・早期対応と不安軽減を図ることを目的として、重症化リスクのない自宅療養者の相談窓口を開設 ▶ 市長メッセージ動画の配信 ・「接種券なし接種」開始の案内 	
5日	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 宿泊療養施設（ニチイ神戸ポートアイランドセンター）を酸素投与が必要な要介護者等を受け入れ、一時的に対処する施設として活用開始 ▶ 感染急拡大に伴う保健所調査と検査の重点化対策 ・原則、重症化リスクのない陽性者への調査を停 	

	<p>止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・濃厚接触者への PCR 検査について、無症状者への検査を停止（ただし有症状者は医療機関を受診） <p>➤ 集団接種会場（17 か所）、ハーバーランドセンタービル会場での接種を再開（モデルナ社製ワクチンを使用）</p> <p>➤ ノエビアスタジアム神戸会場で「接種券なし接種」を開始（令和4年2月28日まで）</p> <p>➤ 余剰ワクチンボランティアの募集開始</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 集団接種会場で、余剰するワクチンを無駄なく活用するため、エッセンシャルワーカーを対象に余剰ワクチンボランティアを募集開始 	
10日	<p>➤ 神戸市新型コロナウイルス感染症対策第2次対応検証結果報告書に対する意見・提言等募集結果を公表</p>	<p>➤ 国：新型コロナウイルス感染症対策本部（第87回）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ まん延防止等重点措置実施区域拡大（高知県） ・ 対象期間：令和4年2月12日から3月6日まで（群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、岐阜県、愛知県、三重県、香川県、長崎県、熊本県、宮崎県の期間も延長）
15日	<p>➤ 「令和3年度 子育て世帯への臨時特別給付金」離婚等によって受け取れなかった方の申請受付開始</p>	<p>➤ 県：新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第67回）※持ち回り開催</p>
16日	<p>➤ 神戸市暮らし支援臨時特別給付金（令和3年度非課税世帯等）の確認書発送開始</p> <p>➤ 保健所での確定診断の開始</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 外来医療のひっ迫を防ぐため、検査キット等で陽性となった場合、保健所でも確定診断を実施 	<p>➤ 国通知：介護従事者である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応について</p>
17日	<p>➤ 自宅療養中の患者が死亡（7例目）</p> <p>➤ 5歳～11歳の新型コロナワクチン接種の開始を発表（令和4年3月1日～）</p>	
18日	<p>➤ 市通知：介護従事者である濃厚接触者に対する外出自粛要請</p> <p>➤ 令和3年度神戸市の対応方針第6弾改定（まん延防止延長）</p> <p>➤ コロナ受入病床の更なる確保（373床→383）</p>	<p>➤ 国：新型コロナウイルス感染症対策本部（第88回）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ まん延防止等重点措置の期間延長 <p>令和4年3月6日まで</p>

	<p>床)</p> <p>➤自宅療養フォローアップセンターを民間事業者へ委託</p>	<p>・ 5 県を実施区域から除外（山形県、島根県、山口県、大分県、沖縄県）</p> <p>➤県：新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第 68 回）</p>
20 日	➤自宅療養中の患者が死亡（8 例目）	
21 日	➤自宅療養中の患者が死亡（9 例目）	
24 日	➤神戸市暮らし支援臨時特別給付金（令和 3 年度非課税世帯等）の振込手続開始	
25 日	<p>➤疑似症患者への確認通知書発行開始</p> <p>➤ハーバーランドセンタービル会場限定で「予約なし」接種の実施を発表（令和 4 年 2 月 28 日～3 月 27 日）</p>	
28 日	<p>➤「ノエビアスタジアム神戸会場」限定での「接種券なし接種」の実施期間の 1 週間延長を発表（令和 4 年 3 月 7 日まで）</p> <p>➤ハーバーランドセンタービル会場で「予約なし接種」を開始（令和 4 年 3 月 27 日まで）</p>	
3 月 1 日	➤小児（5～11 歳）への初回（1・2 回目）接種を開始	➤県：新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第 69 回）※持ち回り開催
4 日	<p>➤令和 3 年度神戸市の対応方針第 6 弾改定（まん延防止再延長）</p> <p>➤コロナ受入病床の更なる確保（増床：383 床→398 床）</p>	<p>➤国：新型コロナウイルス感染症対策本部（第 89 回）</p> <p>・まん延防止等重点措置の期間延長 令和 4 年 3 月 21 日まで</p> <p>・ 13 県を実施区域から除外（福島県、新潟県、長野県、三重県、和歌山県、岡山県、広島県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、宮崎県、鹿児島県）</p> <p>➤県：新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第 70 回）</p>
10 日	<p>➤市長定例会見</p> <p>・神戸市への転入者の 3 回目接種券送付（申請手続き不要で転入届提出日から約 3 週間後に送付）</p>	
15 日		➤県：新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第 71 回）※持ち回り開催

17日	<ul style="list-style-type: none"> ▶ノエビアスタジアム神戸会場限定で「団体接種」の実施を公表（令和4年3月17日～受付、令和4年3月28日～開始） 	<ul style="list-style-type: none"> ▶国：新型コロナウイルス感染症対策本部（第90回） ・令和4年3月21日をもってまん延防止等重点措置を終了 ▶県：新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第72回）
18日	<ul style="list-style-type: none"> ▶令和3年度神戸市対応方針第6弾改定 	
22日	<ul style="list-style-type: none"> ▶市長定例会見 ・オミクロン株（BA.2系統）に対応した新たな変異株ゲノムサーベイランス体制 ・後遺症実態調査の調査結果（令和4年度秋頃に再度調査を実施予定） ▶市立学校園の修学旅行・野外教育活動・自然学校など泊を伴う行事再開 ・市立学校園の部活動を通常活動に 	
27日	<ul style="list-style-type: none"> ▶ハーバーランドセンタービル会場での接種を終了 	
30日	<ul style="list-style-type: none"> ▶12～17歳の新型コロナワクチンの追加（3回目）接種（令和4年4月11日～接種券発送）を公表 ▶「かかりつけ医」などの個別接種医療機関でのモデルナ社ワクチンの取り扱い開始を公表（令和4年3月31日～予約受付） 	
31日	<ul style="list-style-type: none"> ▶個別接種医療機関でのモデルナ社ワクチンの取り扱いを開始 ▶市バス主要系統における土曜・日祝の昼間時間帯の減便を終了 	
4月1日	<ul style="list-style-type: none"> ▶就業制限通知書及び確認通知書発行業務を民間事業者に委託 ▶要介護者の入院受入支援金の創設 ・入院が必要となった要介護者を受け入れる医療機関に対する支援金を新設 ▶市バスダイヤ改正による減便（全体の5%程度）を実施 	
6日		<ul style="list-style-type: none"> ▶国：新型コロナウイルス感染症対策本部（第91回）
11日	<ul style="list-style-type: none"> ▶12～17歳の3回目接種用接種券の発送を開始 	
12日	<ul style="list-style-type: none"> ▶市長定例会見 ・新型コロナウイルス感染症対策 	

15日	<ul style="list-style-type: none"> ▶ノエビアスタジアム会場でのファイザー社ワクチンの取扱い開始を発表（令和4年5月17日～6月28日） ▶こうべワクチンカーによる地域訪問接種（北区・西区）の開始を発表（令和4年6月8日～） ▶モデルナ社ワクチンを取り扱う集団接種会場の接種日等見直しを発表（令和4年5月15日～） 	
25日		▶県：新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第73回）
26日	<ul style="list-style-type: none"> ▶市長定例会見 ・GWにおけるコロナ対応医療機関への支援及び医療提供体制 ・大学等キャンパス訪問型団体接種の開始 	
28日	▶ファイザー社ワクチンを取り扱う集団接種会場と夜間接種実施の集団接種会場の追加を公表	
5月1日	<ul style="list-style-type: none"> ▶新型コロナウイルス専用健康相談窓口等の委託開始 ・24H新型コロナウイルス専用健康相談窓口 ・後遺症の相談受付 ・外国人検査相談コールセンター 	
11日	<ul style="list-style-type: none"> ▶市長定例会見 ・新型コロナウイルス感染症対策 	
15日	<ul style="list-style-type: none"> ▶市役所24階会場を除く全ての集団接種会場で接種曜日等を見直し（縮小） ・イオンモール神戸南会場での接種を終了 	
16日	▶キャンパス訪問型団体接種を開始	
17日	<ul style="list-style-type: none"> ▶5か所の集団接種会場とノエビアスタジアム神戸会場でファイザー社ワクチンの接種を開始 ▶センタープラザ会場で夜間接種を開始 	
23日		▶国：新型コロナウイルス感染症対策本部（第92回）
25日		▶国：3回目接種以降の接種間隔を6か月から5か月に短縮（ノババックス社ワクチンを除く）
26日	<ul style="list-style-type: none"> ▶市長定例会見 ・新たな変異株ゲノムサーベイランス体制（BA.4及びBA.5系統に対応） ・追加（4回目）接種の開始（E-mail接種券の申 	

	<p>請開始、ワクチン予約のお助け隊再配置)</p> <p>➤市立学校園に対してマスク着用の基本的な考え方及び熱中症対策を優先することを周知徹底</p>	
31日	<p>➤60歳以上に対して追加(4回目)接種券の発送を開始</p> <p>➤令和4年度神戸市の対応方針第1弾</p>	
6月1日	<p>➤コロナ受入病床数の変更(フェーズV→III変更:398床→358床)</p>	<p>➤県:フェーズV→IIIへ変更</p>
2日	<p>➤DV避難者の方へのお知らせ(令和4年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金)</p>	
7日		<p>➤国通知:退院患者の介護施設における適切な受け入れについて</p>
8日	<p>➤市長定例会見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症対策 <p>➤こうべワクチンカーによる地域訪問接種(追加接種)を開始(令和4年7月8日まで)</p>	
10日	<p>➤宿泊療養施設(東横INN神戸三ノ宮I)の閉鎖</p>	
13日	<p>➤市通知:退院患者の介護施設における適切な受け入れについて</p> <p>➤「令和4年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」の支給</p>	
15日	<p>➤コロナ患者発生簡易システムの導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・患者情報の入力を簡便化したシステムを構築し、医療機関・保健所双方の業務負担を軽減 	
16日	<p>➤市内で初めてオミクロン株のBA.5系統の感染を確認</p>	
17日		<p>➤国:新型コロナウイルス感染症対策本部(第93回)</p>
18日	<p>➤生活にお困りの方に対し食料配布及び生活相談会(フードサポートこうべ)を開催【垂水区】</p>	
19日	<p>➤ノエビアスタジアム神戸会場での接種を終了</p>	
20日	<p>➤神戸市暮らし支援臨時特別給付金(令和3年度住民税非課税世帯等)の確認書受付終了</p> <p>➤市内で初めてオミクロン株のBA.2.12.1系統の感染を確認</p>	
22日	<p>➤市長定例会見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症対策 	

7月1日	<ul style="list-style-type: none"> ▶神戸市暮らし支援臨時特別給付金（令和4年度住民税非課税世帯等）の確認書発送開始 ▶市内で初めてオミクロン株の BA.4 系統の感染を確認 	
3日	<ul style="list-style-type: none"> ▶生活にお困りの方に対し食料配布及び生活相談会（フードサポートこうべ）を開催【北区】 	
7日	<ul style="list-style-type: none"> ▶第26回対策本部員会議 ▶令和4年度神戸市の対応方針第1弾改訂 	
11日	<ul style="list-style-type: none"> ▶コロナ禍における物価高騰対策福祉施設等緊急支援事業給付金の受付開始 	
12日	<ul style="list-style-type: none"> ▶市内で初めてオミクロン株の BA.2.75 系統の感染を確認 	
14日	<ul style="list-style-type: none"> ▶市長定例会見 ・高齢者、障害児・者施設における定期検査の強化（プール（PCR）検査→抗原定性検査、検査回数週1回→2回） ・宿泊療養施設の要介護者の受入強化（ニチイ神戸ポートアイランドセンター宿泊棟20名→30名） 	
15日	<ul style="list-style-type: none"> ▶コロナ受入病床の更なる確保（増床及びフェーズⅢ→Ⅳ変更：358床→382床） 	<ul style="list-style-type: none"> ▶国：新型コロナウイルス感染症対策本部（第94回） ▶県：新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第74回） ▶県：フェーズⅢ→Ⅳへ変更
19日	<ul style="list-style-type: none"> ▶高齢者・障害者施設職員の定期検査の変更 ・検査方法をPCR検査から抗原定性検査に変更 ・検査回数を週1回から週2回に増 	
20日	<ul style="list-style-type: none"> ▶宿泊療養施設の要介護者等の受入態勢の強化 ・ニチイ神戸ポートアイランドセンター宿泊棟での要介護者等の受入数の拡大（20日：20→30名、21日：50名へ拡大） 	
21日	<ul style="list-style-type: none"> ▶宿泊療養施設（サンルートソプラ神戸）の1フロアを知的障害者専用フロアに改修し、受入開始 	
22日	<ul style="list-style-type: none"> ▶医療従事者等及び高齢者施設等の従事者への追加（4回目）接種の開始 	<ul style="list-style-type: none"> ▶県：フェーズⅣ→Ⅴへ変更
25日	<ul style="list-style-type: none"> ▶コロナ受入病床数の変更（フェーズⅣ→Ⅴ変更：382床→405床） 	

28日	<ul style="list-style-type: none"> ▶市長定例会見 ・重症化リスクのある自宅療養者への重点化（令和4年8月1日～） ・自宅療養者の健康観察の強化（「健康観察入力フォーム」の運用開始）（令和4年8月1日～） ・自宅療養フォローアップ体制の強化 ・医療提供体制の確保（病床・宿泊療養施設の確保、保健所医師による確定診断） ・感染拡大の防止（高齢者等施設の積極的検査・定期的検査） ・若年層への接種促進（まちなか接種ステーションの設置） 	
29日		▶国：新型コロナウイルス感染症対策本部（第95回）
30日	<ul style="list-style-type: none"> ▶若年層の3回目接種促進のため、地下鉄花時計前駅に「まちなか接種ステーション」を設置（～8月28日） ▶商店街・小売市場お買い物券事業（第3弾）（県市協調）開始 ▶生活にお困りの方に対し食料配布及び生活相談会（フードサポートこうべ）を開催【中央区】 	
8月1日	▶宿泊療養施設（東横 INN 神戸三ノ宮駅市役所前）の閉鎖	
2日	▶抗原検査キット等を配布する「神戸市オンライン確認センター」の開設を公表（令和4年8月4日～検査キット申込受付）	
3日	<ul style="list-style-type: none"> ▶就業制限通知書及び感染防止協力依頼書発行終了 ▶自宅療養フォローアップセンターによるファーストコンタクト終了（健康観察フォーム開始） 	▶県：新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第75回）※持ち回り開催
4日	<ul style="list-style-type: none"> ▶オンライン確認センター開設 ・抗原定性検査キットの無料配布開始 ・登録薬局での検査キット・医薬品の配布開始 ・自己検査の結果に基づく保健所医師による確定診断と発生届作成 ・有症状の20歳代の市民に抗原定性検査キットを配布開始。以後順次拡大（14日に6～59歳まで拡大） ▶自宅療養中の患者が死亡（10例目） 	▶国：新型コロナウイルス感染症対策本部（第96回）

5日	▶令和4年度神戸市の対応方針第1弾改定	
7日	▶自宅療養中の患者が死亡（11例目）	
9日	▶抗原検査キットの送付対象年齢の拡大を公表 （8月10日以降順次拡大）	
12日	▶コロナ受入病床の更なる確保（増床：405床→423床）	
17日	▶センタープラザ会場(中央区)での「予約なし」 「接種券なし」夜間接種を開始 （～令和4年8月31日） ▶陽性妊婦出産・透析受入支援金の創設 （～令和4年10月16日） ・第7波の感染拡大を受け、出産直前の妊婦陽性者や透析患者の陽性者の受入体制を確保するため支援金を創設	
18日	▶就業制限期間終了（療養期間終了）の確認通知書電子申請受付開始	
19日	▶社会福祉施設等における定期的な抗原定性検査の実施拡大	
22日	▶高齢者・障害者施設職員の定期検査の変更 ・対象事業所に訪問系事業所を追加	
23日	▶市長定例会見 ・新たな宿泊療養施設の確保（東横 INN 神戸湊川公園 86室、KOKO HOTEL 神戸三宮 99室）	
26日	▶市長臨時会見 ・第7波感染拡大を踏まえた医療機関等の負担軽減を踏まえた国の緊急避難措置に対する神戸市の方針（緊急措置の適用を兵庫県へ要望） ・自宅療養フォローアップセンターの対応強化（24時間対応）	
29日	▶宿泊療養施設の新規開設 ・東横 INN 神戸湊川公園（86室）	
30日	▶宿泊療養施設の新規開設 ・KOKOHOTEL 神戸三宮（99室） ▶市長メッセージ動画の配信 ・発熱外来の混雑状況を踏まえた抗原検査キット配布の案内	▶県：新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第76回）
31日	▶疫学調査など保健師業務の支援体制の強化 ・各保健センターの派遣職員を増員（事務職3→5名、看護職2→5名）	

9月1日	<ul style="list-style-type: none"> ▶コロナ受入病床の更なる確保（増床：423床→450床） 	
2日		<ul style="list-style-type: none"> ▶国：新型コロナウイルス感染症対策本部（第97回）
5日		<ul style="list-style-type: none"> ▶県：低リスク者の発生届の簡略化
7日	<ul style="list-style-type: none"> ▶市長定例会見 ・医療提供体制の確保（病床・宿泊療養施設・配慮が必要な陽性患者の受け入れ体制強化） ・自宅療養の方へのフォロー体制（令和4年9月5日～） ・小児（5～11歳）への3回目接種の開始 	<ul style="list-style-type: none"> ▶国：療養期間短縮（10日→7日）
8日	<ul style="list-style-type: none"> ▶小児（5～11歳）への追加（3回目）接種を開始 	<ul style="list-style-type: none"> ▶国：新型コロナウイルス感染症対策本部（第98回）
15日	<ul style="list-style-type: none"> ▶令和4年秋開始接種（オミクロン株対応ワクチンの接種）の開始を発表（大規模接種会場1か所・集団接種会場16か所） 	<ul style="list-style-type: none"> ▶県：新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第77回）
20日	<ul style="list-style-type: none"> ▶令和4年度神戸市の対応方針第1弾改定 ▶市長定例会見 ・全数届出見直しへの対応（陽性者登録フォームの設置等）（9月26日～） ▶神戸市暮らし支援臨時特別給付金（令和4年度住民税非課税世帯等）の確認書受付終了 	
26日	<ul style="list-style-type: none"> ▶全数届出見直し開始 ▶オンライン確認センター ・発生届の全数把握見直しに伴い発生届作成終了 ・発生届対象外の感染者に対する医師の確定診断による陽性者登録を継続 	
27日	<ul style="list-style-type: none"> ▶オミクロン株（BA.1）対応ワクチンの接種を開始 	
29日	<ul style="list-style-type: none"> ▶大規模接種会場（ハーバーランドセンタービル）を再設置 ▶市長メッセージ動画の配信 ・自宅療養者へのフォローアップ継続 	
30日	<ul style="list-style-type: none"> ▶神戸市暮らし支援臨時特別給付金（令和3・4年度住民税非課税世帯等）の申請書受付終了 	<ul style="list-style-type: none"> ▶国：特例貸付（緊急小口資金、総合支援資金【初回】）の申請受付終了
10月1日	<ul style="list-style-type: none"> ▶初回（1・2回目）接種の方向けに、市役所1号館24階会場で武田社ワクチン（ノババックス） 	

	<p>の接種を開始</p> <p>▶KOBE お買物キャンペーン開始</p>	
3日	▶50～59歳に対してオミクロン株対応ワクチンの接種券の発送を開始	
6日		▶県：フェーズV→Ⅲへ変更
7日	<p>▶40～49歳に対してオミクロン株対応ワクチンの接種券の発送を開始</p> <p>▶コロナ受入病床数の変更（フェーズV→Ⅲ変更：450床→398床）</p> <p>▶こうべ医療者応援ファンド第四次配分結果の公表</p>	
11日	▶12～39歳に対してオミクロン株対応ワクチンの接種券の発送を開始	
13日	<p>▶市長定例会見</p> <p>・同時流行に備えたインフルエンザワクチンの早期接種の勧奨</p>	
20日	▶市長定例会見 新型コロナウイルス感染症対策	
21日		▶国：3回目接種以降の接種間隔を5か月から3か月に短縮（ノババックスを除く）
24日	▶市通知：ワクチン接種間隔の短縮	
25日	▶個別接種医療機関でのオミクロン株（BA.4-5）対応ワクチンの接種を開始	
28日	▶オミクロン株の亜系統の感染を確認	
11月1日	<p>▶集団・大規模接種会場でのオミクロン株（BA.4-5）対応ワクチンの接種を開始</p> <p>▶神戸市暮らし支援臨時特別給付金（電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金）確認書発送開始</p>	
2日	▶市内で初めてオミクロン株のXBB系統の感染を確認	
10日	<p>▶市内で初めてオミクロン株のBQ.1.1系統の感染を確認</p> <p>▶神戸市暮らし支援臨時特別給付金（電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金）振込手続開始</p>	

11日	<ul style="list-style-type: none"> ▶市長定例会見 ・中・高校生へのコロナ検査キットの無償配布 	
14日	<ul style="list-style-type: none"> ▶コロナ禍における物価高騰対策福祉施設等緊急支援事業給付金（拡充分）の申請受付開始 	
16日	<ul style="list-style-type: none"> ▶中・高校生への抗原定性検査キットの配付開始（～令和4年12月20日） ・年末年始のインフルエンザの同時感染拡大対策として有症状時の検査用として1人2キットを配布 	
17日	<ul style="list-style-type: none"> ▶乳幼児（生後6か月～4歳）への初回接種用接種券の発送を開始 ▶市内で初めてオミクロン株のBA.2.3.20系統の感染を確認 	
18日	<ul style="list-style-type: none"> ▶登録薬局における検査キットの中高校生向け配布開始 	<ul style="list-style-type: none"> ▶国：新型コロナウイルス感染症対策本部（第99回） ▶県：新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第78回）
21日	<ul style="list-style-type: none"> ▶乳幼児（生後6か月～4歳）への接種を開始 	
24日	<ul style="list-style-type: none"> ▶陽性妊婦出産・透析受入支援金の再開（～令和5年1月23日。妊婦は令和4年12月28日～県事業へ移行） ▶中学校・高等学校において、「いわゆる黙食」の対応を変更 	
25日	<ul style="list-style-type: none"> ▶抗原定性検査キットの配付回数増と対象年齢の拡大 ・年末年始のインフルエンザとの同時感染拡大対策として配布回数を1人2回から3回に増加するとともに対象年齢を～64歳に拡大（令和4年11月25日～） 	<ul style="list-style-type: none"> ▶国：新型コロナウイルス感染症対策本部（第100回）
28日	<ul style="list-style-type: none"> ▶市長定例会見 ・新型コロナウイルス感染症対策 ▶プレミアム付電子商品券の発行 	
12月8日	<ul style="list-style-type: none"> ▶市長定例会見 ・要介護者に対応した宿泊療養施設の更なる確保（神戸メディケアセンタービル 36名） ・年末年始におけるの医療提供体制・医療機関への支援の拡充（令和4年12月29日～令和5年1月3日） 	

10日	<ul style="list-style-type: none"> ▶保健センターの業務負担軽減ため、土日祝における本庁での集約実施を開始 	
14日		▶県：フェーズⅢ→Ⅳへ変更
15日	<ul style="list-style-type: none"> ▶要介護者に対応した宿泊療養施設の新規開設 <ul style="list-style-type: none"> ・神戸メディケアセンタービル（36名） ▶コロナ受入病床数の変更（フェーズⅢ→Ⅳ変更：398床→408床） 	
20日	▶登録薬局における検査キットの中高校生向け配布終了	
21日		▶県：新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第79回）
22日	<ul style="list-style-type: none"> ▶市長定例会見 <ul style="list-style-type: none"> ・年未年始における医療提供体制 	
23日	<ul style="list-style-type: none"> ▶後遺症実態調査（第2回）の集計結果（速報版）を発表 ▶神戸市における新型コロナの変異株の動向を公表 	
25日	▶集団接種会場16会場のうち2会場で接種を終了	
26日	<ul style="list-style-type: none"> ▶回復期要介護患者転院受入れ支援金の創設（～令和5年2月25日） <ul style="list-style-type: none"> ・感染症から回復した要介護患者の入院受入れ体制を確保するための支援金を創設 	
28日	<ul style="list-style-type: none"> ▶陽性妊婦出産受入支援金の終了（県の事業へ移行） ▶コロナ受入病床数の変更（フェーズⅣ→Ⅴ変更：408床→433床） 	<ul style="list-style-type: none"> ▶県：流行期における分娩受入体制確保協力金開始 ▶県：フェーズⅣ→Ⅴへ変更
29日	▶登録薬局における検査キット・医薬品配布業務年未年始特別対応（～令和5年1月3日）	
令和5年 1月10日	▶市立学校園における学級閉鎖の対応変更（季節性インフルエンザの考え方に合わせて運用）	
12日	<ul style="list-style-type: none"> ▶市長定例会見 <ul style="list-style-type: none"> ・変異株の動向について（オミクロン株XBB.1.5系統の確認） 	
27日	<ul style="list-style-type: none"> ▶市長定例会見 <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症対策 	▶国：新型コロナウイルス感染症対策本部（第101回）
31日	<ul style="list-style-type: none"> ▶大規模接種会場（ハーバーランドセンタービル）での接種を終了 ▶集団接種会場14会場のうち7会場で接種を終了 	

	<ul style="list-style-type: none"> ▶市医師会からの集団接種会場への出務を終了 ▶神戸市暮らし支援臨時特別給付金（電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金）確認書・申請書受付終了 	
2月2日	▶センタープラザ会場で予約なしの夜間接種を開始	
3日	▶令和4年度神戸市の対応方針第1弾改定	
10日		▶国：新型コロナウイルス感染症対策本部（第102回）
14日	▶市立学校園での卒業式において、児童生徒等は、マスクを外すことを基本とする	
15日	▶コロナ受入病床数の変更（フェーズV→Ⅲ変更：433床→379床）	▶県：フェーズV→Ⅲへ変更
24日	▶令和4年度神戸市の対応方針第1弾改定	
28日	▶集団接種会場7会場のうち3会場で接種を終了	
3月7日	▶市長定例会見 ・新型コロナウイルス感染症対策	
10日		▶国：新型コロナウイルス感染症対策本部（第103回）
20日	▶後遺症実態調査（第2回）の集計結果（詳細版）を発表	
22日	▶こうべ医療者応援ファンドの寄付受付終了（令和5年3月31日）を公表	▶県：新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第80回）
27日	▶新型コロナワクチンの春夏接種の開始を公表（令和5年5月8日～8月31日（予定））	
28日	<ul style="list-style-type: none"> ▶市長定例会見 ・5類移行に伴う国方針を踏まえた対応（相談窓口機能等、入院調整等、高齢施設等対応） ▶市通知：R5春ワクチン接種の実施 	
31日	<ul style="list-style-type: none"> ▶こうべ医療者応援ファンドの寄付受付終了 ▶就業制限通知書及び確認通知書発行業務の民間事業者委託を終了 	▶住居確保給付金コロナ特例再支給（3か月間の支給）申請受付終了
4月1日	<ul style="list-style-type: none"> ▶集団接種会場を1か所（市役所1号館24階会場）に縮小 ▶学校教育活動においてマスクの着用を求めないことを基本とする 	
14日	▶市長定例会見 ・新型コロナウイルス感染症対策	

17日	<ul style="list-style-type: none"> ▶令和5年5月7日までに接種間隔3か月を満たす者へ接種券を前倒し発送（約300件） 	
20日	<ul style="list-style-type: none"> ▶令和5年春開始接種用の接種券（桜色）の発送を開始 	
24日	<ul style="list-style-type: none"> ▶春開始接種の予約を開始 ▶E-mail 接種券の発行開始 ▶お助け隊の再配置（～令和5年5月26日） 	
4月25日	<ul style="list-style-type: none"> ▶市通知：5類移行後の対応について 	
26日		<ul style="list-style-type: none"> ▶県：新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第81回）
27日	<ul style="list-style-type: none"> ▶市長定例会見 ・新型コロナウイルス感染症対策 	<ul style="list-style-type: none"> ▶国：新型コロナウイルス感染症対策本部（第104回）
5月2日	<ul style="list-style-type: none"> ▶コロナの5類移行を踏まえて「療養中の過ごし方ガイド」を作成（ホームページの公表） 	
6日	<ul style="list-style-type: none"> ▶市役所1号館24階会場での接種を終了 	
7日	<ul style="list-style-type: none"> ▶介護を必要とする在宅高齢者・障害者の一時受入事業の終了新型コロナ発生の入所施設でのPCR検査の最終日 ▶自宅療養フォローアップセンター業務終了 ▶オンライン確認センター業務終了 ▶令和4年秋開始接種の終了 	
8日	<ul style="list-style-type: none"> ▶第27回対策本部員会議 ▶令和5年春開始接種の開始 ▶新型コロナウイルス感染症対策本部廃止 	<ul style="list-style-type: none"> ▶国：新型コロナウイルス感染症対策本部廃止 ▶県：新型コロナウイルス感染症対策本部廃止

市内でのクラスター発生状況

	R3.10.1～ 12.31	R4.1.1～ 6.22 (第6波)	R4.6.23～ 10.11 (第7波)	R4.10.12～ R5.5.8 (第8波)	合計
保育所・学校	1	747	172	0	920
高齢・障害福祉施設	1	187	285	271	744
病院	1	57	69	85	212
公的機関	0	9	0	0	9
民間事業所	0	5	0	0	5
合計	3	1,005	526	356	1,890

※令和5年5月8日現在

第2章 対応の検証

第1節 感染拡大防止対策と医療提供体制の確保

(1) 第6波～8波への対応（オミクロン株の流行）

令和4年（2022年）1月より本市にてオミクロン株の流行が始まったが、これまでのアルファ株・デルタ株より感染力が非常に強く、感染者が急増した。

一方で、オミクロン株の特徴は上気道（鼻から喉頭（のど））までの症状が強く、重症化する患者はコロナによる基礎疾患の悪化や高齢者の誤嚥性肺炎等によるものが大半であり、毒性については、これまでより弱いものとなった。

①第6波への対応

<特徴>

- ・新規感染者（最大）2,351人/日
- ・10歳代の割合が最多（16.1%）
- ・重症者の割合が低い（0.1%）
- ・保育所、学校でのクラスターが増加

<課題>

オミクロン株は、多くが上気道までの症状で治り、ウイルス感染が直接の原因となる肺炎は減少し、重症化する患者は減少した。しかしながら、オミクロン株は感染力が非常に高い上に、免疫から逃れる性質もデルタ株より強くなったため、これまでの波より一桁多い感染者数に急増した。それに伴い自宅療養者が急増し、保健所業務がひっ迫するとともに、医療機関の受診に時間を要する事態となり、市民の不安が増大したことで相談窓口への相談が増加した。また、留学やビジネスなどで滞在している外国人は、言語のハードル等によりコロナに感染した可能性があっても医療機関の受診につながりにくい傾向があった。

<対策>

(区保健センター及び保健所業務のひっ迫・自宅療養者急増への対応)

オミクロン株の感染力の強さから、これまでになかった感染者の増加が続き、感染者数は、初めて1,000人を超えたが増加は止まらず、2,000人も超えて伸び続けた。新規発生の陽性者が膨大な人数となり、そのため、自宅療養者の数が急増した。一方で重症化率は低くなっていたが、感染者の全体数が伸び続ける中で重症者の絶対数も多くなった。

こうした状況の中で、これまでどおりの区保健センター及び保健所の対応を行うことは限界となった。そのため、療養者の重症化防止及び適切なフォローアップを行うため、

以下の保健所業務については重点化を行うとともに、応援職員や外部人材を活用した「自宅療養フォローアップセンター」を開設し、重症化リスクの低い患者への対応を集約・実施することとした。

○自宅療養フォローアップセンターの設置

新規感染者の急増により区保健センターの業務がひっ迫した結果、検査で陽性となっても、新規感染者の患者調査が発生届受理から3日程度かかり、入院待機者が40人程度発生する等、業務の停滞が発生し始めた。それにより、区保健センターに対して、自宅で待機している方からの問い合わせや苦情の電話が急増し、区役所全体の電話がパンクする状況となった。

そこで、これまで日中、区保健センターで事務職応援者が一部担当していた新規感染者への連絡を本庁に集約するとともに、自宅療養者からの一般的な問い合わせを一本化してうける相談窓口「自宅療養フォローアップセンター」を急遽、2月4日から市役所14階大会議室に設置することにし、全庁からの職員150名の応援体制でスタートした。

これまで区保健センターで行っていた軽症患者等からの相談を自宅療養フォローアップセンターで集約することにより、区保健センターが重症化リスクのある自宅療養者の健康観察に重点化するとともに、重症化リスクの低い患者への速やかな相談対応を維持することとした。2月18日からは自宅療養フォローアップセンターの運営を民間事業者へ委託した。

- ・体制（2月4日～17日まで）：職員約150名（うち保健師約10名）
- ・対応時間：8時45分～21時 21時以降は各区保健センターで対応

これによって、区役所の代表電話番号の入電数応答率は、2月4日（金）54.3%から、2月10日（木）88.6%に改善した。

また、区保健センター保健師が多忙を極める状況を踏まえ、その負担軽減を図る必要があることから、積極的疫学調査や自宅療養者への健康観察等の対応を協力してもらっていた神戸市看護大学の保健師・看護師資格を有する教員に自宅療養フォローアップセンターへの出務も協力していただいた。

○調査の重点化

自宅療養者の健康管理を重点化して行うため、1月17日から濃厚接触者への対応は同居者のみとし、積極的疫学調査については、電話を中心として行っていたが、重症化リスクをもつ対象者への支援にさらなる重点化を行うため、2月5日からは重症化リスクが低い陽性者に対する積極的疫学調査は当面の間、停止した。

○検査の重点化

陽性患者が発生した学校園のクラス全員に対する検査及び感染の疑いのある方が利

用した飲食店への検査については、高齢者、障害児・者の施設への検査を重点化するため、1月26日から当面の間、停止した。

また、市が実施する濃厚接触者の検査は、1月17日から自宅療養者の健康管理を重点的に行うため、同居者のみに限定し実施していたが、重症化リスクをもつ対象者への支援にさらなる重点化を行うため、2月5日から濃厚接触者への検査を当面の間、停止した。

○健康観察の重点化

自宅療養中に症状が悪化した患者への対応と新規感染者への対応に重点化するため、原則として、重症化リスクが低い患者に対しては、症状が悪化した場合に患者本人から保健センターに連絡をいただき、保健所による健康観察を行った。ただし、高齢者や重症化リスクの高い患者等については、引き続き、区保健センターから健康観察を実施した。

○入院調整の対応

これまで夜間に救急要請のあった患者や各区の守衛室に患者や患者家族から相談があった患者の入院調整・受診調整等については、保健所・各区保健センターの保健師がそれぞれ電話を自宅等に持ち帰り、対応（オンコール対応）にあたっていたが、感染が拡大する中、対応件数が急増し、当番にあたる保健師はほとんど睡眠時間がなくなり、翌朝から通常勤務を行うような状況であった。このような状況を改善するために、1月12日より夜間の電話相談を本庁に集約し、交代制勤務により夜間の電話対応を行うこととした。

自宅療養支援として、療養中の体調不良者に対し神戸市医師会の往診医リストを活用し、外来受診支援と往診を実施していたが、2月1日からは往診医を民間委託し、主治医のいない患者や休日夜間帯で病床が逼迫しているため入院調整が出来ない患者に対し往診を行い、病状の確認や酸素投与、点滴、薬剤投与等を行った。さらに医師会等へ協力依頼し、地域で往診・電話診療を行う医療機関の体制を強化し、自宅療養者の早期の外来受診・往診につないだ。

陽性妊婦については、妊娠後期の妊婦は原則入院対応にしていたが、かかりつけ医と相談可能な場合は、自宅療養もできることとし、その場合は区保健センターの健康観察の重点化とした。

第4波に続き第6波においても、消防局救急課の職員が保健所の入院調整ラインに向き、常駐した。そのため、救急要請があった患者や入院が決定した患者の搬送について、消防局管制室を通じて救急隊との連絡調整を実施することができ、救急搬送の円滑化を図ることが出来た。

○自宅療養支援の強化

これまでにない急激な感染者数の発生により、自宅療養中に症状が悪化する患者が増加したが、夜間や休日に医療機関の受診につなぐことが難しい状況であった。そこで、医療機関受診の調整に時間を要する場合には、自宅療養者等をオンライン診療や往診等にて、24時間対応する医療支援の委託事業を2月1日より開始した。

新型コロナの感染により在宅福祉サービスの利用や家族等の支援が受けられない自宅療養者を対象にした訪問看護による健康観察業務に、4月1日から食事、排せつの介助等生活支援業務を加えた。

(要介護者の入院受入体制等の強化(受入支援金))

第5波における要介護者の入院受入体制の不足の反省から、入院が必要となった要介護者を受け入れる医療機関に対する支援金(同時期に要介護者を複数名受入等で、1施設:最大300万円)を新設(令和4年(2022年)4月1日)し、全てのコロナ受入病院を訪問、協力要請を行った。この取り組みにより、要介護者受入れ登録医療機関が増加し、医療機関の体制も強化され、要介護3以上の患者の受入れ先の選択肢が増え、入院待機期間の減少につながった。

*令和5年(2023年)3月31日終了

(実績)

- ・登録医療機関数:30病院中27病院(第6波期間中)
- ・支援制度開始前の受入実績:16病院(うち同期間に複数名の受入実績あり3病院)
- ・支援制度開始後の受入実績(第6波期間中):事前登録済27病院中24病院(うち、同期間に複数名の受入実績あり19病院)

さらに、コロナから回復した要介護者は、引き続き入院での療養が必要となる場合が多いため、病院間で円滑に転院調整を行っていただけるよう、回復後の要介護者の転院受け入れが可能な医療機関40病院をリスト化し、コロナ患者受入医療機関に共有し、転院を促進した。

(宿泊療養施設の更なる強化)

濃厚接触者の増加や学校園・保育所の休校・休園の影響によって病院スタッフの確保が困難な状況となり、病院において患者受け入れが難しい状況に加え、高齢者施設などで頻回に介護が必要な高齢者の入院は病院にとっても負担が大きく、入院調整に時間を要した。そこで、宿泊療養施設であるニチイ神戸ポートアイランドセンターを2月5日から入院調整中に一時的に要介護者等を受け入れ対処する施設としても活用を開始した。

【概要】

中等症Ⅱ(SpO₂(酸素飽和度)93%以下)の要介護者(要介護度3~4程度まで)

など 18 名を受け入れ

(外国人検査相談コールセンターの開設)

留学やビジネスなどで滞在している外国人は、言語のハードル等によりコロナに感染した可能性があっても医療機関の受診につながりにくい傾向があることから、令和 4 年（2022 年）1 月 24 日に「外国人検査相談コールセンター」を開設した。コールセンターでは看護師及び通訳の三者通話による相談対応を行い、必要に応じて無料診療の案内や無料検査の案内を行った。

(健康科学研究所における対応)

○国の通知に先駆けたオミクロン株対応のゲノムサーベイランス

オミクロン株への置き換わりをいち早く捉えることが重要であると考え、国の通知（令和 3 年（2021 年）12 月 2 日）に先駆けて、令和 3 年 11 月 29 日よりオミクロン株に対するゲノムサーベイランス体制を整えた。L452R 変異株 PCR 検査によりオミクロン疑い株を素早く選別し、疑い株については至急ゲノム解析を行うことでオミクロン株を確定するという体制である。この時点で世界的に蔓延していたオミクロン株は L452R 変異株 PCR 検査にて陰性となる（変異なし）ことを利用したものであり、12 月 2 日に発出された国の通知においても同じ方法が全国に指示された。

令和 3 年（2021 年）11 月 29 日から令和 4 年（2022 年）1 月 2 日のオミクロン株の割合は 2%であったが、令和 4 年 1 月 3 日から 1 月 7 日では 85.6%に急増した状況をとらえ、この結果を公表し、オミクロン株の急増について市民への周知を図った。

○BA.2 系統疑い株を選別する変異株 PCR を組み合わせたゲノムサーベイランス

令和 4 年（2022 年）1 月中にデルタ株からオミクロン株にほぼ置き換わったのち、2 月になるとオミクロン株の派生型である BA.2 系統が検出されはじめた。海外での状況から、BA.1 系統から BA.2 系統への置き換わりが懸念されたが、国からは、BA.2 系統への監視体制を強化するための変異株 PCR の通知は発出されなかった。研究所では学術論文を参考にして、BA.1 系統と BA.2 系統を識別できる T547K 変異株 PCR を用いた独自のゲノムサーベイランスへと移行することで、BA.2 系統の増加を早期に検知できる体制を整えた（令和 4 年 2 月 21 日）。予想どおり、BA.2 系統への置き換わりが進み、令和 4 年 3 月 7 日から 3 月 13 日では約 2 割が BA.2 系統が占め、その後、4 月末には、ほぼ BA.2 系統に置き換わり、その状況について公表した。また、BA.2 系統は中和抗体薬のソトロピマブの有効性が減弱することが明らかになり、BA.2 系統への置き換わりの情報は、医療機関にとっても重要な情報となった。

(後遺症対策)

新型コロナウイルス感染症の治療・療養後にも、倦怠感や息苦しさなどの一部の症状がみられる場合があります、また、後遺症は社会的に十分認知されておらず、偏見に悩む声が区保健センターに寄せられた。このような後遺症に関する悩みを抱えている方への相談窓口として、「後遺症相談ダイヤル」を令和3年(2021年)11月1日より開設し、看護師が健康相談に対応しながら、必要に応じて後遺症診療可能医療機関(市内:198か所)の案内をおこなった。

また、後遺症の現状把握のため、第4波の感染者を対象に実態調査を実施した(令和3年12月21日~令和4年(2022年)1月31日)。調査の結果、後遺症に悩む方が罹患者のうち約半数いることがわかった。その他、健診や健康づくりの機会などを求める声が多かった。調査結果を踏まえ、後遺症の治療法を早期に確立する等、科学的知見に基づいた対策を早急に講じるよう国に要望すると共に、以下の対策に取り組んだ。

○アフターコロナ健診(神戸市健康診査の拡充)

コロナ罹患後の対象者に対して、基本健康診査(身体測定、血液検査、尿検査などの生活習慣病予防のための健診)や結核検診の機会に、コロナ罹患後の健康状況の把握や不安の軽減等を図った。健診の結果に応じて、健康相談等の支援を行う他、健康づくりに関する様々な取組等の周知・啓発を行った。

○健康リスク改善事業の拡充

健康ライフプラザで実施している「生活習慣病等健康リスク改善事業」の対象に、コロナ罹患者を加え、コロナ罹患後の筋力低下などを感じておられる方向けに、運動指導を実施し、運動習慣を定着させることで、健康リスクの改善を図った。

(その他)

相談窓口やクラスターへの対応等について、引き続き実施した。

②第7波への対応

<特徴>

- ・新規感染者(最大)3,990人/日
- ・オミクロン株 BA.5 系統による感染拡大
- ・全世代が感染
- ・ワクチンの感染予防効果の減弱
- ・重症者割合低い

<課題>

第7波の感染急拡大は、毎日の感染者数が前週の2倍の速度で伸びたため、垂直のカーブでの感染急拡大であり、対策のスピードを上げて、何とか追い付いていくのが精一杯という状況であった。相談件数も激増し、相談窓口の体制拡充に一定の時間を要することから電話がつながりにくい状況が発生し、神戸市コールセンターへも問い合わせが波及した。さらに発熱外来・救急外来がひっ迫し、受診難民が発生する問題が新たに起こった。

<対策>

(発熱外来・救急外来のひっ迫 (オンライン確認センター))

感染者急増により発熱外来、救急外来がひっ迫する状況の中、高齢者など重症化リスクのある方の受診を最優先とする必要があることから、重症化リスクの低い若年の方には無料の検査キットによる検査を実施し、基本的に医療機関での受診を控えていただくために、令和4年(2022年)8月4日に「オンライン確認センター」を新たに設置し、抗原定性検査キットを無料で配布した。併せて、地域の薬局においても、検査キット及び解熱剤等の一般用医薬品の配布を開始した。

対象者は神戸市在住の重症化リスクのない方で、発熱等のコロナを疑う症状のある方とし、まず20歳代の方から開始し、最終的には6歳～64歳まで段階的に拡大した。

- ・ e-KOBE で申し込みを受け付け、抗原検査キットを速達で郵送
- ・ 自主検査を行い、陽性判定であれば、オンライン確認センターへ申請
- ・ 申請データを基に保健所医師が確定診断を行い、薬が必要な場合は、登録薬局で薬を受け取る

というスキームとした。

この制度を実施したことにより、ピーク時には検査キットでの対応が半数を占め、発熱外来・救急外来のひっ迫を回避できた。利用者からは「速達で早く届いた」と非常に好評であった。

(高齢者施設等職員定期検査の拡充)

高齢者、障害児・者施設での職員対象定期検査は、潜伏期間が短く感染速度が速いオミクロン株の特徴に対応するため、7月19日より従来の郵送によるプール検査(PCR検査)を、その場で結果が出る抗原定性検査に切り替えるとともに、検査回数を週1回から週2回に頻回化した。

感染が拡大していたことと結果がすぐに出る抗原定性検査の手軽さから参加事業所は大幅に増加した。さらに、8月22日より高齢者・障害者に接する機会が多い訪問事業所の職員を検査対象に加えた。

（配慮を要する陽性患者（妊婦・透析患者）の受入体制の強化（支援金））

第7波の感染拡大を受け、出産直前の妊婦の陽性者が、陣痛が始まって、かかりつけ産婦人科医で受け入れ困難と言われたり、陣痛発生直後の入院時に検査で陽性となった場合に、受け入れ困難と言われたりするケースが発生した。保健所が入院調整を始めるのはその時点からであるため、他の医療機関においても出産受入が非常に困難であり、受け入れ調整に時間を要し、最大では2日間の調整時間を要した。その中で、医師の電話による管理下ではあるが、自宅出産となったケースが発生した。

このような現状を早急に改善するため、以下の陽性妊婦出産受入支援金を8月17日より2カ月間、臨時的に創設して、陽性妊婦の出産受入体制の強化を行うこととした。

【陽性妊婦出産受入支援金（医療機関への支援内容）】

- ・陽性妊婦の出産（かかりつけ・かかりつけ以外）支援金 1人受入30万円
- ・かかりつけ以外の陽性妊婦の出産受入支援金
- ・事前登録 150万円/月 ※ただし1カ月に1人以上の受入が必要

この制度を創設するとともに、各病院を訪問し要請を行った結果、受入医療機関は、制度開始前11病院から制度開始後は12病院・2診療所に増加した。特にかかりつけ以外の患者を受け入れる病院が4病院から11病院に増加し強化されたため、入院調整に要する時間も最大2日から約1時間に短縮された。

また、感染拡大を受け、陽性となった透析患者が、かかりつけ医での外来による透析治療継続が困難となるケースも多くなっていた。その際には保健所にて外来受診・搬送の調整を行っているが、入院調整にも時間を要していた。

このため、以下の陽性透析患者受入支援金を8月17日より2カ月間、臨時的に創設し、軽症患者については外来対応可能な医療機関で透析しながら自宅療養を可能とし、区保健センターでの健康観察を強化した。重症患者については必要時に円滑な入院につながるような体制の強化を行った。

【陽性透析患者受入支援金（医療機関への支援内容）】

- ・通院受け入れ支援金 12,000円/日・人
- ・入院受け入れ支援金 12,000円/日・人

この取り組みの結果、入院・外来調整に要する時間は、最大2日から1日以内に短縮し改善が図られた。

（自宅療養フォローアップセンターの運営）

第6波を上回る感染者の急増により、委託先のオペレーターの増員が間に合わなかつ

たため、市職員の動員により、最も配置人数が多い時で約 170 人（運営管理責任者なども含む）を確保し対応した。この時期は、オペレーターや看護師も陽性患者や濃厚接触者になることや、感染の不安により出務を控える方も多かった。また、急な人員確保であったため、オペレーターのスキルの向上が間に合わず、患者に迷惑をかけることもあるなど、緊急時の従事者確保の困難さを露呈した。

なお、8月より、重症化リスクの高い方への対応や重症化防止を最重点とするため、フォローアップセンターから新規感染者への電話連絡を中止し、代わって自身のスマートフォンから入力ができるアプリ「健康観察入力フォーム」を開発し、患者本人による健康状態の入力による把握を開始した。自宅療養者に毎日入力フォームに健康状態を入力してもらい、フォローアップセンターの看護師が健康状態を1日2回確認した。把握した情報をもとに、フォローアップセンターから区保健センターに症状が悪化している陽性者の情報を提供し、区保健センターから患者へ連絡し、健康観察と必要に応じて受診調整を行った。

（宿泊療養施設の入院までの間の一時的対処機能の強化）

施設入所等要介護者の緊急入院が必要となった場合で、休日・夜間など入院調整に時間を要する場合等に、入院するまでの間の一時的に対処する機能を強化するため、ニチイ神戸ポートアイランドセンター宿泊棟の入所定員を7月20日から、20名程度から中等症の要介護の患者10名程度を増やし30名程度に拡大した。

（健康科学研究所における対応）

本市では4月末の時点でほぼBA.2系統に置き換わったことから、海外の状況や空港検疫での状況を鑑みて、令和4年（2022年）5月16日以降は、L452R変異株PCRとゲノム解析を組み合わせたゲノムサーベイランスに移行し、BA.4/BA.5系統を早期に検出するための体制を整えた。神戸市内では、6月16日にBA.5系統の1例目を、6月20日にBA.2.12.1系統の1例目を、7月1日にBA.4系統の1例目を、7月12日にBA.2.75系統の1例目を確認したことをそれぞれ公表し、BA.5系統への置き換わりについても市民への周知を図った。

（入院調整の対応）

第7波においても消防局の職員が保健所の入院調整ラインに派遣され、第6波と同様に救急搬送のあった患者や入院が決定した患者の搬送の調整を実施し、救急搬送が円滑に実施出来るよう連携を行った。

また、患者の急増に伴い、医療機関がひっ迫し救急搬送の困難な場合には、医師が24時間体制で相談にのれるよう対応した。当初、保健所の常勤医師のみで開始したが、市民病院や医療産業都市推進機構の医師などにも応援を依頼するとともに、保健所の非常

勤医師を確保するための調整を行った結果、合計 13 名の非常勤医師を確保することができ、救急搬送の相談ピークとなる 19 時～23 時ごろまで保健所にて対応することで、病院の状況・地域の状況を共有し、救急搬送がさらに円滑に実施できるようになった。

(後遺症対策)

コロナ罹患後に、筋力の低下やフレイルなどを感じておられる方が自宅で健康づくりに取り組んでいけるよう、コロナ後遺症に関する運動のポイントや注意点をまとめた「セルフリハビリプログラム」(動画及びリーフレット)を作成した。令和 4 年(2022 年) 8 月より神戸市ホームページで公表した。

(その他)

相談窓口やクラスターへの対応等について、引き続き実施した。

③第 8 波への対応

<特徴>

- ・新規感染者(最大) 3,036 人/日 ※初めて前回の波より最大数が下回った
- ・オミクロン株による感染拡大
- ・全世代が感染
- ・重症者割合低い(9 月 26 日以降の発生届集約での割合 0.4%)

<課題>

大きく懸念されたコロナ・インフル同時流行対策は発生せず、また、第 8 波は初めて前回の波より低くなったことから、これまでの対策を引き続き講じることで対応ができた。

<対策>

(コロナ・インフル同時流行対策(中高生への検査キット配布))

国では、令和 4 年度(2022 年度)の冬については、全国で新型コロナウイルスの患者が 1 日 45 万人、インフルエンザの患者が 1 日 30 万人規模で同時流行し、ピーク時には 1 日 75 万人の患者が生じる可能性を想定し、同時流行対策を都道府県等に要請するとともに、国民に抗原定性検査キットや解熱鎮痛薬の事前購入を呼びかけていた。南半球のオーストラリアではインフルエンザの流行が報告されており、また、3 年間国内でインフルエンザが流行していない影響から、流行した場合には地域によって医療がひっ迫する状態となるのでは、と専門家が懸念している状況であった。

国の方針を踏まえ、本市においても、発熱外来を速やかに受診できない場合に備え、感染確認に必要な抗原定性検査キットや、自宅療養に必要な解熱鎮痛薬を、あらかじめ

準備していただくよう、市民に呼びかけを行うとともに、備蓄用の抗原定性検査キットの無償配布（11月16日～）を実施することとした。医療機関のひっ迫対策と学校における感染者の集団発生の防止を目的として、対象は重症化リスクのない中学校・高等学校等の生徒として、1人2キットを申し込みにより郵送することとした（申込受付期間令和4年（2022年）11月16日～12月20日）。併せて、身近な地域の薬局で直接受け取ることも可能とした。

※国では、小学生以下の児童はインフルエンザによる重症化のリスクが高いため、かかりつけ医などの地域の医療機関を受診することを方針としたため、配布対象外とした。

（病院と連携した宿泊療養施設の開設）

新型コロナ陽性の要介護者で緊急入院が必要となった場合や、休日など入院調整に時間がかかる場合に入院するまでの一時的対処のために、介護的ケア体制が整ったメディケアセンタービル6階に、新たに宿泊療養施設（定員36名）を令和4年（2022年）12月15日に開設した。

当施設は旧中央市民病院感染症病棟を利用し、要介護3～5相当の対応が可能であり、医師や看護師の手配など宿泊療養施設の運営全般について委託した。

（健康科学研究所における対応）

世界的に様々なオミクロンの派生型が地域性をもって発生し、BA.5系統からの置き換わりが進むという状況が続いた。最終的に、XBB系統への置き換わりが世界的なトレンドとなっており、本市においても様々な派生型が確認され、下記のとおり公表するとともに、オミクロン株の亜系統検出状況についてホームページで毎週公表した。

【亜系統の市内1例目の公表日】

- ・ BA.4.6系統、BF.5系統、BF.7系統、BE系統（令和4年（2022年）10月28日）
- ・ XBB系統（令和4年11月2日）
- ・ BQ.1.1系統（令和4年11月10日）
- ・ BA.2.3.20系統（令和4年11月17日）
- ・ XBB.1.5系統（令和4年1月12日）

（入院調整の対応）

令和4年（2022年）11月30日から陽性妊婦の入院受け入れ体制の強化として、分娩受け入れ医療機関（34病院・診療所）の産科医師に直接連絡できる体制を作り「コロナ情報メール（妊婦情報）」を流行状況に合わせて発信した。これにより入院調整への協力がより強化された。

小児科についても、小児輪番での受け入れを依頼し、休日、時間外の受け入れ医療機関が拡大したため、2か所しかなかった受け入れ医療機関の負担を軽減することができ

た。

(後遺症対策)

○コロナ後遺症実態調査

オミクロン株による後遺症について把握するため、第6波の感染者を対象に第2回実態調査を実施した(令和4年(2022年)9月5日~10月31日)。調査の結果、療養期間終了後も症状が続いている方は、第1回調査(アルファ株:48%)と比較し、34%に減少した。また、症状が2ヶ月以上続いた場合は長期化しやすいこと、コロナワクチン接種はコロナの重症化だけでなく、後遺症の出現率を軽減させる可能性があることがわかった。本調査の結果については、後遺症対策検討の参考としてもらうため、国に報告した。

○後遺症における医療体制

かかりつけ医等を受診した結果、他の疾患の鑑別が必要と判断された場合には、地域の医療機関から紹介する「新型コロナ後遺症連携病院」を設置した(令和5年(2023年)2月10日)。

また、後遺症患者が医療機関にアクセスできる環境を整備する国の方針に基づき、令和5年(2023年)4月28日に兵庫県ホームページにおいて後遺症の対応可能医療機関が公表された。当初は、外来の混乱等を懸念した医療機関が公表の登録を控える傾向があったものの、その後、公表する医療機関数は増加しており、今後も後遺症に悩む患者が適切な医療を受けることができるよう、後遺症に関する治療法の早期確立等について、引き続き国に要望した。

(その他)

相談窓口やクラスターへの対応等について、引き続き実施した。

(2) ワクチン接種

新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種は、主に発症予防や重症化予防を目的として、令和3年(2021年)3月より、まずは医療従事者、次に高齢者、基礎疾患を有する者、高齢者施設等の従事者、その他の者へと順次対象を拡大しながら実施してきた。新型コロナワクチンは初回(1・2回目)接種においては、1回目の接種の3週間後(ファイザー社製の場合)または4週間後(モデルナ社製の場合)に2回目の接種を受ける必要があるが、同年9月末時点では、神戸市民全体の約7割が1回目接種を、約6割が2回目接種を完了した状況であった。

（第1期追加接種（3回目接種））

○接種の開始

令和3年（2021年）9月17日に開催された厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会（以下「ワクチン分科会」という。）において、

- ①諸外国において、2回新型コロナワクチンを接種した場合であっても、接種後の時間の経過とともに、ワクチンの有効性や免疫原性が低下することが報告されている。
- ②一部の国においては、2回のワクチンを接種後、一定の間隔をおいて、追加接種を実施する方針が打ち出されていることから、追加（3回目）接種を行うことが必要であり、実施時期は2回接種完了から概ね8か月以上後とすることが妥当であるとの見解が示された。

これを受け、国において同年12月1日より、感染拡大防止及び重症化予防を目的として18歳以上を対象とした3回目接種（第1期追加接種）を開始することとされ、本市においても、11月22日より対象者への接種券発送を開始し、12月1日より接種を開始した。ただし、当初の対象者は、初回接種の際、先行接種・優先接種の対象となった医療従事者が主であり、一般高齢者の追加接種が本格的に始まるのは2月以降と見込んでいた。

○接種間隔の短縮

当初、追加（3回目）接種の接種間隔は初回接種完了から8か月以上とされていたが、オミクロン株による感染拡大が懸念されたことから幾度にもわたり接種間隔が短縮されることとなった。そのため、接種券発送の前倒しや接種体制の拡充が必要になるなど、その都度対応に追われることとなった。

・1回目の前倒し

令和3年（2021年）12月17日付厚生労働省通知により、①医療従事者等及び高齢者施設等の入所者等については初回接種後6か月以上の間隔に、②その他の高齢者については7か月以上の間隔（令和4年（2022年）2月以降）に短縮された。これを受け、前倒しの対象となった約46万人への接種券送付を1～2か月前倒しするとともに、接種体制を大幅に見直すこととした。（12月23日記者資料提供）

・2回目の前倒し

令和3年12月28日の厚生労働大臣及びワクチン接種推進担当大臣の会見において、高齢者施設等の入所者以外の一般高齢者への追加接種については令和4年2月以降とされていたところ、2月を待たずに前倒ししても差し支えないとの見解が示された。これを受け、個別接種医療機関においては1月17日以降発送する接種券が届き次第接種を受けていただけることとした。（1月12日記者資料提供）

・ 3回目の前倒し

令和4年1月13日付厚生労働省通知により、同年3月以降は、①一般高齢者については初回接種の完了から6か月以上経過した後に実施するよう努めること、②その他の者については初回接種の完了から7か月以上経過した後に実施するよう努めることとされた。これを受け、高齢者約8万人及び18～64歳の方約16万人の接種券を前倒して発送することとした。(1月20日記者資料提供)

・ 4回目の前倒し

1月13日付の通知では、あわせて、医療従事者及び高齢者施設等の入所者等並びに一般高齢者への追加接種について一定の完了が見込まれた段階で、初回接種の完了から7か月以上を経過しているその他の一般の者に対して、3月を待たずに追加接種を実施することも可とされていた。また、同日付で「追加接種の速やかな実施について」が別途通知され、その中で、接種券の早期送付に伴い、その他の一般の者が結果的に初回接種の完了から6か月以上7か月未満の間隔で接種を受けた場合にも予防接種法上の予防接種として認めることが明記された。当時、オミクロン株の感染が爆発的に拡大するなかで、2回目接種を完了した全ての市民に追加接種を速やかに受けていただく必要があったため、本市では、初回接種完了後6か月以上を経過した全ての方について追加接種の対象とし、一般高齢者約18万人、その他の方約21万人の接種券送付をさらに前倒ししたうえで、接種券が届いた方から接種を受けていただくこととした。(1月28日記者資料提供)

○接種体制の拡充

令和3年(2021年)11月時点で接種対象人口の約8割の方が2回目接種を終えており、接種を希望される方は概ね初回接種を終えていたこと、12月から開始される追加(3回目)接種の当面の対象者である医療従事者については、自らが勤務する医療機関において接種を受けることが多いことから、同年12月1日以降は、集団接種会場を市内3か所に縮小していた。その後、高齢者が追加接種の対象に加わる令和4年(2022年)2月以降に、それに見合った接種体制を再構築するべく、準備を進めていたところであったが、接種間隔が短縮されることで、接種可能時期を迎える対象者が集中することとなったため、接種体制の再検討が必要となった。

まずは、神戸市医師会・神戸市民間病院協会を通じ、市内医療機関に対して改めて接種への協力を呼びかけ、個別接種医療機関については初回接種時の約780か所から約820か所に増やすことができた。

また、集団接種会場については、従来からの神戸市医師会による出務に加え、神戸市歯科医師会に再度協力を依頼し、ハーバーランドセンタービルの大規模接種会場を再設置するとともに、神戸市薬剤師会にさらなる出務を依頼し、2月5日より集団接種会場

18 か所、大規模接種会場 2 か所に拡充した。(市役所 24 階会場及びノエビアスタジアムについては 1 月 29 日から接種開始)

これにより 1 日平均約 2 万回(個別接種医療機関 12,000 回、集団・大規模接種会場 8,000 回)以上の接種を達成した初回接種のピーク時(令和 3 年 6 月末)と同等の接種体制が整った。

○接種券発送時期お知らせサービスの運用

度重なる前倒しに市民も自分の接種券がいつ届くのがわかりにくいことから、本市ホームページ上で自身の接種券番号を入力すると接種券の発送時期が表示される「接種券発送時期お知らせサービス」の運用を 1 月 17 日より開始した。同サービスは後述する 4 回目接種(第 2 期追加接種)以降でも運用しており、市民からの接種券発送時期に関する問い合わせの削減に寄与している。

○若年層向けの接種促進の取り組み

若年層、特に 20 歳代、30 歳代においては初回接種こそ 8 割近い接種率だったが、追加(3 回目)接種については 2 割程度となっていた(令和 4 年(2022 年)4 月時点)。新型コロナウイルス感染症については第 5 波以降、若年層における感染拡大が続いており、十分な感染予防や発症予防効果、重症化予防効果を得るためには、新型コロナワクチンの 3 回の接種が必要とされていることから、本市においても様々な若年層向けの接種促進策を実施した。

・センタープラザ会場での夜間接種

仕事の関係で日中にワクチン接種を受けることが難しい働く世代の方に、仕事帰り等に接種を受けていただくため、夜間時間帯(18 時~21 時)の接種を令和 4 年(2022 年)5 月から実施した。また、8 月には「予約なし・接種券なし」の夜間接種を実施した。
(実績) 5 月 17 日~6 月 30 日:約 4,400 人(予約者数)

8 月 17 日~8 月 31 日:182 人(うち予約なし 85 人)

・まちなか接種ステーション

主に 10~30 歳代の方を対象として、休日に人で賑わう三宮の中心部で、予約なし(神戸市民については接種券なしも可)で接種が受けられる「まちなか接種ステーション」を地下鉄海岸線三宮・花時計前駅の特設会場で 7 月 30 日より実施した。

当初は休日のみの実施予定だったが、まだ接種を受けられていない若年層(主に 10~30 歳代)を中心に多くの接種希望者がいたことから、金曜日の夜間にも接種を実施し、接種可能人数を拡充した。

(実績) 7 月 30 日~8 月 28 日:986 人(うち 10~30 歳代 811 人)

・企業・大学等での接種促進

企業・大学等での接種に関しては、本来職域接種という枠組みがあるが、接種希望者の募集、接種会場の確保、医療従事者の手配、接種後の事務処理等を行うことは企業・大学等にとって大きな負担となっていた。結果として、職域での追加接種は減り、ワクチン接種については本人次第という状況となっており、国から都道府県に対しては、自治体の大規模会場での団体接種の受入れが依頼されていた。

こうした状況を踏まえ、本市では企業からの申し出があればノエビアスタジアム神戸会場で受入れを行う団体接種の受付を3月17日から開始した。

(実績) 4月15日～6月5日：4団体105名

また、5月16日からは学校が接種場所の確保や接種の広報等を行い、神戸市が接種チームを派遣するキャンパス訪問型接種を開始した。

(実績) 5月26日～6月30日：4大学1専門学校331名

(第2期追加接種(4回目接種))

○接種の意義・対象者

海外の研究において、3回目接種から4か月以上経過した60歳以上の方に4回目の接種をした場合、オミクロン株流行期において、接種後6週間経過しても重症化予防効果が低下せず維持されていたという報告があったことなどから、4月27日に開催されたワクチン分科会において、重症化予防を目的として、4回目接種を特例臨時接種として実施することが了承された。

新型コロナウイルス感染症は、高齢者ほど重症化しやすく、一定の基礎疾患をもつ者についても重症化しやすいことが明らかとなっていることから、4回目接種については、①60歳以上の方、②18歳以上60歳未満の基礎疾患を有する方等を対象とすることとなり、5月25日より第2期追加接種(4回目接種)が開始されることとなった。本市においても60歳以上の方の接種券を5月31日より発送開始し、6月1日から4回目接種を開始した。

あわせて、それまで追加接種における接種間隔は前回接種から6か月以上とされていたが、3回目接種、4回目接種ともに前回接種から5か月以上に短縮された(ノババックスワクチン除く)。

○こうべE-mail接種券の導入

接種対象者への4回目接種用接種券の発送にあたり、60歳以上の方については年齢で画一的に抽出ができるが、60歳未満でも接種の対象となる基礎疾患を有するかどうかの情報を本市では保有していなかった。

60歳未満の基礎疾患を有する方への接種券の発送方法について、国が4月28日の事務連絡で「地域の実情に応じて、柔軟に発行方法等を検討することとして差し支えない」

としたため、自治体によっては、3回目接種を完了した全ての者に接種券を発行することとしたところもあったが、基礎疾患の無い者が接種を受ければ間違い接種となるため、本市ではこの方法を採用しなかった。

間違い接種をできる限り防ぐため、18～59歳で基礎疾患を有する方からの申告により接種券を発行することが望ましかったが、通常の紙の接種券では、申告を受け付けてから接種券が市民の手元に届くまでには、最大で約2週間を要することが見込まれた。

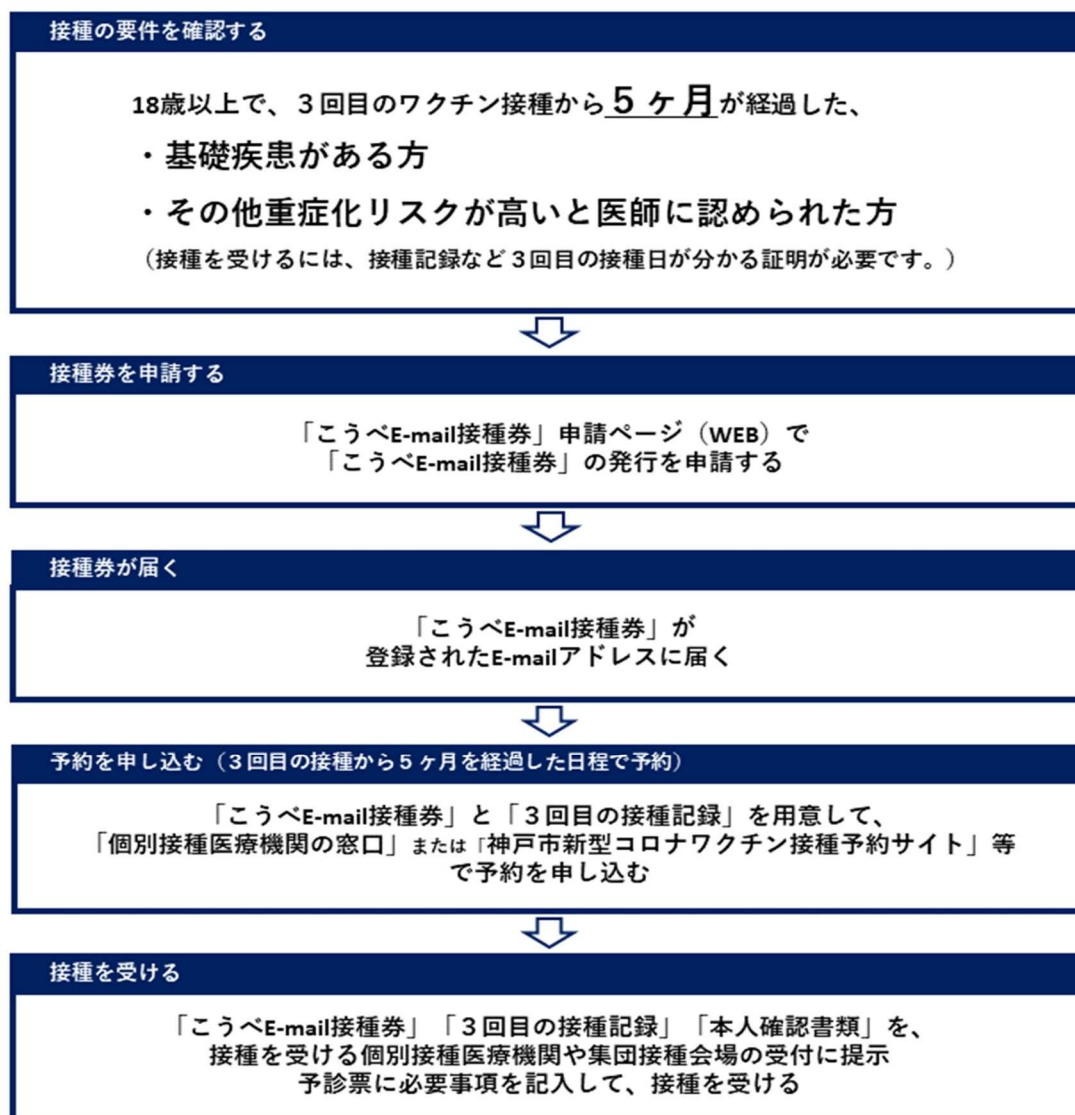
そこで、4回目接種を受ける際に何故接種券が必要なのかという点に着目し、検討した結果、①神戸市民であること、②3回目接種が完了していることの2点が確認できれば、接種を受けていただくことは可能ではないかという結論に至った。その2点を接種会場で確認する方法として、対象者からWEBで申請があれば、登録されたアドレスあてに瞬時に「接種券」をお届けする「こうべ E-mail 接種券」を導入することとし、6月1日より申請受付を開始した。「こうべ E-mail 接種券」を利用される場合には、医療機関や集団接種会場での受付時に、前回接種から5か月以上を経過しているかの確認が必要ではあったが、これにより接種券の発行と送付に要する時間の大幅な短縮による市民の利便性の向上と、事務負担の軽減が実現した。なお、「こうべ E-mail 接種券」はローコードツールである kintone を活用し、職員自らが開発した。

○4回目接種の医療従事者等への拡大

7月以降新規感染者が急速な増加傾向にあり、重症化リスクの高い者が多数集まる医療機関・高齢者施設等において従事者を通じた集団感染が生じ、重症者が発生することや医療提供体制に影響が生じることが懸念されたことから、7月22日に開催されたワクチン分科会において、医療機関・高齢者施設等の従事者であって、60歳未満のものに対する4回目接種を予防接種法に基づく予防接種として位置付けることとされ、同日より、これらの者に対する4回目接種が可能とされた。

本市においても、同日より、医療従事者等に対する4回目接種を開始することとしたが、このことが可能となったのは、「こうべ E-mail 接種券」の仕組みができていたからである。

(参考)「こうべ E-mail 接種券」での接種予約の流れ



(令和4年(2022年)秋開始接種(オミクロン株対応ワクチン接種))

○接種対象

4回目接種は従来型ワクチンで接種が開始されたが、4回目接種が開始された5月末時点には、すでにオミクロン株による感染が拡大しており、ファイザー社及びモデルナ社では並行してオミクロン株対応ワクチンの開発が進められていた。オミクロン株対応ワクチンは、オミクロン株に対応した成分も含まれるため、従来型ワクチンを上回る重症化予防効果や、短い期間である可能性はあるものの、感染予防効果や発症予防効果も期待されていたことから、7月22日のワクチン分科会においてオミクロン株対応ワクチンを用いた追加接種について議論が開始され、同日、自治体に対してオミクロン株対応ワクチンを用いた接種体制の準備を開始するよう事務連絡が発出された。

その後、8月8日のワクチン分科会において「初回接種を完了した全ての者を対象と

することを想定することが妥当」とされ、接種対象は初回接種を完了している12歳以上の全ての者となった。

本市では、オミクロン株対応ワクチンの接種を希望される方が速やかに接種を受けられるよう、個別接種医療機関、集団接種会場に加え、大規模接種会場（ハーバーランドセンタービル会場）を再設置し、対応することとした。

○BA.1対応ワクチンの採用

当初、オミクロン株対応ワクチンの接種（令和4年（2022年）秋開始接種）は10月半ばから開始予定であったが、当時の感染状況を鑑み、9月20日に前倒しして開始されることとなり、まずは4回目接種がまだ完了していない高齢者、基礎疾患を有する者等を対象とすることとされた。使用するワクチンについては、利用可能なオミクロン株対応ワクチンになるべく早く切り替えるべきとされ、当時すでに感染の中心はオミクロン株のBA.5に置き換わっていたが、9月半ばから国内配送が見込まれていたオミクロン株BA.1対応のワクチンが採用されることとなった。

本市においても9月27日よりオミクロン株（BA.1）対応ワクチンの接種を開始し、10月3日には新たに接種対象となった59歳以下の方（3回目接種後5か月以上を経過した方）への接種券発送を開始した。

なお、オミクロン株対応ワクチンは、初回（1・2回目）接種に使用することができないことから、まだ初回接種を完了していない方の接種機会を確保するために、ハーバーランドセンタービル会場ではオミクロン株対応ワクチンの接種と並行して、従来株対応のファイザー社製ワクチンの接種も行い、個別接種医療機関に対しても従来株対応のファイザー社製ワクチンの配送を継続した。

また、mRNAワクチン（ファイザー社及びモデルナ社ワクチン）に対するアレルギーがある方が、集団接種会場でも初回接種を受けられるよう、10月1日より市役所24階会場において組み換えタンパクワクチンである武田社製ワクチン（ノババックス）の接種を開始した。

○接種間隔の短縮

令和4年（2022年）秋開始接種の開始時においては、3回目接種以降の接種間隔は前回接種から5か月以上とされていたところ、①10月19日の薬事・食品衛生審議会において、従来型、オミクロン対応型ワクチンいずれも、追加接種は前回接種から3か月以上経過した後に接種できることが承認されたこと、②新型コロナウイルス感染症が毎年、年末年始に流行していることを踏まえ、従来型ワクチンによる4回目接種を完了した者を含めた全ての対象者が、年内にオミクロン株対応ワクチン接種を受けることが望ましいことから、10月20日のワクチン分科会において、3回目接種以降の接種間隔が前回接種から3か月以上に短縮することが了承された。（武田社製（ノババックス）ワ

クチンを除く)

○接種控えとその反動

オミクロン株対応ワクチンの接種開始が国から示された7月22日は、従来型ワクチンを使用した高齢者等への4回目接種の最中であったが、新たなワクチンが導入されるという報道などにより、対象者が接種を控える傾向が見られた。さらに、オミクロン株(BA.1)対応ワクチンの接種が開始されて間もない9月28日にはBA.4-5対応ワクチンによる接種が10月中旬より始まることが国から示されたため、BA.1対応ワクチンの接種についても接種控えが見られるようになった。

10月下旬以降、BA.4-5対応ワクチンの供給が開始され、本市においては、個別接種医療機関では10月25日から、集団・大規模接種会場では11月1日からBA.4-5対応ワクチンに切り替えた。その結果、それまで接種を控えていたと思われる接種対象者が同時期に接種を希望することとなり、集団接種会場では11月以降の予約が取りにくい状況となった。そのため、11月下旬から12月末までの間、予約枠を合計約6,500枠拡大して対応することとした。

12月末までにオミクロン株対応ワクチンの接種対象の方への接種券送付をほぼ完了し、集団接種会場の予約状況も落ち着きを見せてきたことから、1月には、集団接種会場の開設日時を短縮し、1月31日にはハーバーランドセンタービル会場での接種を終了した。また、2月以降、集団接種会場を段階的に縮小していった。一方で、働く世代の方の接種促進のため、2月にはセンタープラザ会場において予約なしの夜間接種を実施した。

2月1日 集団接種会場を14会場から7会場に縮小

3月1日 集団接種会場を7会場から4会場に縮小

4月1日 集団接種会場を4会場から1会場に縮小

(小児接種)

新型コロナワクチンについては、令和3年(2021年)2月17日の開始当初は16歳以上が接種対象であったが、同年6月1日に12~15歳の者が対象となり、令和4年(2022年)2月21日には、5~11歳の者(小児)についても接種対象に加えられた。

小児接種にあたっては、接種のメリットとデメリットを本人と保護者に十分に理解していただく必要があること、接種前後のきめ細かな対応ができることが望ましいことから、本市では小児の普段の体調等をよく知っているかかりつけ医など個別接種医療機関でのみ接種を実施することとし、2月28日から対象者に接種券を発送し、3月1日から接種を開始した。

小児接種は12歳以上の者とは異なり、接種の努力義務が適用されていなかったことから、接種券を対象者全員に送るか、あるいは希望者のみに送るかなど自治体によって

対応が分かれたが、本市では接種を希望する方が接種機会を確実に得られるように対象者全員へ接種券を発送することとした。これに対し、新型コロナワクチンの安全性を疑問視する声や、「接種を強制している」「学校での同調圧力を生む」などの反対意見が寄せられた。

9月6日には小児についても追加接種（3回目接種）を受けることが可能となり、その際、オミクロン株流行下での新たな知見を踏まえ、小児についても努力義務が適用されることになった。本市では9月7日以降、初回接種完了から5か月が経過した方に対して接種券を発送し、9月8日から接種を開始した。

また、令和5年（2023年）3月8日には小児用のオミクロン株対応ワクチンの国からの配送が始まったが、当初は個別接種医療機関に配るだけの十分な量に達していなかったことから、一定数量のワクチンを確保できるまで接種を見合わせ、3月23日に接種券を発送、3月27日より接種を開始した。

小児接種に関して疑問や不安がある場合は、まずはかかりつけ医への相談を案内していたが、かかりつけ医がない場合などでも、こども本人や保護者が接種に関して看護師や保健師に確認・相談できるように、12歳から15歳向けの接種相談窓口として開設していた「こども健康相談窓口」において対応した。

（乳幼児接種）

小児同様、乳幼児（生後6月以上4歳以下）のワクチン接種についても有効性・安全性が認められたことから、令和4年（2022年）10月24日より乳幼児へのワクチン接種が可能となった。

ワクチンの配送スケジュール・配分量については前もって示されていたが、これまでの5歳以上のワクチン接種とは異なり、1回目の接種から3週間後に2回目接種を、2回目接種から8週間後に3回目接種を受けるというように、初回接種が3回でワンセットとなっていた。そのため、接種券のレイアウトが大幅に変更されることとなったが、国からはなかなか具体的な案が示されず、接種券の作成に非常に時間を要した。そうしたことから、対象者への接種券送付が遅れ、11月17日に接種券を発送、11月21日より個別接種医療機関での接種を開始した。なお、小児接種同様、接種に関する疑問や不安に関しては「こども健康相談窓口」で相談できる体制を整えた。

（重症化リスクが高く接種に配慮が必要な方向けの接種）

新型コロナウイルス感染症に感染した際の重症化リスクが高いとされた高齢者や基礎疾患を有する者等に対するワクチン接種は、当初より重点的に実施してきた。特に配慮が必要な方向けの接種として、①高齢者施設や障害者施設の入所者及び従事者を対象に、当該施設内等で接種を行う「施設接種」、②自宅で寝たきり状態などにあり、主治医による往診ではワクチン接種を受けられない方の自宅に医師・看護師等からなる接種

チームを派遣して行う「巡回接種」、③知的障害や精神障害を含む基礎疾患を有することで、集団接種会場など多くの人が集まる場所での接種が困難な方のための「配慮を要する方向けの接種会場」についても、初回接種の際と同様、追加（3回目）接種以降も引き続き実施した。

令和3年（2021年）11～12月には、ワクチン接種が市内すみずみまで行き届くよう、北区及び西区の公共交通機関の利用が困難な地域へ接種チームが訪問して接種を行う「こうべワクチンカー」を巡行した。また、令和4年（2022年）6～7月にも3回目接種の対象者に対して実施した。

（実績）17か所 のべ174人

（接種予約支援）

初回接種において、コールセンターやお助け隊で予約を取る際に「予約さえ取れるなら接種日はいつでも構わない」という意見も多くあったことから、高齢者等への接種予約の支援として、3回目接種と4回目接種の接種券には「おまかせ予約チケット」を同封し、必要事項を記入し返信用封筒で郵送してもらえば、居住区内の集団接種会場の予約を本市が取ったうえで、日時等の予約結果をお知らせする「おまかせ予約」を実施した。


（予約受付実績）3回目接種：8,518件、4回目接種：8,800件

追加(4回目)ワクチン接種 おまかせ予約チケット

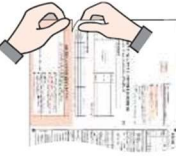
おまかせ予約を希望される場合は、電話番号またはFAX番号を記入し、このチケットをマシン目から切り離して、同封の返信用封筒でご返送ください。

お名前 電話番号またはFAX番号（記入をお願いします） 電話 — — FAX — —	<p><以下の場合、このチケットを使用しないでください></p> <ul style="list-style-type: none">●かかりつけの診療所・病院が接種をしている場合は、そちらに直接、予約してください。●接種の日時・場所、ワクチンの種類の希望がある方は、インターネット予約やお助け隊をご利用ください。 <p><注意事項></p> <ul style="list-style-type: none">●接種の日時・場所、ワクチンの種類は指定できません。●接種場所は、お住まいの区の集団接種会場となります。●申し込みの受付は、2022年9月30日までのみです。●お早めにお申し込みください。●このチケットは再発行いたしません。
---	---


1. 左下チケット(赤色)に必要事項を記入



2. チケットを切り取る



3. チケットのみ同封し、封筒で郵送



また、初回接種に引き続き「新型コロナワクチン接種申込お助け隊」を3回目接種（設置期間：令和4年（2022年）1月18日～3月31日）、4回目接種（設置期間：6月23日～9月30日）、そしてオミクロン株対応ワクチン接種（11月1日～12月28日）において各区役所等に配置し、予約の受付を行った。

（予約受付実績）3回目接種：22,968件

4回目接種：20,403件

オミクロン株対応ワクチン接種：13,476件

（令和5年春開始接種）

令和4年（2022年）12月13日のワクチン分科会において令和5年度（2023年度）以降の接種について検討が開始され、令和5年2月22日のワクチン分科会では、

- ①令和5年度の1年間は、現行の特例臨時接種の実施期間を延長することにより、接種を継続することとしてはどうか
 - ②追加接種可能な全ての年齢の者を対象として秋から冬（9～12月）にかけて1回接種を行うこととし、新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高い者等については、春から夏（5～8月）にかけて前倒してさらに1回接種を行うこととしてはどうか
- との見解が示された。

○国庫補助の上限設定

こうした動きを踏まえ、本市においても4月以降の接種体制を検討し、基本的にはこれまでと同様、より多くの方に接種を受けていただくことができるよう、各区に集団接種会場を配置することを想定していた。しかしながら、3月3日に令和5年度（2023年度）の国庫補助に関する考え方（案）が示され、「現時点では短期間で集中的に接種を促進するような状況は見込まれず、また、新型コロナワクチンの安定的な制度の下での接種を見据えると、個別医療機関を中心とする体制への移行を進めることが適当である」という考え方のもと、国庫補助に上限が設けられることが判明したため、接種体制等の再検討を余儀なくされた。国庫補助の上限設定に対応するため、令和5年（2023年）春開始接種の実施にあたり、以下の見直しを行った。

・集団接種会場の会場数・設置期間の見直し

市民の利便性を重視し、それまで集団接種会場は各区に最低1か所は設置することとし、令和4年（2022年）秋開始接種（オミクロン株対応ワクチン接種）では市内16か所の会場を設置していたが、個別医療機関を中心とする体制へ移行するという国の方針を踏まえ、接種券の発送が集中する期間の個別接種医療機関の混雑緩和のため、当初2か月（5～6月）に限定して集団接種会場を設置することとし、会場数も5か所に限定

・副反応相談窓口・こども健康相談窓口の兵庫県相談窓口への移行

ワクチン接種後の健康相談や小児接種・乳幼児接種の相談窓口の設置については県の役割とされていたところ、神戸市では市独自でコールセンターを設けて対応していたが、3月末で終了することとし、以降の相談については本来の窓口である「兵庫県新型コロナワクチン専門相談窓口」、「兵庫県新型コロナワクチン小児接種専用相談ダイヤル」へそれぞれ移行

・新型コロナワクチン接種コールセンターの受付時間の短縮

入電実績等を踏まえて回線数を必要最小限に見直すとともに、入電件数の少ない夜間（17時30分～20時）と日曜祝日の受付を3月末で終了

○令和5年度のワクチン接種

令和5年（2023年）3月7日のワクチン分科会において、

①65歳以上の高齢者や基礎疾患が有る者・医療従事者・施設従事者などで初回接種が完了した者については、春から夏（春開始接種）と秋から冬（秋開始接種）の年2回

②それ以外の者（5～64歳）で初回接種が完了した者については秋から冬の年1回の接種を行うという方針が了承され、同日付の厚生労働省通知により、5月8日から春開始接種を開始することが示された。使用するワクチンについては、春開始接種では、現在使用しているオミクロン株対応2価ワクチンの使用を基本とし、秋開始接種については、令和5年度（2023年度）の早期に結論を得るよう今後検討することとされた。

○接種券の一新

5月8日からの春開始接種の対象者に対して、本市では4月20日に接種券の発送を開始した。なお、春開始接種の対象者のうち、基礎疾患が有る者・医療従事者等については4回目接種の時と同様、画一的に抽出することができないため、本市では「5回目接種が完了している者」等を本要件に該当するものとみなし、接種券の一斉発送を行い、それ以外で基礎疾患を有する者がいれば接種券の発行申請をしてもらう方式を採用した。

また、令和5年（2023年）春開始接種においては基礎疾患の無い65歳未満の者等が接種対象から外れることから、これまでに発行してきた接種券を無効としたうえで、医療機関等で確認しやすいよう、接種券・封筒の色をこれまでの水色から桜色に一新した。

※接種実績は巻末資料に掲載

（福祉施設における接種）

高齢者施設及び障害者施設における追加接種については、初回接種の完了から原則8か月以上の間隔をおいて1回接種することとされたが、オミクロン株の発生状況を踏まえ、高齢者福祉施設等の入所者及び従事者、通所サービス事業所の利用者及び従事者については、初回接種の完了から6か月以上の間隔をおいて実施することが可能となった（令和3年12月17日厚生労働省健康局健康課予防接種室通知）。

本市では、市内の福祉施設に対して、令和3年（2021年）12月27日に「新型コロナウイルス感染症ワクチン接種 高齢者施設・障害者施設等での追加（3回目）接種の実施について」を、令和4年（2022年）6月2日に「新型コロナウイルス感染症ワクチン接種 高齢者施設・障害者施設等での追加（4回目）接種の実施について（令和4年7月22日改定）」を発出し、追加接種を希望する施設の入所者及び利用者等に対して速

やかに接種を行えるよう、接種協力の依頼を行った。

以降も、「ワクチンの有効活用及び早期接種勧奨（令和4年7月7日）」、「取扱いワクチンの変更について（令和4年9月15日）」、「追加接種の間隔短縮について（令和4年10月24日）」、「オミクロン株対応ワクチンの間違い接種に対する注意喚起（令和4年12月22日）」など、国の制度変更に伴い各施設が混乱しないよう、適宜、情報提供するよう努めた。

また、5類移行後も、高齢者や障害者の重症化リスクを回避すべく実施される施設内接種について、令和5年（2023年）3月28日に「新型コロナウイルス感染症ワクチン接種 高齢者施設・障害者施設等での令和5年春開始接種の実施について」を発出するなど、利用者の重症化防止及び施設内でのクラスターを発生させないよう努めた。

（在宅高齢者・障害者にかかる接種）

新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化予防を図るため、引き続き、高齢者については、高齢者の日頃の状態をよく知る介護支援専門員（ケアマネジャー）に対して、障害者については、障害者相談支援センターに対して、ワクチン接種に関する支援業務を委託し、少しでも多くの方に接種してもらえるよう努めた。

高齢者支援実績：予約支援・接種券の管理支援（再発行など）101事業所・182件、
障害者支援実績：予約支援154件、接種券の管理支援（再発行など）60件、
接種会場までの同行支援・調整62件（令和4年（2022年）3月31日事業終了）

（巡回接種）

引き続き、寝たきり状態などにあり接種会場での接種や主治医による往診での接種が受けられない方に対して、自宅での接種ができるよう、医師と看護師で構成される巡回接種チームを編成し、巡回接種を実施した。

実績：373組、500人（令和5年（2023）5月7日時点）

（配慮を要する方への接種）

集団接種会場など多くの人が集まるような会場での接種が困難な人のために、配慮を要する方への接種として、令和3年（2021年）11月4日から市役所24階に会場を移し、毎週木曜日13時30分～17時の間実施してきた。なお、令和5年（2023年）5月11日からは、ハーバーランドセンタービルに移して実施している（曜日と時間は変更なし）。

対象者は、知的障害者（療育手帳所持者）、精神障害者（精神障害者保健福祉手帳1級所持者）で12歳以上かつかかりつけ医や集団接種会場での接種が困難な方となっている。

実績：211世帯、357人（令和5年（2023）5月7日時点）

(ホームレスの方への接種)

引き続き、巡回相談員が、やむを得ない理由により住民票所在地に居住していないホームレスの方に了解を得て、個人情報聴取の上、接種券発行の手続きを支援した。

なお、接種については、市更生センターの嘱託医の協力を得て、嘱託医の医療機関にて予約を行い、相談員や更生センター職員が同行の上、接種を実施した。

実績：21人（令和5年（2023）5月7日時点）

(3) 感染症法上の位置づけ変更（2類相当⇒5類）に伴う対応

<経緯>

コロナへの対応が3年を迎える中、政府として平時への移行を進めることとなった。

令和4年（2022年）12月21日の厚生労働省アドバイザリーボードにおいて、令和4年5月以降の新型コロナの重症化率・致死率は季節性インフルエンザより若干低いことが示され、令和5年（2023年）1月27日に開催された厚生科学審議会感染症部会において、新型コロナは感染症法に基づく私権制限に見合った「国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれ」がある状態とは考えられないことから、5類感染症に位置づけるべき、といった議論を踏まえ、同日の新型コロナウイルス感染症対策本部において、5月8日から新型コロナウイルス感染症を5類感染症に位置づけることとされた。

3月13日から、まずマスク着用の緩和について、屋内では基本的にマスクの着用を推奨するとしているそれまでの取扱いを改め、行政が一律にルールとして求めるのではなく、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本とすることとなった。

5月8日から5類移行することに伴い、医療提供体制については、それまでの限られた医療機関による特別な対応から、幅広い医療機関による自律的な通常の対応に移行することとなり、入院調整に関しても、まずは軽症等の患者から医療機関間による調整の取り組みをはじめ、10月以降はその進捗も踏まえつつ、重症者等の患者についても医療機関間による調整の取り組みを進めることとされた。あわせて、病床を確保するために設けられていた診療報酬の特例についても見直しが行われることとなり、患者の公費負担についても見直された。他の疾患と同様に自己負担が必要となったが、急激な負担増を回避するため、一定の公費支援について期限を区切って継続されることとなった。

そのような国の方向性を踏まえ、本市では5類移行後の対応を以下のとおりとした。

【相談窓口機能等】

区分	国方針	神戸市の5月8日以降の対応
健康相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> ● 外来や救急への影響緩和のため、地方自治体の受診相談機能は継続 	<ul style="list-style-type: none"> ● 「健康相談窓口」は継続 ※ 夜間は兵庫県の「新型コロナ健康相談コールセンター」を活用 ● 「外国人検査相談コールセンター」は「健康相談窓口」に相談機能を統合 ● 「後遺症相談ダイヤル」は継続

区分	国方針	神戸市の5月8日以降の対応
自宅療養者への支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 新型コロナ患者の外出自粛要請は終了するため、食事やパルスオキシメーター等の自宅療養者に対する物資の支援は終了 ● 個々の陽性者についての発生届が廃止となるため、健康フォローアップセンターの陽性者の登録機能は終了 	<ul style="list-style-type: none"> ● 「自宅療養フォローアップセンター」は終了 ※ 自宅療養者の受診相談は「健康相談窓口」で受け付ける 【以下の施策は終了】 ➢ 自宅療養支援セットの配布 ➢ パルスオキシメーターの貸出 ➢ 自宅療養者への保健所調整による往診・電話診療等 ➢ 保健所への陽性者登録機能 ● 「オンライン確認センター」は終了し、下記の対応は終了 ➢ 有症状者への抗原定性検査キット配布 ➢ 抗原定性検査キットの陽性判定者への保健所医師による確定診断・市販薬の配布

【入院調整等】

区分	国方針	神戸市の5月8日以降の対応
入院調整	<ul style="list-style-type: none"> ●軽症者等の患者から医療機関間による調整の取組を進める ●秋以降は、重症患者も医療機関間による調整の取組を進める 	<ul style="list-style-type: none"> ●軽症・中等症患者は、医療機関間での調整となる ●重症患者は、当面の間、引き続き保健所が入院調整を行う
宿泊療養施設	<ul style="list-style-type: none"> ●隔離目的の療養は廃止する ●高齢者等の療養用施設は、一定の自己負担(食費)を前提に自治体判断で9月末まで継続 	<ul style="list-style-type: none"> ●要介護高齢者等の療養のための宿泊療養施設は、当面の間、2施設を継続 <ul style="list-style-type: none"> ➢ ニチイ神戸ポートアイランドセンター宿泊棟 ➢ 神戸メディケアセンタービル6階

【高齢者施設等対応】

国方針	神戸市の5月8日以降の対応
<ul style="list-style-type: none"> ●重症化リスクが高い高齢者が多く生活していることを踏まえ、各種の政策・措置は、当面継続する 	<ul style="list-style-type: none"> ●職員への定期的検査を、当面の間、引き続き実施する ●陽性者が発生した施設において、施設の意向を確認のうえ、同一フロアの方に対して、当面の間、引き続き検査を実施する

※国の対応は巻末資料に掲載

<課題>

国の考え方は、全ての医療機関での受入(診療、入院)が進むというものであったが、病床確保料が半減されるなど医療機関への支援金が減少する中、5月8日以降は、逆に受入病床が減るのではないかと懸念を医師会、受入病院、本市では持っていた。また、病床確保がこれまでは病棟単位で行われていたが、病床確保料の見直しに伴って、国の方針として病室単位の方向性となった。

そのため、これまでは受入病院においては感染小床期にもコロナ患者受入のために病棟単位でベッドを空けていたが、今後は受入予定病室床であっても、感染小床期にずっ

と空けたままにすることは病院経営の観点からもできず、がんなど他の疾患の患者も当該ベッドで受入をせざるをえないこととなる。

それにより、感染患者が急増し、入院受入要請があったとしても、当該受入予定病床室内の患者が退院するまでは、コロナ感染患者を受け入れることはできないという状況が予想された。

兵庫県の5月8日移行の受入医療機関集計の結果によると、兵庫全域全体として、病床確保医療機関は現行の125機関から144機関へと僅かに増加するものの、最大確保病床数は現行1,712床から1,395床へ減少することとなっており、国が想定していたような全ての医療機関での受入れという状況とは程遠い結果となった。

県の集計結果において、神戸市内の医療機関では、外来受入は501医療機関から568医療機関へと67医療機関の増加、入院受入については、病床確保医療機関は現行の33機関から37機関へと4機関の増加をしたが、最大確保病床数は現行465床から423床へと集計結果上の数値としては減少となっていた。

<対策>

そのため、神戸市として改めてコロナ受入病院33病院、新規受入病院4病院を訪問し、「感染状況に応じた出来る限りの受入」について改めて依頼を行った結果、感染拡大時には、これまでどおりの最大確保病床数である465床を確保した。その際に受入病院側から以下のような意見をいただいた。

- ・5類に移行した場合、発熱症状のみを理由に断ることはしないのが基本であるが、その当たりの認識について、アンケートなりで把握すべき。
- ・保健所の入院調整が重症患者のみとなるが、軽症・中等症患者について、病診・病床連携で入院調整が困難な場合は保健所の協力も求めたい。
- ・本当に入院が必要な中等症以上を優先的に入院させるためには、一定の入院適用の基準を設けて、かかりつけ医・病院・高齢者施設で共有すべき。
- ・一人暮らしの要介護者高齢者のように、入院の必要はなくても、どうしても放っておけないケースがでてきた際には宿泊療養施設の活用も考えるべき。
- ・全数把握から定点観測となった場合に、市も含めて状況把握がしにくくなり、対応が後手にまわる。医療機関と市とで何らかの情報把握・共有が必要。

これらの意見を踏まえて、2次救急当番病院に対してアンケートを行うとともに、改めて保健所より市内医療機関に対して、以下の通知を行い、症状の軽い患者による病床ひっ迫を防ぐための入院調整の目安を示して協力を要請するとともに、保健所・医療機関の情報共有の強化を図った。

- ・2次救急当番病院に対して、当番日における感染者（疑いを含む）の受入れ体制整備を依頼。夜間・休日における救急搬送は内科系当番病院を優先するが、内科当番以外

においても、各科当番日には感染（疑いを含む）を合併している救急患者の受け入れの協力を依頼。

- ・受入れ病院に対しては、「E-MIS（広域災害救急医療システム）」へ空床数等を毎日入力することを依頼。週1回は入院調整ラインから医療機関間での入院調整が円滑に行われているかの確認及びすみやかな入力依頼を依頼するとともに、医療機関に5類移行後の入院調整状況など医療機関の参考となる情報を提供している。
- ・保健所の入院調整（入院調整シート提出）は原則重症患者のみとしたうえで、重症患者以外で病診・病病間で調整がつかなかった場合は保健所でも入院調整に協力する。
- ・要介護高齢者で、①独居の方、②コロナ陽性を理由に、介護サービスが入らなくなった方、③高齢者施設等において対応が困難な方で、どうしても自宅や施設での療養が困難な場合は、最長5日間の宿泊療養施設の利用を保健所で判断する。
- ・「E-MIS（広域災害救急医療システム）」や定点観測だけでは把握できない医療現場の状況を把握するために、市内医療機関から定期的に情報収集し、収集した情報については市内医療機関と共有する。

【確保病床の推移】

			増床数（うち重症）	病床数（うち重症）
令和3年度 (2021年度)	第5波	12月9日	+31床（－）	337床（47床）
	第6波	1月28日	+36床（+6床）	373床（53床）
		2月18日	+10床（－）	383床（53床）
		3月4日	+15床（－）	398床（53床）
		6月1日	△40床（△8床）	358床（45床）
令和4年度 (2022年度)	第7波	7月15日	+24床（+2床）	382床（47床）
		7月25日	+23床（+6床）	405床（53床）
		8月12日	+18床（－）	423床（53床）
		9月1日	+27床（－）	450床（53床）
		10月7日	△52床（△8床）	398床（45床）
	第8波	12月15日	+10床（+2床）	408床（47床）
		12月28日	+25床（+6床）	433床（53床）
		2月15日	△54床（△8床）	379床（45床）

【確保済み病床に対する病床占有率の推移】

			病床全体		重症者用病床	
			占有率	使用病床/確保病床	占有率	使用病床/確保病床
令和3年度 (2021年度)	第5波	11月20日	3%	9/306床	4%	2/47床
	第6波	1月18日	50%	170/337床	19%	9/47床
		2月15日	86%	319/373床	75%	40/53床
		3月25日	49%	196/398床	36%	19/53床
令和4年度 (2022年度)	第7波	6月28日	12%	44/358床	7%	3/45床
		7月13日	51%	182/358床	36%	16/45床
		8月22日	86%	363/423床	58%	31/53床
		9月11日	49%	219/450床	17%	9/53床
	第8波	10月15日	15%	61/398床	13%	6/45床
		11月30日	52%	208/398床	42%	19/45床
		12月23日	76%	310/408床	74%	35/47床
		2月1日	43%	186/433床	40%	21/53床
令和5年度 (2023年度)		4月4日	8%	29/379床	13%	6/45床

※5月8日以降、感染拡大時には最大465床を確保

(4) 救急体制

コロナ第6波以降の感染拡大の影響もあり、令和3年(2021年)中の救急出動件数は82,552件、令和4年(2022年)中の出動件数は過去最高の97,231件を記録した。

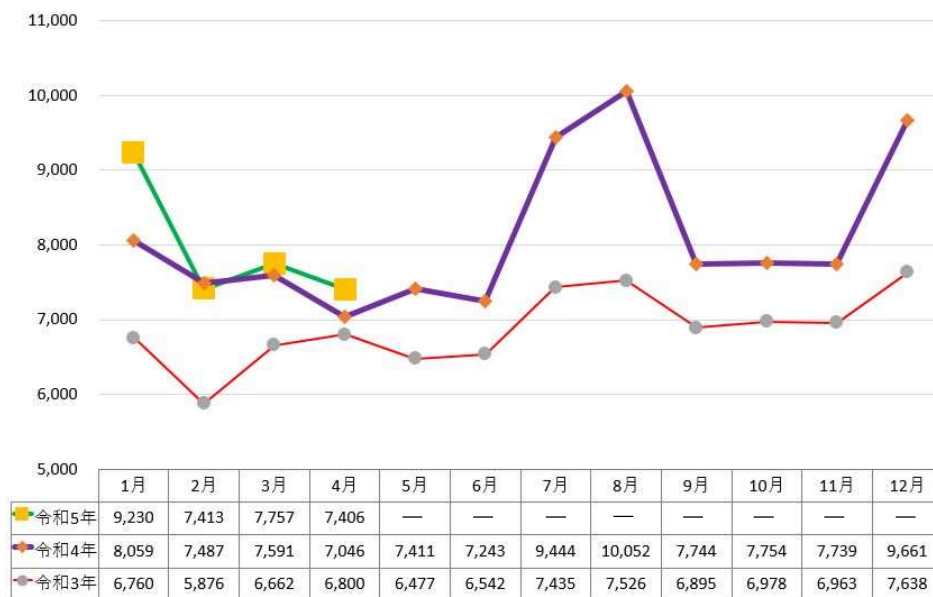
令和5年(2023年)は4月末現在で31,806件となっており、過去最高となった令和4年同時期と比べても5.4%(30,183件→31,806件)増加しており、過去最高のペースを更新している。

【月別救急出動件数】

(令和5年4月30日現在)

月別	令和5年	前年増減	前々年増減	令和4年	前年増減	前々年増減	令和3年	前年増減	令和2年
1月	9,230	15%	37%	8,059	19%	6%	6,760	-11%	7,600
2月	7,413	-1%	26%	7,487	27%	13%	5,876	-11%	6,604
3月	7,757	2%	16%	7,591	14%	20%	6,662	6%	6,305
4月	7,406	5%	9%	7,046	4%	32%	6,800	28%	5,332
5月	—	—	—	7,411	14%	36%	6,477	19%	5,461
6月	—	—	—	7,243	10.7%	21.5%	6,542	10%	5,963
7月	—	—	—	9,444	27.0%	48.7%	7,435	17%	6,353
8月	—	—	—	10,052	34%	33%	7,526	0%	7,534
9月	—	—	—	7,744	12%	23%	6,895	10%	6,275
10月	—	—	—	7,754	11%	17%	6,978	5%	6,652
11月	—	—	—	7,739	11%	21%	6,963	9%	6,393
12月	—	—	—	9,661	26%	36%	7,638	8%	7,096
合計	—	—	—	97,231	18%	25%	82,552	6%	77,568

【月別出動件数】



(消防力維持のための業務継続計画)

消防局では警備人員の確保や救急対策などを盛り込んだ「新型コロナウイルス感染症にかかると見込まれる神戸市消防局の業務継続計画」を令和2年(2020年)3月27日に作成している。消防職員は、新型コロナワクチンの優先接種対象である医療従事者等としてワクチン接種を進め、接種希望職員への5回目接種を早い段階で終えている。さらに「消防局新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」を随時修正し、感染予防策の徹底等を継

続して行った。消防局内においても、職員の感染や同居者の感染による濃厚接触者が発生したが、これまで消防署において必要な人員は確保されており、消防業務や災害対応に影響はなく、業務継続計画の発動までには至らなかった。

(現場活動の感染防止策)

救急隊は第6波以降においても引き続き医師の監修を受けた「神戸市消防局感染防止マニュアル」を遵守し、コロナ疑い事案も含め全事案において、マスク、手袋、感染防止衣、ゴーグルを装着するとともに、搬送後には救急車内及び資器材の消毒を入念に行い、2次感染防止を徹底した。

(資器材不足への備え)

救急資器材については、取引業者から順調に供給されていたものの、市場の流通状況に左右されないよう6か月分の感染防止資器材を備蓄し、循環方式により資器材を無駄にすることなく備蓄が継続できる体制を構築した。しかし、第7波の令和4年(2022年)7月以降の救急出動件数やコロナ関連の出動件数の急増に伴い、特に感染防止衣については、一時的な不足状態が発生したが、総務省消防庁の感染防止資器材確保支援事業により配布を受けるなど、緊急調達により対応した。第7波の際、感染拡大に伴いディスプレイタイプの感染防止衣が不足したことを受け、定期的なクリーニングによる洗い替えでの使用が可能なりユースタイプの感染防止衣のリース契約を新規導入し、安定的確保に努めた。

(保健所との連携)

保健所とより緊密に連携をとるために、第6波以降も消防局職員を保健所へ連絡調整員を派遣、または消防管制室に専任の連絡員を配置し、保健所による搬送先調整が迅速かつ正確に行えるよう活動調整を行い、救急搬送の円滑化を図った。令和4年(2022年)6月末からの第7波においては、これまでで最も多くの感染者数となり、コロナ感染者の入院調整先が確保できず、救急隊は長時間の現場待機後、結果的に不搬送となる事案が増加した。これらの事案に際しては、保健所の調整により往診医師派遣制度や在宅酸素器材の配送などのフォローが実施され、病院前救護体制の向上が図られた。

(関係機関との情報共有による円滑な病院選定)

救急搬送困難事案の発生を予防するため、健康局とともに神戸市第二次救急病院協議会をはじめ、神戸市民間病院協会、医師会、市民病院機構等に対して定期的に搬送状況や搬送困難事案の状況を共有し、受入れ体制の確保について要請を行った。その結果、病院での迅速な検査体制を強化していただくことで、コロナ陽性患者を早期に判定することができ、救急隊による円滑な病院選定に繋がった。また、通常は救急隊ごとに病院

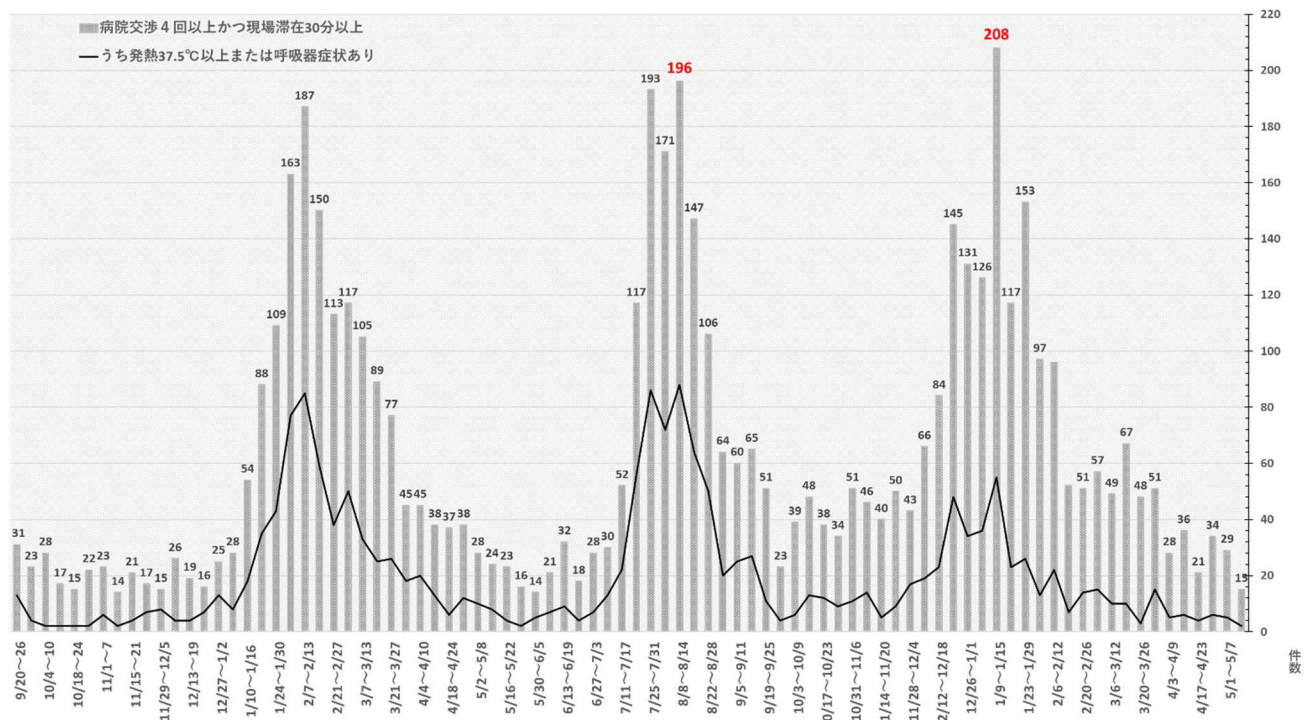
選定交渉を行っているが、交渉困難な場合は、管制室が一括して兵庫県のシステム（HEMIS：兵庫県広域災害・救急医療情報システム）を活用し病院選定を行った。

（搬送困難時の消防部隊連携）

第7波及び第8波においては、感染者の救急搬送も増加し、医療提供体制がひっ迫したことから、病院の受け入れ先が決まらず現場滞在時間が長くなる事案も増加した。これら救急隊の長時間活動に対応するため、酸素ボンベの残量が不足した場合において、消防隊が支援する体制や、救急隊の負担軽減を図ることを目的に2時間を目途に別の救急隊に途中で交代するなどの体制を第6波以降も継続して実施した。また、検査目的で救急隊が長時間病院待機を要する場合や、緊急性が低い救急事案等に支援する救急中継隊などの体制も新たに整備した。

（現場滞在最長時間：15 時間 4 分、交渉 11 回、6 隊中継（令和 4 年（2022 年）2 月 15 日）

【病院交渉 4 回以上かつ現場滞在時間 30 分以上の件数】



【救急搬送困難件数（令和5年4月30日現在）】

月別	救急搬送困難件数					比較（％）			
	令和5年 (2023年)	令和4年 (2022年)	令和3年 (2021年)	令和2年 (2020年)	令和元年 (2019年)	対前年 (対2022年)	対前々年 (対2021年)	対前々々年 (対2020年)	対前々々々年 (対2019年)
1月	655	313	209	87	113	209%	313%	753%	580%
2月	319	599	135	64	65	53%	236%	498%	491%
3月	237	399	100	50	54	59%	237%	474%	439%
4月	135	175	226	131	56	77%	60%	103%	241%
5月	—	100	250	129	53	—	—	—	—
6月	—	90	108	45	36	—	—	—	—
7月	—	408	88	58	45	—	—	—	—
8月	—	649	129	104	50	—	—	—	—
9月	—	230	135	45	45	—	—	—	—
10月	—	177	89	42	37	—	—	—	—
11月	—	199	78	46	44	—	—	—	—
12月	—	322	89	128	55	—	—	—	—
合計	1346	3661	1636	929	653				

※交渉回数4回以上、かつ、現場滞在時間30分以上

（救急需要逼迫時の予備救急車等の活用）

救急需要がひっ迫する時期（夏季及び年末年始）または、ひっ迫が予測される場合は、臨時救急隊を立ち上げて部隊増強により対応した。

（5）事務・権限の移譲

（指定都市市長会による要請・提案の実施）

感染力が強いデルタ株が流行する第5波までは、東京、大阪、名古屋、神戸も含めた大都市が感染の主たる地域であり、全国に占める指定都市の感染者の割合は総人口に占める指定都市の割合を相当程度上回っていた。このことから感染症の拡大防止に関しては、指定都市における初期対応が非常に重要であり、現場の実態に即して、権限と財源をもって対応することが必要であった。それは、単に指定都市内での感染拡大を防止するだけでなく、周辺自治体への感染拡大の防止にもつながり、圏域における中枢都市としての役割を果たす意味でも、感染拡大期における指定都市の役割は大きかった。

しかしながら、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（以下「特措法」と）「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下「感染症法」と）で道府県と指定都市の役割分担が大きく異なること、また、「感染症法」においても、一定の権限が道府県に留保されていることで、しばしば非効率・時間がかかるといった支障が生じていた。例えば、臨時の医療施設での医療提供や、宿泊療養施設の確保は道府県知事に権限がある中で、道府県との調整により指定都市が設置し迅速に対応できた例もある

が、道府県との調整がうまくいかず、断念したケースもあった。また、ワクチン接種においても、指定都市は、多くの接種医療機関や集団接種会場を抱えているにも関わらず、ワクチンの市町村への配分は道府県を通じて行われており、ワクチン接種の実態については、十分に国が情報を把握できなかったと思われる事例が生じた。令和3年(2021年)夏に、国は「全体として十分なワクチン量が確保されており、自治体側でワクチンが余っている」として自治体へのワクチン供給量を急減させ、多くの自治体現場で混乱が生じた。

そこで、多くの人口を抱える指定都市の実情に応じたきめ細やかな対応を可能とするため、指定都市市長会において、「特措法」及び「感染症法」に基づく道府県知事の権限・財源及びワクチン流通等の調整に関する権限を希望する指定都市の市長へ移譲することや、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の指定都市への直接交付等について、繰り返し要請・提案を行った。また、令和4年(2022年)10月に行われた第33次地方制度調査会第8回専門小委員会におけるヒアリングにおいても、指定都市への事務・権限の移譲を提案した。

【事務・権限の移譲に関する主な要請・提案実績】

	要請内容	要請先
(令和3年) 11月19日	『感染症対策に係る広域自治体と指定都市の役割分担等に関する指定都市市長会要請』	島村厚生労働大臣政務官
(令和4年) 5月25日	『経済財政運営と改革の基本方針2022(仮称)に対する指定都市市長会提言』	小川内閣府大臣官房審議官
6月8日	『新型コロナウイルス感染症対策に関する指定都市市長会要請』	迫井内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長
7～8月	『令和5年度 国の施策及び予算に関する提案』	各政党・関係府省

(法改正の内容)

令和4年(2022年)12月2日に成立した「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律(改正感染症法)」においては、「宿泊療養施設との措置協定の締結」が指定都市(保健所設置市)の権限とされる(※)など、一部、指定都市の意見が盛り込まれた。(※事前に病原体等の検査を行っている機関、宿泊施設等と協定を締結し、感染症発生・まん延時に備えた体制整備を行うことが規定された一方で、都道府県への報告規定により一定の関与を存置している。)

しかしながら、「感染症・まん延時の緊急性を有する入院勧告・措置の指示」に加え、医療機関との「医療措置協定の締結」や「措置の指示」などが都道府県の権限と規定されるなど、全体的には都道府県の権限を強化する内容となっており、今回のコロナ対応から見えた、指定都市が担うべき感染症対策から逆行していると言わざるをえない。

第2節 報道対応と広報

(1) 報道対応

(報道を通じた感染者数の公表)

令和3年(2021年)9月末までと同様、陽性患者発生に関する追加情報の提供は、クラスターも含めて基本的に資料配布により行うこととし、①感染拡大防止の観点から不特定多数の方への呼びかけなど、神戸市が必要と判断した場合、②記者クラブからの要請があった場合については別途記者説明を調整することとした。

令和5年(2023年)5月8日以降、新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、全数把握から定点把握への変更となったため、当面の間、前週分の定点把握の情報を、翌週の木曜日にまとめて資料配布することとした。

(記者会見を通じた積極的な情報発信)

令和2年(2020年)3月の感染患者発生以後、市長定例会見及び市長臨時会見を計117回開催(令和5年(2023年)5月8日現在)。新型コロナワクチンの段階的な接種に併せて、接種に係る必要な情報をよりの確かつきめ細かく提供すべく、市長より市民に直接伝えるようにした。

また、局の臨時会見も145回開催(令和5年5月8日現在)し、状況の変化に応じて迅速かつ柔軟な情報発信に努めた。

市長会見については、引き続き市民の関心が高いことからライブ配信を継続した。

(2) 各種媒体による市民への情報発信

(市ホームページを通じた情報発信)

令和3年(2021年)12月23日にトップページのリニューアルを行い、「新型コロナウイルス感染症」「新型コロナワクチン」に関するトピックス(まとめ)ページを設置。トップページから新型コロナ関連ページへ容易にアクセスできるよう導線を確保した。また、各ページ内の情報を整理し、情報分類をアイコンでわかりやすく表示するなど継続的な改善に努めた。

新型コロナワクチンは、特設ページで市民へのわかりやすい情報発信に努め、国から通知される最新情報に応じて継続的な構成改善を行った。また、市長室と企画調整局が連携し、BIツール(Tableau)を用いて日別の予約空き状況・接種実績の可視化を行った。

(広報紙を通じた情報発信)

「新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ」を毎号掲載し、新型コロナワクチン接種体制や感染症予防対策を掲載した。例えば、新型コロナワクチンの追加(3回目)

接種や4回目接種、オミクロン株対応ワクチンの接種について、予約方法や接種場所などを掲載した。また、季節に応じて、コロナ禍における熱中症対策や、インフルエンザとの同時流行への注意喚起などの発信も行った。

(市公式 SNS 等を通じた情報発信)

市公式 SNS 等を通じた情報発信として、市公式 Twitter 及び Facebook、LINE を通じて、平日の感染者数の速報を継続して配信を行ったほか、ワクチン接種に関する情報を随時配信した。LINE では、緊急事態宣言の発令やワクチン接種の予約枠拡大などの重要情報を登録者全員に一斉配信するとともに、希望する方にはより詳細な感染状況やワクチン接種に関する情報の配信を行った。

その他、Twitter や YouTube を活用した SNS 等広告を実施し、より詳細なターゲット設定の上、情報配信を行った。

【SNS 広告一覧】

令和3年度（2021年度）

ツール	内容	出稿期間	対象年齢
YouTube	若い世代へのワクチン接種呼びかけ（市長動画）	1/22～1/26	25歳～
Twitter	ノエビアスタジアム神戸会場限定「接種券なし」新型コロナウイルス3回目接種	1/29～2/4	25歳～
Yahoo	ハーバーランドセンタービル会場「予約なし接種」実施	3/14～3/25	18歳～
Facebook	ハーバーランドセンタービル会場「予約なし接種」実施	3/11～3/25	18歳～
Twitter	ハーバーランドセンタービル会場「予約なし接種」実施	3/11～3/25	18歳～
Facebook	ノエビアスタジアム神戸会場で「団体接種」を開始	3/22～3/28	22～65歳
Twitter	ノエビアスタジアム神戸会場で「団体接種」を開始	3/22～3/28	22～65歳

令和4年度（2022年度）

ツール	内容	出稿期間	対象年齢
YouTube	発熱外来の混雑状況を踏まえた抗原検査キット配布の案内（市長動画）	8/30～9/6	全年齢
YouTube	自宅療養者へのフォローアップ継続（市長動画）	9/29～10/7	全年齢

(動画等による情報発信、市民への呼びかけ)

新型コロナウイルス感染症対策の対処方針の変更やワクチン接種の情報の中でも特

に強く訴えたい内容については、市長本人が出演するコンテンツを制作し、市内デジタルサイネージで放映した。さらに、新型コロナウイルス感染症対策の取り扱いが変わるたび、情報を分かりやすくまとめ、上記の広告動画と併せて迅速に発信を行った。

(デジタルサイネージ放映事例)

【市長からのメッセージ】

- ・若い世代へのワクチン接種呼びかけ（令和3年（2021年）10月6日～／ミントビジョン）
- ・3回目接種の勧奨（令和4年（2022年）1月24日～／ミントビジョン、神戸国際会館デジタルサイネージ等）
- ・「接種券なし接種」開始の案内（令和4年2月7日～／ミントビジョン、神戸国際会館デジタルサイネージ、さんちかビジョン等）
- ・発熱外来の混雑状況を踏まえた抗原検査キット配布の案内（令和4年8月31日～／ミントビジョン、神戸国際会館デジタルサイネージ、さんちかビジョン等）
- ・自宅療養者へのフォローアップ継続（令和4年9月30日～／神戸国際会館デジタルサイネージ、さんちかビジョン等）

【その他】

- ・新型コロナワクチン3回目接種開始（令和4年1月31日～）
- ・ノエビアスタジアム神戸会場限定「接種券なし」新型コロナワクチン3回目接種（令和4年2月3日～）
- ・新型コロナワクチン4回目接種開始（令和4年6月29日～）
- ・まちなか接種ステーション開設（令和4年7月30日～）
- ・重症化リスクの低い皆様もしっかり対応します（令和4年9月5日～）
- ・オミクロン株対応ワクチン接種（令和4年9月27日～）
- ・インフルエンザ予防接種との同時接種（令和4年10月18日～）

（スピーカー付き車両を使った広報）

ワクチン予約方法やワクチン接種会場、接種にあたっての留意点など、ワクチン接種に関する情報について、スピーカー付き車両によるアナウンスを行いながら市内を巡回した。（令和5年（2023年）1月29日終了）

（3）データ解析

（感染者の状況）

第6波以降についても継続して新規感染者数や入院患者数、PCR検査数などの「感染者情報」をモニタリングし、ホームページで公開するとともに、本市庁内関係局と情報共有を行った。

感染者の急増に伴い、扱うデータ量も増加し、ホームページの更新作業に支障が出た

ため、データの軽量化など対策を行った。

第3節 市立学校園

(1) 緊急事態宣言解除後の対応

(教育活動の方針)

令和3年(2021年)9月30日に「緊急事態宣言」が解除されることが決定されたが、市立学校園においては、引き続き感染防止対策の徹底を行い、学習活動や学校行事等を工夫しながら教育活動を継続し、児童生徒等の学びを保障していくこととした。

基本方針として、

- ・感染防止対策を徹底した上で、教育活動を継続する。
- ・感染リスクの高い教育活動については、感染症対策を実施する。
- ・感染等により登校できない児童生徒や感染不安等により登校が困難な児童生徒に対しては、1人1台の学習用パソコンを活用したオンラインによる学習支援の実施等により、学びを保障することとした。

また、感染防止対策の徹底として、

- ・こまめな手洗いやマスクの着用、換気を徹底する。
- ・児童生徒等も教職員も、毎日の登校園・出勤前の健康観察を徹底する。本人だけでなく、同居の家族に風邪症状がある場合も、登校園・出勤させず、自宅で休養させることを徹底する。
- ・給食及び昼食時は、①食事の前後の手洗いを徹底する。②飛沫を飛ばさないよう、机を向かい合わせにしない、会話を控えるなどの対応をとる。③食事をする時以外は、必ずマスクを着用することとした。

〈学校活動〉

①学習活動

- ・歌唱や合唱は、国の通知等を踏まえ、マスクを着用し、児童生徒同士の間隔を十分確保すること等、感染防止対策を徹底した上で行う。なお、練習時間は短くし、マスク着用により息苦しくなる場合は、児童生徒の体調に十分配慮し活動を中止する。
- ・体育活動は、「児童生徒が密集する運動」、「近距離で接触する運動」は、できる限り屋外で実施し、少人数で行ったり時間や回数を絞ったりする等、指導計画を工夫する。なお、「児童生徒が近距離で組み合う運動」については、当面の間実施しない。
- ・調理実習は、児童生徒が近距離で活動する実習は、学級を2分割し活動人数を絞る等の感染対策を講じた上で実施する。

②学校行事

- ・修学旅行・校外学習、保護者が参加する学校園行事、運動会・体育大会・文化的行事（文化祭、音楽会等）の実施を可能とする。

③部活動

- ・中学校・義務教育学校は、平日週4日間、各日2時間以内、土日いずれか1日、3時間以内とする。
- ・高等学校は、平日週4日間、各日2時間程度、土日いずれか1日、3時間程度とする。
- ・対外試合等（公式戦を除く）は、10月14日までは県内の実施に限る。
- ・合宿等、宿泊を伴う活動は、10月14日までは実施不可とし、10月15日以降は、その効果を十分に検討した上で実施するものとし、感染防止対策が講じられている宿泊施設に限定することとした。

〈その他〉

①オンラインによる学習支援

オンラインによる学習支援等として、感染等により登校できない児童生徒や感染不安等により登校が困難な児童生徒に対しては、保護者の希望を踏まえ、1人1台の学習用パソコン等を活用したオンラインによる学習支援を実施する。

②児童生徒等の心のケア

新型コロナウイルス感染症に起因する児童生徒等のストレス、いじめ、偏見等に関し心のケア等に配慮するとともに、学校現場で感染症対策や児童生徒等の心のケアを最前線で支える教職員の精神面の負担を鑑み、教職員のメンタルヘルスにも十分配慮する。

③その他

学校施設開放事業は感染防止対策を徹底した上で利用を可とし、青少年科学館については、金曜日・土曜日・日曜日・祝日は19時まで、月曜日から木曜日（祝日除く）までは16時半までの開館とすることとした。

（2）第6～8波への対応

（感染拡大への対応）

令和3年（2021年）12月27日、「オミクロン株」が従来株と比べて非常に感染力が強いとされており、年末年始には移動機会も増えることから、新学期を迎えるにあたり、学級閉鎖等の期間が長くなることも想定されることや学級閉鎖等になった場合は、これまで以上にオンラインによる速やかな学習支援の必要性が高まるため、必要な準備を進めるよう学校園に通知した。

令和4年（2022年）1月17日には、全国的に新型コロナウイルスの感染が急拡大しており、本市の学校園においても、校種を問わずに市内全域で新規感染者が急増してい

ることや「オミクロン株」が従来株と比べて非常に感染力が強いとされており、学校園等において換気などの対策が不十分である場合に、爆発的に感染が拡大する恐れがあるため、学校園に対し、これまで以上に感染拡大への警戒度を高めるよう依頼した。

さらに、令和4年1月18日には、1月24日以降の学校園行事等の取り扱いについて、下記のとおり対応を変更することとした。

(1) 延期または中止とする行事

①修学旅行・野外教育活動・自然学校など泊を伴う行事

②授業参観、保育参観、部活動説明会、学校公開など保護者等が来校する行事

・幼稚園の生活発表会については、発達段階を踏まえ、感染防止対策を徹底した上で実施する。

(2) 感染防止対策を徹底した上で行うことができる行事

・泊を伴わない校外学習の実施場所は原則市内または隣接市町とする。

・運動会、音楽会、発表会等は、感染防止対策を徹底した上で、児童生徒のみで実施すること。

○令和3年度卒業式・修了式及び令和4年度入学式・入園式の対応

令和4年1月21日、令和3年度卒業式・修了式、令和4年度入学式・入園式の取り扱いについて、感染防止対策を徹底した上で、門出や入学を祝う場として相応しいものとなるよう、可能な限り工夫して実施することとした。

基本方針として、内容を簡素化し短時間で実施できるよう計画を立て、保護者に対して文書等で理解を求め、会場内外にかかわらず、密集を避けるよう呼びかけることとし、在園児、在校生及び保護者の参加については、会場内の密集を避けるため、各学校園の実情に応じて参加人数を調整すること、国歌、校歌及び唱歌の斉唱を実施する場合は、その練習を含め、屋内外を問わずマスクを着用し、飛沫感染に留意したうえで、近距離での大声を避けて行うことなどを通知した。

特に中学校においては、3年生の進路決定に係る重要な時期を迎えるため、各校の実情に応じて可能な限り工夫し、さらなる感染防止対策の徹底を依頼するとともに、学級閉鎖や臨時休業が行われたことのみをもって、在籍する生徒の受検要件に影響するものではないことなどを確認した。

(まん延防止等重点措置期間中の(令和4年1月27日～令和4年3月21日)対応)

○教育活動の方針

令和4年(2022年)1月26日、市立学校園において、感染防止対策の徹底を行い、学習活動や学校行事等を工夫しながら教育活動を継続し、児童生徒等の学びを保障していくことを確認した。

基本方針として、

- ・感染防止対策を徹底した上で、教育活動を継続する。
 - ・感染リスクの高い教育活動については、さらなる感染症対策を行う。
 - ・感染等により登校できない児童生徒や感染不安等により登校が困難な児童生徒に対しては、1人1台の学習用パソコンを活用したオンラインによる学習支援の実施等により、学びを保障することとした。
- また、感染防止対策の徹底として、
- ・こまめな手洗いやマスクの着用、換気を徹底する。
 - ・児童生徒等も教職員も、毎日の登校園・出勤前の健康観察を徹底する。本人だけでなく、同居の家族に風邪症状がある場合も、登校園・出勤させず、自宅で休養させることを徹底する。
 - ・給食及び昼食時は、①食事の前後の手洗いを徹底する②飛沫を飛ばさないよう、机を向かい合わせにしない、会話を控えるなどの対応をとる。③食事をする時以外は、必ずマスクを着用することとした。

〈学校活動〉

①学習活動

- ・歌唱や合唱は、国の通知等を踏まえ、マスクを着用し、児童生徒同士の間隔を十分確保すること等、感染防止対策を徹底した上で行う。なお、練習時間は短くし、マスク着用により息苦しくなる場合は、児童生徒の体調に十分配慮し活動を中止する。常時換気をし、窓等を対角方向に開け、十分に換気を行う。
- ・体育活動は、「児童生徒が密集する運動」、「近距離で接触する運動」は、できる限り屋外で実施し、少人数で行ったり時間や回数を絞ったりする等、指導計画を工夫する。なお、「児童生徒が近距離で組み合う運動」については、当面の間実施しない。屋内で実施する場合は、常時換気をし、窓等を対角方向に開け、十分に換気を行う。
- ・調理実習は、必要最低限履修しなければならない内容に絞ること。または、翌年度の指導計画も含めた調整を図り、令和3年度（2021年度）3学期に限り、小学6年生・中学3年生は、履修しなければならない内容においても、実食を控えたり、視聴覚教材等で代替したりすることを検討する。

②学校行事

- ・修学旅行・野外教育活動・自然学校など泊を伴う行事や、授業参観、保育参観、学校公開など保護者等が来校する行事は延期または中止とする。
- ・泊を伴わない校外学習の実施場所は原則市内または隣接市町とする。
- ・運動会、音楽会、発表会等は感染防止対策を徹底した上で、児童生徒のみで実施する。

③部活動

- ・中学校・義務教育学校は原則休止とする（公式戦等は除く）。
- ・高等学校は、平日週4日間、各日2時間程度、土日いずれか1日、3時間程度とする。
- ・対外試合、合同練習については、不可とし、合宿は、当面の間、市内外を問わず行わない。また、3年生は、他の3年生への感染拡大を防止するため、公式戦等を除き、参加を禁止する。

〈その他〉

①オンラインによる学習支援等

児童生徒がやむを得ず登校できない場合には、速やかにオンラインによる学習支援を実施し、きめ細やかに学習状況や健康状態の確認を行う。

やむを得ず登校できない児童生徒が、原則、オンライン等による学習支援に参加する等、一定の要件を満たす場合には、「出席」の扱いとする。

②心のケア等

新型コロナウイルス感染症に起因する児童生徒等のストレス、いじめ、偏見等に関し心のケア等に配慮するとともに、学校現場で感染症対策や児童生徒等の心のケアを最前線で支える教職員の精神の負担を鑑み、教職員のメンタルヘルスにも十分配慮する。

③その他

学校施設開放事業は、児童生徒の活動については原則休止とし、青少年科学館については、金曜日・土曜日・日曜日・祝日は19時まで、月曜日から木曜日（祝日除く）までは16時半までの開館とすることとした。

○学級閉鎖等の対応

令和4年（2022年）1月26日、陽性患者が発生した学校園のクラス全員に対する検査については、高齢者、障害児・者の施設への検査を重点化するため、当面の間、停止したことから、クラスに1名感染者が出て、感染可能期間（発症の2日前〔無症状の場合は陽性確定に係る検体採取日の2日前〕以降）中に登校園があった場合、原則として5日間（実質的には最終接触日から7日目までの期間に相当）学級閉鎖とすることとした。

令和4年2月3日には、学級閉鎖等の対応について、「オミクロン株」の急激な拡大により、市立学校園においても多くの学級閉鎖等が生じており、これまで学級に1名でも感染者が確認された場合には学級閉鎖としてきたが、保護者からも「学校で授業をしてもらいたい」「仕事に行けなくて困る」などの声を多くいただいたため、2月7日より同一学級において、下記のいずれかに該当する場合、原則として5日間学級閉鎖とするよう変更した。

具体的には、①1名の感染者と、複数の濃厚接触者が確認された場合、②1名の感染

者と、周囲に風邪等の症状を有する者が複数いる場合、③複数の感染者が確認された場合、④1人目の感染者が確認されてから原則5日の間に新たな感染者が確認された場合とした。

また、濃厚接触者の取り扱いについては、濃厚接触者へのPCR検査が当面の間行われなくなるため、もしも学校活動において濃厚接触者に該当する者があった場合は、当該濃厚接触者は感染者との最終接触日から7日間登校させないこととした。

○まん延防止等重点措置期間延長への対応

令和4年(2022年)2月18日、「まん延防止等重点措置」の延長が決定されたことから、市立学校園においては、引き続き感染防止対策の徹底を行い、学習活動や学校行事等を工夫しながら教育活動を継続し、児童生徒等の学びを保障することとした。

さらに、令和4年3月4日には「まん延防止等重点措置」の延長が決定されたが、学習活動や学校行事等を工夫しながら教育活動を継続することとした。

(まん延防止等重点措置終了後の対応)

○教育活動の方針

令和4年(2022年)3月17日、兵庫県に適用されていた「まん延防止等重点措置」が解除されることが決定されたことから、令和4年3月18日に市立学校園においては、基本方針を継続し、引き続き感染防止対策の徹底を行い、教育活動を継続するとともに、以下の点について方針を変更した。

〈学校活動〉

①学習活動

- ・音楽活動は、「児童生徒が行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」について、感染防止対策を徹底した上で実施する。
- ・体育活動は、「児童生徒が密集する運動」「近距離で接触する運動」「児童生徒が近距離で組み合う運動」は、屋外で実施したり、少人数で行ったり、時間や回数を絞る等、工夫して実施する。
- ・調理実習は、感染防止対策を徹底した上で参加人数を制限することなく行うことを可能とする。

②学校行事

- ・感染防止対策を徹底した上で修学旅行・校外学習、保護者が参加する学校園行事、運動会・体育大会・文化的行事(文化祭、音楽会等)の実施を可能とする。

③部活動

- ・中学校・義務教育学校は、平日週4日間、各日2時間以内、土日いずれか1日、3時間以内とする。

- ・高等学校は、平日3時間程度、週休日5時間程度とする。
- ・休養日を週当たり1日以上設定する。
- ・対外試合等を実施する際には、参加人数、移動方法などを十分検討する。
- ・合宿等、宿泊を伴う活動は、その効果を十分に検討した上で実施するものとし、感染防止対策が講じられている宿泊施設に限定する。

〈その他〉

①オンラインによる学習支援

- ・現在の取り組みを継続する。

②心のケア等

- ・現在の取り組みを継続する。

③その他

- ・学校施設開放事業は、感染防止対策を徹底した上で利用を可とすることとした。

○熱中症対策など夏季への対応

令和4年(2022年)5月26日、夏季を迎えるに当たり、学校生活におけるマスクの着用については、熱中症対策を優先すること、運動を行う時は身体へのリスクを考慮し、マスクは着用しないこと、また、体育の授業において、マスクを外すよう指導を徹底することを周知徹底した。

令和4年5月30日には、あらためて市立学校園においては、感染防止対策の徹底を行い、学習活動や学校行事等を工夫しながら教育活動を継続し、児童生徒等の学びを保障していくことを確認した。

基本方針として、感染防止対策を徹底した上で、教育活動を継続すること。感染リスクの高い教育活動については、さらなる感染症対策を行うこと。感染等により登校できない児童生徒や感染不安等により登校していない児童生徒に対しては、1人1台の学習用パソコンを活用したオンラインによる学習支援の実施等により、学びを保障することとした。

〈学校活動〉

①学習活動

- ・歌唱や合唱は、国の通知等を踏まえ、マスクを着用し、児童生徒同士の間隔を十分確保すること等、感染防止対策を徹底した上で行う。なお、練習時間は短くし、マスク着用により息苦しくなる場合は、児童生徒の体調に十分配慮し活動を中止する。
- ・リコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏についても、児童生徒同士の間隔を十分確保すること等感染防止対策を徹底した上で行う。
- ・体育活動は、「児童生徒が密集する運動」、「近距離で接触する運動」「児童生徒が近距離で組み合う運動」は、屋外で実施したり、少人数で行ったり時間や回数を絞る

等、工夫して実施する。

- ・水泳授業については、一度に更衣する人数を減らしたり、プールに一斉に入る人数を減らしたりするなど、感染防止対策・安全管理を徹底したうえで実施する。
- ・調理実習は、履修しなければならない内容に絞り、感染防止対策を徹底した上で行う。

②学校行事

- ・感染防止対策を徹底した上で修学旅行・校外学習、保護者が参加する学校園行事、運動会・体育大会・文化的行事（文化祭、音楽会等）の実施を可能とする。

③部活動

- ・中学校・義務教育学校は、平日週4日間、各日2時間以内、土日いずれか1日、3時間以内とする。
- ・高等学校は、平日3時間程度、週休日5時間程度とする。
- ・休養日を週当たり1日以上設定する。
- ・対外試合等を実施する際には、参加人数、移動方法などを十分検討する。
- ・宿泊を伴う活動は、その効果を十分に検討した上で実施するものとし、感染防止対策が講じられている宿泊施設に限定することとした。

〈その他〉

①オンラインによる学習支援等

学級閉鎖や感染不安等により登校していない児童生徒に対して、速やかにオンラインによる学習支援を実施し、きめ細やかに学習状況や健康状態の確認を行う。

感染不安等により登校していない児童生徒が、原則、オンライン等による学習支援に参加する等、一定の要件を満たす場合には、「出席」の扱いとする。

②心のケア等

新型コロナウイルス感染症に起因する児童生徒等のストレス、いじめ、偏見等に関し心のケア等に配慮するとともに、学校現場で感染症対策や児童生徒等の心のケアを最前線で支える教職員の精神面の負担を鑑み、教職員のメンタルヘルスにも十分配慮する。

③その他

学校施設開放事業は感染防止対策を徹底した上で利用を可とすることとした。

（第7波以降の対応）

新型コロナウイルス新規感染者数の状況を鑑み、令和4年（2022年）6月9日に以下のとおり対応を変更した。

学級閉鎖等の対応については、原則として感染者の最終登校園日の翌日から5日間を学級閉鎖とすること。また、同居家族の症状等による登校園の制限について、本人に発熱等の症状がなければ登校園できることとした。

学校園における消毒作業については、児童生徒等の手洗いが適切に行われている場合には、実施する必要はないこと。音楽の歌唱指導について、屋外で十分な距離（最低2 m）を確保して、向かい合わずに行う場合は、マスクを外してよいこととした。

令和5年度（2023年度）の修学旅行（中学校）については、令和4年度の旅行先は公共交通機関を使わずに帰宅することが可能な地域としていたが、令和5年度は同規定を削除した。

令和4年11月24日には、「いわゆる黙食」の対応が長期間に及んでいることから、食育及び子供たちの社会性を育む観点から、まずは中学校・高等学校において、給食及び昼食時の感染防止の取り組みを一部変更し、給食及び昼食時は、飛沫を飛ばさないよう大声での会話を控える等の対応をとることとした。

令和4年12月20日には学級閉鎖の対応について、季節性インフルエンザの考え方に合わせて運用することとした。

（マスクの取り扱い）

令和5年（2023年）2月14日に、令和4年度卒業式・修了式について、式典中におけるマスクの取扱いは、児童生徒等（卒業生・在校生）については、入退場、式辞・祝辞等、卒業証書授与、送辞・答辞の場面など、式典全体を通じてマスクを外すことを基本とする。また、国歌・校歌等の斉唱や合唱を行う時や、複数の児童生徒によるいわゆる「呼びかけ」を実施する時は、マスクの着用など感染症対策を講じた上で実施する。また、教職員についても、式典全体を通じてマスクを外すことを基本とした。なお、保護者・来賓にはマスクの着用を求めるとした。

令和5年3月22日、令和5年度入学式・入園式について、式典におけるマスクの取り扱いとして、児童生徒・教職員には、マスクの着用を求めないことを基本とする。保護者については、マスクの着用は本人の判断に委ねることなどを通知した。

また、令和5年4月からの学校園におけるマスクの取り扱い等について、令和5年4月1日より、学校教育活動の実施に当たっては、マスクの着用を求めないことを基本とした。

（3）5類移行後の対応

新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置付けが5類に移行されたことから、令和5年（2023年）5月8日以降の新型コロナウイルス感染症への対応について、学校園における感染症対策として、児童生徒等の健康状態を継続的に把握するが、毎日の体温チェックや健康観察表の提出は不要とすること。換気扇を活用するなどして、引き続き常時換気に努めるとともに、十分な換気が確保できない場合には、空気清浄機の導入など、換気のための補完的な措置を講じること。外から教室等に入る時やトイレの後、給食の前後など、流水と石けんでのこまめな手洗いを指導すること。日常的な清掃により

清潔な空間を保つことなどとした。

市立学校園においては、感染防止対策の徹底を行い、学習活動や学校行事等を工夫しながら教育活動を継続し、児童生徒等の学びを保障していくことを基本方針として取り組んできたが、第2次対応検証において「次なる波への備え」とした内容については、保護者との連絡ツール（ずぐる）を活用した迅速な情報発信や、オンラインによる学習支援の円滑な実施をはじめ、学校園における基本的な感染防止対策の徹底や感染状況に応じた学習活動や学校行事等の工夫などに十分に活かされた。

第4節 保育所・学童保育施設等

(1) 保育所等

(施設内で陽性者が発生した場合の対応)

令和4年（2022年）1月中旬以降に再び感染が急拡大し、第6波を迎え、積極的疫学調査が重点化され、保健所による園内でのPCR検査も中止となる状況の中、施設内における感染リスクをできるだけ抑えるため、新規感染者が確認された場合の取り扱いを「陽性者が確認されたクラスの園児は、陽性者との最終接触日の翌日から10日間（のうち7日間）自宅待機とする」とし、改めて保護者に対し家庭保育の協力を求めた。

さらに、コロナの影響の長期化に伴い、園児の自宅待機も多くなる中で、保護者からは「休まざるを得なくなり生活が苦しくなる」「働く機会の損失が大きい」など、就労への支障に関する様々なご意見が多く届いていた。そうしたことから、令和4年6月、施設内での感染拡大防止を図りつつ、保護者・園児への影響を極力抑えるため、濃厚接触の可能性があると施設が特定した園児のみを自宅待機とする取り扱いに変更した。当初、保護者からは「自宅待機対象者が限定されることで安心した」というような好意的な意見があった一方で、施設からは「判定の基準が難しい」「園で判断できるか不安」等のご意見があったものの、最終的には施設の理解・協力により円滑に運用することができた。

令和4年10月、主流であったオミクロン株は重症化しないという特性を踏まえ、社会経済活動との両立を図るため、保健所と協議し、施設での濃厚接触者を特定する取り扱いは中止し、「陽性者及び家庭内等で濃厚接触者となった園児のみ登園不可」とすることとした。一方で季節性インフルエンザとの同時流行も予想されていたこともあり、普段と異なる症状がある場合には登園を控えていただくよう徹底を行った。これまでは、保護者からの「濃厚接触者を特定しない方向で見直しをしないのか」という意見が多かったが、見直し以降、運用に関するご意見は少なくなった。一方で、施設から「園で職員に感染が拡大した場合、保育士が足りなくなり、開園し続けることができるか不安」といった声が挙がった。その後の感染拡大期には、施設から休園相談はあったものの、

保育が必要な方を預かれる体制を整えながら、開所継続に協力いただいた。

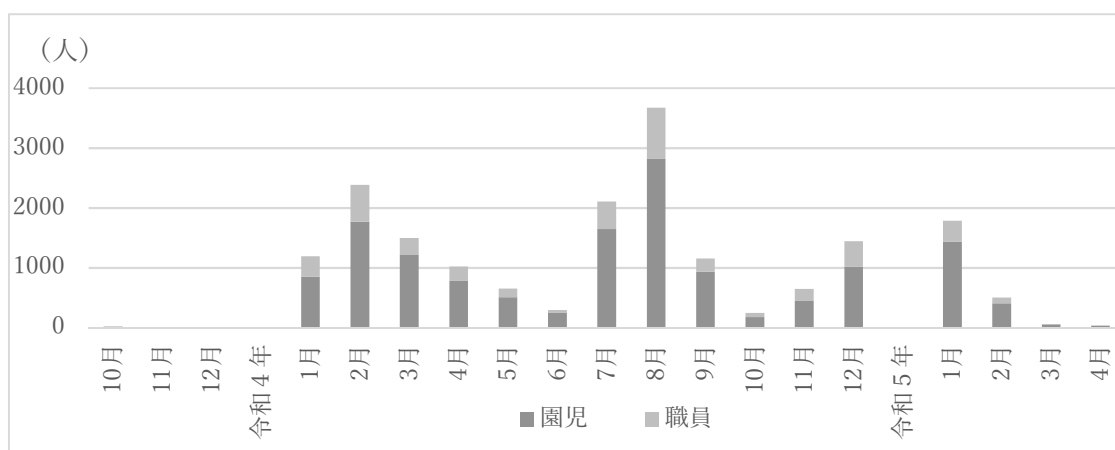
そして、感染症法上の位置づけが令和5年（2023年）5月8日から5類感染症へ移行されることに伴い、さらに取り扱いを変更した。

具体的には、施設内での陽性者発生状況をいち早く把握し対応するため、こども家庭局では休日・夜間を含め電話を受けられる当番体制を敷いてきたが、令和4年6月の取扱の変更にあわせ、相談等がある場合は電話への連絡とし、陽性者発生情報等の連絡は基本的にメールでの報告に切り替えた。また、感染法上の位置づけが移行されることを受け、令和5年5月8日以降、メールでの報告も不要とした。

（施設内での感染者数）

施設内での感染者数は、令和4年（2022年）1月に初めて1,000名を上回り、2月には第6波ピークとなる約2,400名の感染者数を記録した。その後5月に入り、月間感染者数が5か月振りに1,000名を下回った。しかし、7月には再度2,000名を上回り、8月には過去最高となる約3,700名の感染者数を記録した。

【教育・保育施設におけるコロナ発生状況】



年月	令和3年10月	令和3年11月	令和3年12月	令和4年1月	令和4年2月	令和4年3月	令和4年4月	令和4年5月	令和4年6月	令和4年7月	令和4年8月	令和4年9月	令和4年10月	令和4年11月	令和4年12月	令和5年1月	令和5年2月	令和5年3月	令和5年4月
園児	12	1	3	847	1767	1213	778	505	241	1645	2817	931	173	451	1012	1433	405	51	29
職員	1	0	1	344	617	281	241	144	50	462	855	223	70	194	430	349	94	7	5
合計	13	1	4	1191	2384	1494	1019	649	291	2107	3672	1154	243	645	1442	1782	499	58	34

（施設職員へのワクチン接種）

マスクなどの感染防護対策が難しい未就学児と日々接する教育・保育施設等に従事する職員に、より早く接種していただけるよう、令和4年（2022年）1月に、ワクチンボ

ランティアの事前登録を依頼し、施設内での感染拡大防止を図った。

また、同年9月のオミクロン株対応ワクチンの接種開始時には、希望される方が速やかに接種を受けられるよう、全施設に先行予約の案内を行った。

(感染防止対策の周知)

市内感染状況や国・県の通知の発出等に合わせ、感染防止における留意事項等を随時電子メールにて周知した。

令和4年5月20日付厚生労働省通知で、「就学前児童のマスク着用について、2歳未満はマスク着用は奨めない、2歳以上は個々の発達の状況や体調等を踏まえる必要があること」が示されたことを受け、市の対応方針として、各施設に対し、「子どもについては一人ひとりの状況を踏まえる必要があることから、一律にマスクの着用は求めておらず、子どもたちが十分な距離を保つよう協力を依頼するとともに、マスク着用時には、園児が息苦しさを感じていないか十分に注意し、強い負荷がかかる活動は避けていただくこと、2歳児未満児については、窒息や熱中症のリスクが高まるため、着用を推奨していないこと」を通知した。

そして、令和5年2月10日付の保育所等におけるマスクの着用の考え方の見直しにかかる厚生労働省通知に基づき、3月13日以降、「園児には引き続きマスクの着用を求めないこと、職員や保護者には個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることが基本となる」旨を通知した。

(感染拡大防止に向けた支援)

職員が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施する事業や衛生用品等消耗品・備品の購入に要する経費を補助する新型コロナウイルス感染症対策事業を令和2年度(2020年度)より実施し、令和3年度(2021年度)は約600施設に対し約3.6億円の補助を、令和4年度(2022年度)は約570施設に対し約3.5億円の補助を行った。

令和5年度(2023年度)は、新型コロナウイルスの感染者等が発生した場合に、職員が感染症対策の徹底を図りながら事業を継続的に実施していくために必要な経費を支援することとした。

(2) 学童保育施設

(各施設・利用者への対応)

令和3年(2021年)9月30日、緊急事態宣言が解除されたが、感染再拡大を防止するため、国の方針に基づき、「感染経路の遮断(手指消毒、マスク着用(不織布マスクの奨励)、換気の徹底)及び体調不良者について出勤・登所させない等、基本的な感染防止対策を徹底したうえで運営を継続する」旨を施設に通知した。

令和4年(2022年)1月中旬以降、感染が急拡大(第6波)し、施設内における感染

リスクをできるだけ抑えるため、「陽性者(利用児童)が確認され、当該陽性者が感染可能期間に登所していた場合、原則として、感染可能期間中に同じ部屋で昼食・おやつと一緒に食べていた児童について PCR 検査の対象とし、検査結果が判明するまで、検査対象者は登所できない。」とし、「陽性者が確認された場合に濃厚接触者は、最終接触日から 10 日間(それまで 14 日間)の療養とする」と変更し、改めて保護者に対して協力を求めた。

令和 4 年 4 月には、陽性者発生等により施設を閉所した場合等の利用料の取扱いについて、令和 4 年度(2022 年度)についても、令和 3 年度(2021 年度)の方針を継続して「月額利用料を半額減額する」旨を保護者に通知した。

令和 4 年 6 月には、同居家族の症状による登所可否について、「利用児童本人に発熱等の風邪症状がなければ登所可能」と施設に通知した。

令和 4 年 7 月には、陽性者が確認された場合の「濃厚接触者疑い」のある児童の待機期間を「陽性者との最終接触日の翌日から 5 日間(それまで 7 日間)。ただし、自宅待機終了後も 7 日間経過するまでは、施設及びご家庭で健康観察を継続すること」として、施設に通知した。

令和 4 年 12 月、学校休業期間を迎えるにあたり、新たな行動制限は行わず、社会経済活動を維持するという国の方針に基づき、陽性者発生時の対応について、「学童保育施設については、就労家庭支援のため、これまでどおり、原則として引き続き開所」「施設では、基本的な感染対策が徹底されていること、また、マスクの着用がされていること(おやつ時も黙食実施)から原則、施設独自の自宅待機要請については、実施しない」と施設に通知した。

令和 5 年(2023 年)3 月には、令和 5 年 2 月 10 日付のマスク着用の考え方の見直し等にかかる厚生労働省通知に基づき、施設内でのマスク着用等の基本的な考え方について、「未就学児童については、2 歳未満では、息苦しさや体調不良を訴えることや、自分で外すことが困難であることから、窒息や熱中症のリスクが高まるため、着用は奨められない。また、2 歳以上についてもマスクの着用は求めない。」「小学生以上の児童・生徒は、個人の主体的な選択を尊重し、マスク着用は個人の判断に委ねることを基本とする」「職員や保護者のマスクについても、個人の主体的な選択を尊重し、マスクの着用は個人の判断に委ねることを基本とする。」「ただし、事業者が感染対策上又は事業上の理由により、利用者(保護者)又は職員にマスクの着用を求めることは許容される。」と施設に通知した。また、運用開始時期については、未就学児、職員・保護者等は、令和 5 年 3 月 13 日から、小学生以上の児童生徒は、令和 5 年 4 月 1 日からとした。

また、令和 5 年 4 月には、令和 2 年(2020 年)4 月から実施してきた、通常は年度内 2 回を上限とする休会回数を、新型コロナウイルス感染症の影響による場合は含まないこととする「休会要件の緩和」の適用期間を、感染症類型で 2 類と位置付けられている令和 5 年 5 月までとする旨を保護者に通知した。

施設内での陽性者発生状況をいち早く把握し対応するため、こども家庭局では休日・夜間を含め電話を受けられる当番体制で行ってきたが、令和4年（2022年）6月の取り扱いの変更にあわせ、相談等がある場合は電話への連絡とし、陽性者発生情報等の連絡は基本的にメールでの報告に切り替えた。また、感染法上の位置づけが変更されることに伴い、令和5年5月8日以降、メールでの報告も不要と施設に通知した。併せて、「陽性者発生等により施設を閉所した場合等の利用料の半額減免の取り扱いについて、令和5年5月7日付で終了する」旨を保護者に通知した。

学童施設での感染者数は第6波では1,591名、第7波では2,404名、第8波では684名の感染者数を記録した。

（教育委員会との連携）

令和3年度（2021年度）当初に、教育委員会と協議の場を設け、感染者が発生した場合の情報共有の方法や、学校及び学童保育施設の想定すべき対応方針等について認識を共有した。

その後も情報共有が十分至らない部分もあったが、学童保育施設は、急な対応が必要となった場合の職員体制の確保が難しいため、教育委員会や学校での取り扱いに関し、できる限り迅速な方針決定と情報伝達を図る必要があることの認識の共有に努めた。

（3）療育センター

令和3年（2021年）9月末の緊急事態宣言解除後、診療所では、医療スタッフの検温や診察・リハビリ等で使用した物品・室内の小まめな消毒、定期的な換気に努めるなど、基本的な感染防止対策を講じながら診療業務を行った。来院される患者及び付添者・家族に対しては、体調確認や検温を徹底していただき、患者や付添者等に風邪症状などがあれば来院を控えていただくよう協力をお願いした。

また、令和5年（2023年）2月にマスクの着用が個人の判断に委ねられることになったが、重症化リスクの高い患者も利用する療育センターの特性を鑑み、職員及び付添者・家族に対し、マスクの着用を求めた。

児童発達支援センターでは、保育士等職員の検温や園児の手指消毒、送迎バス車内や園内の消毒・換気を行ったほか、日々の療育や給食を可能な範囲で個別または小グループで実施するなど、感染防止対策を徹底した。また、感染状況を踏まえながら、分散登園や家庭保育をお願いすることもあった。家庭保育をお願いする際には、園児の特性に応じた教材や、園生活・療育に関するDVDを作成し、対象家庭へ送付した。マスクの着用については、診療所と同様に、職員及び家族に対し、マスクの着用をお願いした。

療育センターは、診療所と児童発達支援センターが併設した施設であり、かつ知的障害児・発達障害児だけでなく、肢体不自由児など重症化リスクの高い子どもも利用するため、社会全体が5類移行に向けて感染対策が緩和されていこうとする中で、特に配慮が必要な子どもの安全・安心をいかに守るのかを念頭に、療育センター間で運営方法に

ついて議論・検討を行った。リモートでの面談や家庭で取り組める療育コンテンツの作成など、次の感染症危機に備えた環境整備について引き続き検討し、感染防止と療育保障のバランスを図りながら、支援が必要な児童に対し療育を提供していく。

（４）保護者感染時の児童の緊急一時保護

（受入施設の確保）

保護者が新型コロナウイルス感染症により入院等が必要となったときに、保護者の代わりとなる親族等がおらず、濃厚接触者である児童（濃厚接触児童）を養育する者がいない場合、当該児童の一時保護を実施してきた。

一時保護の実施場所として、令和２年（２０２０年）５月から６月までは市内の宿泊施設を、令和２年７月から令和３年（２０２１年）３月までは市内の福祉施設を、令和３年４月から令和５年（２０２３年）２月までは市内の療養施設を確保していた。その後、令和５年２月にこども家庭センター（児童相談所）が新設移転し、一時保護所内で濃厚接触児童を一時保護できる環境が整備されたため、令和５年３月から本事業についても、こども家庭センター内の一時保護所において実施することとした。

【緊急一時保護所（設置施設）の変遷】

時期	設置施設
令和２年５月～６月	市内宿泊施設
令和２年７月～令和３年３月	市内福祉施設
令和３年４月～令和５年２月	市内療養施設
令和５年３月～令和５年５月７日	こども家庭センター一時保護所

（運営体制の確保）

令和３年（２０２１年）４月から令和５年（２０２３年）２月まで、療養施設で濃厚接触児童の一時保護を実施していた期間は、当該児童の一時保護中、運営の責任者として市職員（課長級または係長級）が日勤・夜勤の１２時間交替で常駐することとした。

また、上記期間中、一時保護した児童の保育・看護その他の生活支援については、人材派遣の看護師が日勤・夜勤の２交代制で行うこととしたが、令和４年（２０２２年）４月以降、平日の日勤帯は人材派遣の保育士が看護師とともに生活支援を行うこととして、看護師１名分の出務と置き換え、看護師の確保にかかるコスト削減と人材確保の円滑化を図った。

看護師と保育士による児童の生活支援体制は、基本は１世帯につき常時２名を配置し、未就学児や発達特性により見守りが必要な児童を一時保護した場合は、看護師または保育士の必ず１名が同室するようにした。

児童の一時保護にあたり、当該児童の自宅から一時保護施設への移送については、市職員が公用車等を使用して行っており、その際に看護師 1 名も同行していた。

一時保護中の児童の食事については、一時保護先の施設より弁当の形式で提供を受けており、児童に食物アレルギーがある場合はアレルギーの除去等により対応していた。提供される弁当では対応できない場合は、随時、必要な飲食品等を購入して提供した。

令和 5 年 3 月以降はこども家庭センター内の一時保護所において保護することとしたため、上記の運営体制は解消した。一時保護所において、日中の生活支援については一時保護所の職員が行い、夜間については、一時保護所の職員に加えて人材派遣の看護師 1 名を配置する予定としていたが、この間に保護を必要とする事例は生じなかったため、実績はない。

【児童の受入状況】

令和 2 年度	29 人（計 18 世帯）
令和 3 年度	39 人（計 25 世帯）
令和 4 年度	14 人（計 12 世帯）
令和 5 年度	0 人

令和 3 年度（2021 年度）後半より、濃厚接触児童の一時保護についての相談が徐々に減少したことに伴い、受け入れ人数も減少した。特に令和 4 年度（2022 年度）後半以降は、保護者が新型コロナウイルスに感染した場合でもそのまま自宅療養しながら児童を養育するケースも増えたこともあり、相談・受入人数が減少している。

（5）児童福祉施設等への運営支援

コロナ禍において原油価格や電気・ガス料金を含む物価の高騰が発生している状況を踏まえ、令和 4 年（2022 年）6 月補正予算にて、児童福祉施設等の運営事業者を支援し、保護者の負担増なしに栄養バランスや量を保った給食を提供いただくため、その費用の一部を補助する予算を計上。（子ども一人あたり 1 日 30 円、児童養護施設等入所施設は 1 日 90 円）

さらには、物価高騰の状況が継続している状況等を踏まえ、10 月補正予算にて、さらなる運営支援を実施した。（6 月補正予算分に加え、子ども一人あたり 10 円、児童養護施設等入所施設は 1 日 30 円）

なお、食料品等の物価高騰に対応するため、こども食堂も補助の対象とした。

対象施設：保育所、幼稚園、認定こども園、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、認可外保育施設、児童養護施設、乳児院、自立援助ホーム、児童心理治療施設、ファミリーホーム、里親、学童保育施設、こども食堂

第5節 社会福祉施設等

(1) 感染防止策の徹底

(感染防止策徹底のための情報提供)

感染防止対策の徹底を図るため、引き続き、国通知や市の方針についての徹底を電子メール等で市内全事業所に送付し、情報提供に努めた。

社会福祉施設等へは、本市の対応方針の改定ごとに情報提供を行うとともに、感染対策の徹底を求めてきた。大きくは5つの点「①健康管理及び衛生対策の徹底と、感染事案発生時の保健所への連絡について」「②衛生資材の適切な利用と2か月分の使用量の確保について」「③面会について」「④利用者の外泊・外出について」「⑤施設職員等の不要不急の外出自粛について」を要請してきた。

上記のうち、特に「③面会について」は、利用者の家族から問い合わせや緩和を求める声もあったが、家族等とのつながりや交流が心身の健康に影響を与えているという観点は重視しつつ、高齢者・障害者施設については発症した際のリスクが非常に高い施設であることから、感染の発生状況や面会者等の体調、ワクチン接種歴等を考慮して面会対応を検討することとする本市の方針について説明をして理解を求めた。

5類移行にあたっては移行後の市の対応等について通知するとともに、社会福祉施設等については重症化するリスクの高い方々が利用する施設であり、引き続きの感染拡大防止に取り組む必要があることについて通知を行った。

(発生施設での従事者への緊急 PCR 検査の実施)

令和3年度(2021年度)から、新型コロナウイルスの陽性患者が発生した高齢者・障害者の入所施設において、検査を希望する入所者で保健所の検査対象に該当しなかった方及び直接対応にあたる職員を対象にPCR検査を実施している。陽性者が発生したことによる入所者や職員の不安の解消につながったとの声をいただいております。緊急PCR検査の実施については施設から高く評価されている。

1日あたりの検査件数の上限があるため、コロナ発生件数が増加し、検査数が多くなると、施設側に検体提出を遅らせてもらうといったことや、検査結果の連絡が遅れるといった状況も発生はしたものの、大きな混乱もなく感染拡大防止に寄与したものと考えている。

5類移行後も、社会福祉施設等については従事者に対する定期的検査と陽性者の周囲の人の検査を当面の間継続することを国は要請しているため、令和5年(2023年)5月8日からは、陽性者発生時の周囲の人への検査については、保健所の施設調査と連携して、抗原定性検査キットによる検査に切り替えて実施することとした。

(抗原簡易キットの配布)

高齢者施設等において、従事者等に軽度であっても症状が現れた場合に、早期に陽性を発見することによって感染拡大を防止するという観点から、国において高齢者施設等への抗原簡易キットの配布事業が行われ、本市にて取りまとめの結果、高齢者施設等で264施設、20,650個の申し込みがあり、令和3年(2021年)8月末頃に施設へ配布を行った。

また、兵庫県から、令和4年(2022年)9月に、介護従事者が濃厚接触者となった場合の待機期間解除に際して判定に必要な抗原定性検査キットの配布が行われ、市内施設については対象となる施設が発生した場合には本市が窓口となって施設の状況の確認と検査キットの配布を行った。

(陽性者が発生した場合の市への報告)

高齢者・障害者施設での陽性患者の発生をいち早く把握し、必要な支援を迅速に行うため、土日祝日を含めた体制を構築し、対応にあたった。

施設職員への聞き取りの中で、保健所の検査対象に該当しなかった直接処遇にあたる職員及び入所者を対象としたPCR検査の緊急実施や不足する衛生資材の提供など必要な支援へとつなげることができた。

陽性患者の発生した施設の中には保健所への連絡はしたものの福祉局への連絡を失念するといったケースもあり、連絡の徹底を幾度か図ることとなった。令和3年(2021年)10月からは、保健所が導入した「感染症神戸モデルにおける感染症発生状況連絡アプリ」に報告窓口を一本化し、福祉局もアプリへの報告を閲覧する運用に改め、現場職員の報告事務にかかる負担の軽減に努めた。

(衛生資材等の支援)

社会福祉施設等に対して、マスク・消毒液・ガウン・手袋などの衛生資材について、利用の都度交換、廃棄するなど適切な利用を行い、感染予防を徹底するとともに、2か月分の使用量の備蓄を行うよう文書により徹底を図ってきた。

感染者が発生した施設においては、状況を確認した上で、適宜、衛生資材等の郵送を行った。あわせて、施設入所者が陽性となり、入院するまでの間の陽性者対応にあたり、市作成のマニュアルや施設の感染防止対策(消毒方法等)についての資料を届けた。

(2) 施設等への支援

(物価高騰対策福祉施設等緊急支援事業)

コロナ禍における原油価格・物価高騰を受け、介護・障害の福祉サービス事業所ではサービス提供にかかる食材費・光熱費が上昇している一方で、介護報酬をはじめとする福祉サービスにかかる給付費等の改正はなされておらず、利用者からの徴収にも制限が

ある中で運営が逼迫した状況が続いた。福祉サービス事業所の喫緊の運営課題に対応することで、市民への安定的なサービス提供を確保するため、市内事業所（約 4,600 事業所）を対象に給付金を支給することとし、令和 4 年（2022 年）5 月補正予算に事業を計上した。入所・通所施設について 1 か月あたりの延べ利用者数に応じて事業所ごとに算出した給付金を支給した（補助単価：1 人・1 日あたりで入所施設 90 円、通所施設 30 円）。

さらに、施設・事業所へ物価高騰の経営への影響に関するヒアリングを踏まえ、令和 4 年 10 月補正予算において、支援対象として新たに訪問系事業所（訪問介護・訪問看護など）を追加し、入所・通所施設に対しては給付金額を上積みする支援の拡充を行った。訪問系事業所には 1 事業所当たり定額（5 万円）を支援、入所・通所施設にはこれまでの支援額の 1/3 に相当する額を追加して支援した。

事業者からの申請は、定例の介護報酬等の支払を委託する兵庫県国民健康保険団体連合会などとの緊密な連携により、事業所の負担の少ない電子申請を採用し、スムーズに支援実施することができた。未申請の事業所に対しては、個別に勧奨を行うなど周知に取り組み、令和 4 年 7 月 11 日から令和 5 年（2023 年）2 月 28 日の申請受付期間において、対象事業所の約 81% に当たる 3,746 件の申請があり令和 4 年度（2022 年度）中に支給を完了した。

（施設の介護従事者に対する定期的 PCR 検査の実施）

早期に感染拡大の芽を摘むため、施設職員の定期的 PCR 検査を実施しているところであるが、令和 3 年（2021 年）11 月からはブレイクスルー感染が発生していることを鑑み、これまでワクチン 2 回接種済みの方は対象外としていたところ、ワクチン 3 回接種済みの方は対象外（2 回接種済みの方は対象）として、実施期間を延長することとした。

令和 4 年（2022 年）7 月から、陽性者の早期発見、検査の頻回実施及びクラスター発生防止のため、定期的検査の方法を PCR 検査から抗原検査キットを用いた抗原定性検査に変更した。検査頻度については、1 人につき 1 週間に 2 回の受検を可能としている。

令和 4 年 8 月から、感染症拡大防止対策の強化として、定期的検査の対象施設をこれまでの入所系施設、通所系施設に加え、訪問系事業所も対象として実施することとした。

5 類移行後も、国は社会福祉施設等の従事者に対する定期的検査を要請しているため、令和 5 年（2023 年）5 月 8 日以降も、施設職員への定期的検査を当面の間継続して実施する。

（職員体制の確保）

介護職員体制の確保については、兵庫県が関係団体等の協力の下、介護事業所等で感染者が発生した場合等にあっても、必要なサービス提供が確保されるよう、あらかじめ

「協力施設等」を登録いただき円滑に必要なサービスを提供できるよう協力いただく仕組みを構築した。

新型コロナウイルス感染者の発生施設への応援職員派遣について、令和3年度(2021年度)からは派遣に必要な経費として応援職員1人あたり1日につき13,000円の協力を兵庫県が支給することとしたが、本市の事業所では実際にこの制度を使われることはなかった。

感染者が発生した施設への緊急的な応援については、応援に出す側にとっても受け入れる側にとっても実際の運用はなかなか難しい旨の声を施設側からは聞いており、平時における一定の準備等が必要であったと思われる。

(サービス継続支援事業)

介護サービス事業所・介護施設及び障害福祉サービス事業所・障害者支援施設が、新型コロナウイルスの感染機会を減らしつつ、必要なサービスを継続して提供できるよう、通常のサービス提供時では想定されない、緊急時の人材確保や消毒・清掃、衛生用品購入等のかかり増し経費に対する補助事業を、令和2年(2020年)7月以降実施している(国事業、令和5年度(2023年度)も実施中)。

定額ではなく実際に要した費用を補助すること、また、医療機関に入院できず施設内で療養を行ったことによる補助上限額の増額のために国との個別協議が必要であることなど制度が複雑であるため、申請前に記載指導を行うなどきめ細やかな対応に努めている。令和4年度(2022年度)は、感染拡大に伴い、申請件数が大幅に増加した。

【補助の実績】

	令和3年度	令和4年度
介護サービス	300,116千円(226件)	840,862千円(672件)
障害福祉サービス	18,615千円(85件)	38,178千円(147件)

(在宅介護サービス継続への支援策)

介護・障害福祉サービス事業所が、新型コロナウイルスに感染した在宅高齢者・障害児者が入院するまでの自宅療養期間中に必要なサービスを提供した場合に対する補助事業を、令和3年(2021年)3月以降実施している(フォローアップ体制強化事業。県事業)。令和4年度(2022年度)は、感染拡大に伴い、申請件数が大幅に増加した。

なお、兵庫県は、新型コロナウイルス感染症の重症化率低下や、(濃厚接触者)待機期間の縮小、サービス継続支援事業(前記)で割増賃金等が対象となっていること等を理由に、当該事業を令和4年度で終了したため、本市も令和4年度で受付を終了した。

【補助の実績】

	令和3年度	令和4年度
介護サービス	22,158千円(67件)	63,633千円(188件)
障害福祉サービス	3,352千円(3件)	10,112千円(25件)

(社会福祉施設等の多床室の個室化事業)

高齢者介護・障害者支援施設等において、新型コロナウイルスの感染が疑われる入所者が発生した場合に備え、多床室を区切り、感染が疑われる入所者を空間的に隔離するための個室化を行う際の国庫補助制度が令和2年(2020年)3月10日に創設され本市から各法人に当該補助制度の周知及び利用希望の確認を行っている。(令和5年度(2023年度)も引き続き実施中)

(介護施設等の簡易陰圧装置等の整備支援事業)

介護施設等において、新型コロナウイルスの感染が疑われる入所者が発生した場合に備え、ウイルスが外に漏れないよう、気圧を低くした居室である陰圧室の設置が有効であることから、居室に陰圧室を設置する際の国庫補助制度が創設(1台あたり4,320千円)され、本市から各法人に当該補助制度の周知及び利用希望者への補助を行っている。(令和5年度も引き続き実施中)

【補助の実績】

令和2年度(2020年度): 23施設 54台

令和3年度(2021年度): 21施設 119台

令和4年度(2022年度): 6施設 34台

(支援策一覧表による情報提供)

緊急包括支援事業・感染防止対策支援事業として兵庫県が国から交付金を受けて、介護事業所を対象に様々な支援策が講じられた。また、市としても独自に様々な支援策を講じており、これらの支援策の一覧表を随時ホームページに掲載するなど、施設や事業所へ分かりやすい情報提供に努めた。支援を実施するにあたっては、既存の補助制度と様式をできるだけ統一するなど、申請時の誤りなどが起こりにくいよう工夫し、また、電子申請を採用するなど事業所の負担の少ない方法によるスムーズな支援実施を目指した。

(3) その他

(介護を必要とする在宅高齢者・障害者の一時預かり事業)

介護者である家族が新型コロナ陽性者となり入院が必要となった際、在宅で生活する高齢者・障害者を残したまま入院できないといった状況を避けるため、一般の施設では受け入れの難しい濃厚接触者となった支援の必要な高齢者・障害者について、市有施設を活用し、一時的な受け入れを継続して行ってきた。

新型コロナウイルス感染症が令和5年(2023年)5月8日より5類感染症に移行することを受け、令和5年5月7日をもって受付を終了した。

濃厚接触者である支援の必要な高齢者及び障害者(特に高齢者)については一般的な福祉サービスでの対応が難しく、当該事業によりセーフティーネットとしての機能を果たすことができた。

(延べ受入人数：高齢者40人、障害者1人)

(こうべ医療者応援ファンド)

同ファンドは、患者の治療や予防の最前線で、昼夜を問わず奮闘されている医療機関や医療従事者の方々に感謝と連携の気持ちを表し、その活動を応援するための寄付金の受付先として、令和2年(2020年)4月24日に創設された。

創設後、数回にわたり配分しているが、令和3年(2021年)3月～11月末日(第4波～第5波)までに、新型コロナウイルス感染症の入院患者の受け入れ実績及び外来患者に対して治療実績がある市内医療機関と、自宅で療養している新型コロナウイルス感染症患者に対し往診・訪問診療を行った市内医療機関及び訪問看護を行った市内訪問看護ステーションを対象に、「医療従事者の延べ人数(230,084人)」1人あたり700円のQUOカードを配分した。

その後も、同ファンドにて寄付金を受け付けてきたが、新型コロナウイルス感染症が令和5年(2023年)5月8日より5類感染症に移行することに伴い、令和5年3月31日をもって寄付金の受け付けを終了した(受付終了までの寄付金総額：4,189件、878,117,153円)

なお、寄付金残額125,761,376円については、今後、これまでと同様に同ファンド配分委員会の審議にて配分基準・方法を決定し、医療従事者などへ配分する予定にしている。

最後に、皆様のご寄付により、たくさんの医療機関や医療従事者の方々に多大な支援と応援をお届けすることができたこと、心よりお礼申し上げます。

第6節 個人向け支援策

(1) 暮らし支援臨時特別給付金（住民税非課税世帯に対する給付金）

(令和3年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金)

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対して、1世帯あたり10万円を給付した。

令和4年（2022年）2月16日から順次対象の約23万4千世帯に対して確認書等の必要書類の送付を開始し、2月24日には振込手続きを開始した。今回の給付金は「住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯」は給付の対象とならないが、「親の扶養を受けている単身の学生」や「課税者の扶養を受けている老人世帯」「単身赴任中の夫の扶養を受けている世帯」など、市では実態を把握できない対象外の世帯があるため確認書を送付した。確認書については、令和4年6月20日を返送期限としていたが、6月末には全体の90%以上の返送があり、対象となる世帯からの返送があった内99%の支給が終了した。7月以降は、申請に関しての不備があるものに関する処理・対応が業務の大半を占める形となった。

(令和4年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金)

コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」（令和4年（2022年）4月26日閣議決定）を受け、令和3年度（2021年度）は課税世帯であったが、令和4年度（2022年度）の住民税均等割が非課税となる世帯に対し、1世帯あたり10万円を給付した。なお、令和3年度非住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金を受給した世帯は対象外とした。

令和4年（2022年）7月1日から順次対象の約2万4千世帯に対して確認書等の必要書類の送付を開始し、7月11日には振込手続きを開始した。

令和3年度（2021年度）の給付金と同様に、今回の給付金は「住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯」は給付の対象とならないが、「親の扶養を受けている単身の学生」や「課税者の扶養を受けている老人世帯」「単身赴任中の夫の扶養を受けている世帯」など、市では実態を把握できない対象外の世帯があるため確認書を送付した。確認書については令和4年9月20日を返送期限としていたが、9月末には全体の80%以上の返送があり、対象となる世帯からの返送があった内98%の支給が終了した。10月以降は、申請に関しての不備があるものに関する処理・対応が業務の大半を占める形となった。

(電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金)

令和4年（2022年）9月9日に政府で開催された物価・賃金・生活総合対策本部において、電力・ガス・食料品等（灯油等を含む）の価格高騰による負担増を踏まえ、特

に家計への影響が大きい低所得世帯（住民税非課税世帯等）に対して、1世帯あたり5万円を給付した。

令和4年11月1日から順次対象の約24万世帯に対して確認書等の必要書類の送付を開始し、11月15日には振込手続きを開始した。

これまでの給付金においては、問い合わせは専用コールセンターのみとしていたため、区役所に給付金専用の窓口は用意していなかったが、必要書類送付後に区役所に直接問い合わせに来る住民が一定程度いたため、区職員が市民対応に時間を取られてしまうケースが発生していた。

そこで今回は、給付金窓口の配置をする区役所に対しては、書類発送から2週間限定ではあるが、専用スタッフを配置し対応を行った。

令和3年度（2021年度）、令和4年度（2022年度）の給付金と同様に、今回の給付金は「住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯」は給付の対象とならないが、「親の扶養を受けている単身の学生」や「課税者の扶養を受けている老人世帯」「単身赴任中の夫の扶養を受けている世帯」など、市では実態を把握できない対象外の世帯があるため確認書を送付した。確認書については令和5年（2023年）1月31日を返送期限としていたが、令和5年1月末には全体の90%以上の返送があり、対象となる世帯からの返送があった内99%の支給が終了した。2月以降は、申請に関しての不備があるものに関する処理・対応が業務の大半を占める形となった。

（共通の対応）

視覚障害者に対しての確認書等の郵送に当たっては、封筒に点字シールを貼り、音声コードを掲載したチラシを同封して給付金の案内であることがわかるようにした。

銀行口座を持たない対象者（刑務所等刑事収容施設入所者を含む。）に対し、窓口、現金書留による給付を行った。居住が安定していない、いわゆるホームレスの対象者については、担当部署と連携し、本人確認の上、給付を行った。窓口給付の際には、混雑を避けるため、1時間ごとのスケジュールを組み、来庁人数を管理した。

申請期限が近付いた際には、未申請者に対し勧奨チラシを同封した申請書の再送を行った。

（事務局・コールセンターの体制について）

10万円給付時は事務センターを最大35人程度で運営していた。そのため、受付処理が滞り、確認書発送1か月後にいつ振り込まれるのか等の問い合わせが多数発生した。また、その問い合わせに対応するために、事務処理が進まないといった悪循環が発生した。

そこで、住民税非課税世帯等に対する臨時給付金（10万円給付）の反省から、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金（5万円給付）では、執務スペースを約3倍、

スタッフを最初の2か月間は100人体制とした。また、最初の2か月のうち1ヶ月半は18時から21時の夜間の部も設け、こちらも100人体制とし、いつ振り込まれるのかといった問い合わせは劇的に減った。

コールセンターについては、10万円給付では、必要書類発送後60回線に対応していたが、一時応答率が10%を下回る事態となり、回線数を増やし最大81回線に対応して以降、応答率は改善していった。その後、給付の進捗に合わせて回線数も徐々に減らした。5万円給付では、スタートから100回線とし、また、混雑時間をさけてもらうためヒートマップも同封した。これにより応答率が90%を下回ったのは1営業日のみであった。

(事業終了後の対応)

申請書等に不備がある場合には、相応の期間を設けて不備解消に努めたが、それでも解消できなかった世帯については確認書及び申請書にて通知のとおり、申請取り下げの扱いとした。

また、申請後支給するまでの間に世帯主が死亡して相続人が不明である世帯については、国の通知に基づき、供託を行った。

給付金事業が終了にあわせて、申請書の保管場所を確保するとともに、事業終了以降も申請者からの給付状況の問い合わせや官公庁等からの照会等への対応が必要であることから、支給情報検索システムを構築した。

令和5年(2023年)3月末には専門部隊である暮らし支援臨時特別給付金担当が解散となり、残務整理については福祉局くらし支援課内の既存体制で対応することとした。

(2) 住居確保給付金

住居確保給付金は、生活困窮者自立支援法に基づく必須事業で、経済的に困窮し、家賃を負担することが困難な方に対して、自治体が直接家主に家賃相当額を負担することで原則3か月間(最長で9か月)住居を確保するものであり、コロナ禍において多くの方へ給付した。(令和元年度(2019年度):123件、令和2年度(2020年度):2,894件、令和3年度(2021年度):1,442件、令和4年度(2022年度):594件)

令和3年(2021年)2月からは、コロナ特例として再支給(3ヶ月)の制度が創設され、再支給については令和5年(2023年)3月末をもって申請受付を終了した。

(3) 生活福祉資金

(制度概要)

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した世帯に対し、生活福祉資金(緊急小口資金、総合支援資金)の貸付要件を緩和した特例貸付(最大200万円の貸付)が令和2年(2020年)3月25日より開始され、本市においても、各区の社会福祉

協議会が窓口として実施し、令和4年（2022年）9月30日をもって受付を終了した。

（償還開始後の対応）

令和5年（2023年）1月より特例貸付の償還が開始されており、判定する課税年度において住民税非課税世帯であった場合、兵庫県社会福祉協議会へ申請することで償還が免除となる。

本市においては、借受世帯数も多く、償還免除手続きに必要な住民票や非課税証明書を取得するために、区役所への来庁者が増えることも想定されたため、神戸市社会福祉協議会や兵庫県社会福祉協議会と調整し、借受人への案内文の発送時期を分割したり、区役所に来庁せずとも必要書類を取得できる方法を案内したチラシを同封したりする等、来庁者抑制に向けて取り組んだ。

また、特例貸付の借受人に対しては、兵庫県社会福祉協議会とも連携し、償還困難な場合は、生活再建に向けて各区くらし支援窓口で相談するよう勧奨する等、プッシュ型でのフォローアップを実施した。

（4）生活困窮者自立支援金

コロナの影響により生活に困窮する世帯には、社会福祉協議会が実施する生活福祉資金の特例貸付などによる支援を行ってきたが、コロナ禍の長期化により、貸付の利用が上限に到達するなど、特例貸付をこれ以上利用できない世帯が存在し、こうした世帯に対して、就労による自立を図ること、また、それが困難な場合に円滑に生活保護の受給へつなげることを目的として実施した。

令和3年（2021年）12月から再支給の制度が創設され、令和4年（2022年）12月末をもって、再支給を含む当支援金の申請受付は終了した。

（当初支給決定件数：5,235件、再支給決定件数：2,905件）

また、当支援金の受給が終了してもなお生活再建が困難な世帯に対しては、各区くらし支援窓口で相談するよう勧奨する等、SMS 一斉送信機能を使ってプッシュ型でのフォローアップを実施した。

（5）子育て世帯への給付金

- ・令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金（児童1人当たり10万円）

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」として令和3年（2021年）11月19日閣議決定。新型コロナウイルス感染症が長期化しその影響が様々な人々に及ぶ中、その影響により苦しんでいる子育て世帯について、我が国の子供たちを力強く支援し、その未来を拓く観点から支給した。対象は、児童手当受給者相当の所得水準の世帯の0歳から18歳まで。（予算12,370,000千円）

- ・令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金（児童1人当たり5万円）

コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」として令和4年（2022

年) 4月26日閣議決定。新型コロナウイルスの影響による失業や収入減少の中で、食費等の物価高騰等の影響を受けている低所得のひとり親世帯や非課税世帯を見舞う観点から支給した。対象は、児童扶養手当受給者や非課税世帯など低所得の子育て世帯の0歳から18歳まで。(予算 2,020,000千円)

【子育て世帯への給付金】

給付金名	令和3年度 子育て世帯への 臨時特別給付金	令和4年度子育て世帯に対する 子育て世帯生活支援特別給付金		
		ひとり親世帯分	ひとり親世帯以外分	
財源	国100%補助	国100%補助		
支給対象者	<ul style="list-style-type: none"> 児童手当受給者(令和3年9月分、令和3年9月～令和4年3月生の新生児分) 高校生の養育者 	<ul style="list-style-type: none"> 児童扶養手当受給者(令和4年4月分) 公的年金給付等受給者 家計急変者 	<ul style="list-style-type: none"> 児童手当or特別児童扶養手当の受給者(令和4年4月分、令和4年4月～令和5年2月生の新生児分) 高校生の養育者 家計急変者 	
児童の年齢	・高校生以下	<ul style="list-style-type: none"> 高校生以下 児童が障害者である場合は20歳未満 		
所得 制限	期間	令和2年中	令和2年中	令和3年中
	水準	特例給付未満	児童扶養手当全部支給 停止未満	住民税非課税
支給額	児童1人10万円	児童1人5万円		
支給時期	令和3年12月27日～	令和4年6月23日～	令和4年7月15日～	
支給人数	119,088人	11,241人	9,101人	

(6) 保険料減免関係

(国民健康保険の保険料減免・徴収猶予)

新型コロナウイルス感染症の影響への対応に伴い、国から各保険者に対して保険料の徴収猶予制度の周知も含め適切に運営するよう通知があり、これを受けて、国の通知をホームページで公開して徴収猶予制度の概要の広報を図るとともに、区に対しても適切な対応を周知した。(令和2年(2020年)3月12日)

続いて、保険料の減免について、国から新型コロナウイルス感染症の影響で収入が下がった方等に対して保険料の減免を行った場合の財政措置の基準が示されたことから、

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る保険料減免を新たに設けた。

保険料減免の財政措置は令和2年度（2020年度）分までとされていたが、その後、令和3年度（2021年度）相当分及び令和4年度（2022年度）相当分の保険料についても財政措置の基準が示されたことから（令和3年3月12日付、令和4年3月14日付）継続実施した。なお、本減免制度は令和4年度相当分の保険料を以って終了した。

（後期高齢者医療の保険料減免・徴収猶予）

後期高齢者医療においても、国民健康保険と同様に国から保険料の徴収猶予及び新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る保険料減免に関する通知があり、後期高齢者医療制度の保険者である兵庫県後期高齢者広域連合（以下「広域連合」という。）において、保険料の減免を行った。

保険料減免の財政措置は当初、令和元年度（2019年度）分から令和2年度（2020年度）分までとされていたが、その後、令和3年度（2021年度）相当分及び令和4年度（2022年度）相当分の保険料についてまで財政措置の基準が示されたことから（令和3年3月12日付及び令和4年3月14日）、広域連合が継続実施した。なお、本減免制度は令和4年度相当分の保険料を以って終了した。

（介護保険の保険料減免・徴収猶予）

国からの保険料減免や徴収猶予に関して、国民健康保険と同様の趣旨で同時に通知がきた。これを受けて、各区には必要な周知を行った。

保険料減免について規則改正を行い、令和2年（2020年）6月より申請受付を開始していたが、令和3年度までとされていた保険料減免の財政措置が、令和4年度分についても財政措置の基準が示されたことから（令和4年3月14日付）継続実施した。

令和2年度以降、保険料減免制度等の周知を行ってきたため、令和4年度の継続実施についても特に、大きな混乱はなかった。

今後についても、国民健康保険と同様に当初の広報等が重要であると考えられる。

なお、本減免制度は令和4年度相当分の保険料を以って終了した。

（国民年金の臨時特例免除）

国民年金については、新型コロナウイルス感染症新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減った被保険者等の保険料免除（「臨時特例免除」という）制度が新たに創設され、令和2年（2020年）5月1日から区役所において受付を開始した。

臨時特例免除の適用期間については、令和4年度（2022年度）サイクル（申請免除：令和5年（2023年）6月分まで、学生納付特例：令和5年3月まで）をもって終了とした。

(7) 傷病手当金

(国民健康保険)

新型コロナウイルス感染症に関する緊急対策―第2弾―(新型コロナウイルス感染症対策本部決定)を受けた厚生労働省(令和2年3月10日付通知)及び兵庫県(令和2年3月27日付通知)からの要請に基づき、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に対する傷病手当金制度を創設した。

適用期間については、当初は令和2年1月1日から同年9月30日の間とされていたが、令和2年8月と11月、令和3年(2021年)2月、5月、8月及び11月、令和4年(2022年)2月、5月、9月及び11月、令和5年(2023年)2月の計11回にわたり国からの財政支援に関する通知があり、最終的に、令和5年5月7日まで期間が延長された。

(後期高齢者医療)

国からの通知関係は国民健康保険と同様で、対象者は被用者限定。保険者である広域連合において、傷病手当金制度を創設した(広域連合条例・規則改正:令和2年(2020年)4月15日公布、同年5月1日施行)。

申請の受付事務は本市が行うため、本市の条例改正を行い(令和2年5月1日議決、同年5月8日公布及び施行)、令和2年5月11日より申請受付を開始した。広報については、国民健康保険と併せて実施した。

適用期間については、国民健康保険と同じく、当初は令和2年1月1日から同年9月30日の間とされていたが、令和2年8月と11月、令和3年(2021年)2月、5月、8月及び11月、令和4年(2022年)2月、5月、9月及び11月、令和5年(2023年)2月の計11回にわたり国からの財政支援に関する通知があり、最終的に、令和5年5月7日まで期間が延長された。

(8) ICTを活用した生活困窮者学習支援事業

生活困窮者自立支援法に基づき、経済的な事情や不登校・長期入院による学力格差が懸念される中学生等に対して、同時双方向型のオンラインによる個別学習支援を実施。コロナ禍を機に開始し、現在も多くの受講生に利用されているため、今後も事業を継続する。

(令和3年度(2021年度):329名、令和4年度(2022年度):234名、令和5年度(2023年度):300名程度)

(9) DV相談

令和3年度(2021年度)以降の神戸市DVセンターにおける延べ相談件数は、コロナ以前の相談件数にもどっている。引き続き、国が24時間対応として設置したDV被

害者相談窓口「DV相談+(プラス)」(電話・SNS・メール)と連携しながら、神戸市DVセンターにおける通常の相談対応を続けた。

(10) 児童家庭支援センター相談窓口

児童家庭支援センターの既存のダイヤルを活用することにより、より迅速に相談窓口を開設することができた。また、児童家庭支援センターには子育て支援の専門職が常勤しているため、相談に関しては、より適切な助言などの支援を行うことができた。

【児童家庭支援センター 相談件数】

実施施設	令和2年度 相談件数	令和3年度 相談件数	令和4年度 相談件数
神戸真生塾	2,516 件	2,527 件	3,206 件
しらゆり	1,649 件	1,813 件	1,608 件
おるおるステーション	1,433 件	2,874 件	4,435 件
計	5,598 件	7,214 件	9,249 件

(11) 子育て世帯への食を通じたつながり支援

コロナ禍で課題を抱える世帯が増加していることを背景に、令和3年(2021年)8月から、生活が厳しい状況にある子育て世帯を対象に、食品等の提供をきっかけに、地域や行政等の支援機関につなげる民間団体(市内12か所)の取り組みを支援してきた。

本事業において子育て世帯に提供する食品等は、協力企業やふるさと納税による個人からの寄附により確保していたが、コロナの長期化に加えた物価高騰などの影響により、食支援の需要が高まっている状況を踏まえ、令和4年(2022年)9月補正予算においては、市が直接食品等を購入し、食支援を行う団体に提供した。さらに、令和4年10月補正では、食支援を行う団体が、利用者のさらなる支援へのつなぎのための人材確保等を行う場合の追加支援を行った。

本事業の利用者は、事業を開始した令和3年度(2021年度)は、月平均で延べ約2,200世帯の利用だったが、令和4年度(2022年度)には、延べ約3,000世帯となった。利用者からの相談を受け、行政等の支援機関へつながった事例もあり、本事業は、当面の生活を立て直すきっかけや、ふだん行政等とかわりがない、または、行政等の窓口ハードルを感じている方との大切な接点になった。

(12) 納税の猶予

(固定資産税(土地)の負担調整措置)

平成29年(2017年)1月1日から令和2年(2020年)1月1日までの期間において地価が上昇傾向にあったことから、本来であれば、その上昇分が令和4年度(2022年

度)の税額に反映される予定であった。しかし、令和4年度地方税法改正(令和4年4月1日施行)に伴い、地価の上昇により税額が増加する非住宅用地については、令和4年度に限り、負担調整措置(評価額の上昇に連動して上昇する土地の税負担を一定範囲に抑えるための激変緩和措置をいう。)の算出方法を変更し、上昇する税額を緩やかにする措置を実施した。

【概要】

対象者：地価の上昇に伴い評価額が上昇する非住宅用地(負担水準(※)が60%未満のものに限る。)の納税義務者

課税標準額算出方法：前年度課税標準額+評価額×2.5%

(令和3年度及び令和4年度税制改正前：前年度課税標準額+評価額×5%)

負担軽減額：約6億円

※負担水準=前年度課税標準額/評価額

第7節 事業者向け支援策

(1) 市内事業者の実態把握

新型コロナウイルス感染症拡大以降、各種統計調査による景況動向だけでなく、中小事業者を対象とした緊急調査や業界団体との意見交換会などを通じて、個々の事業者から聞き取りを行い、市内事業者が置かれている環境や抱えている課題などを把握してきた。

○神戸市内景況・雇用動向調査

市内企業に対するアンケート調査(2,000事業所対象)を年4回実施。あわせて各回30社を対象に飲食業や製造業など各産業の業況をヒアリングし、市内事業者の課題などを把握。

○経済団体との意見交換会(令和3年10月1日から令和5年5月7日)

神戸商工会議所	3回
兵庫県中小企業家同友会	3回
神戸経済同友会	4回
神戸青年会議所	1回

○その他

各業界の声を集めるため、個々の事業者からの聞き取りを定期的を実施してきた。

(2) 支援策

市内事業者の実態把握から得られた課題を踏まえ、国や県の施策や動向を見極めながら、新型コロナウイルス感染症拡大防止と社会経済活動を両立させるため、事業継続支援や消費・需要喚起施策、ポストコロナを見据えた神戸経済の活性化のための経営基盤強化を支援してきた。

(事業継続支援)

①資金調達支援（融資）

・目的

新型コロナウイルス感染症の長期化に伴い、資金繰りの支援を必要とする事業者に対して、経営の安定と発展をはかる。

・事業概要

令和3年度（2021年度）より、金融機関の伴走支援を受けながら、ポストコロナを見据えた経営改善等に取り組む中小事業者に、信用保証料の3/4を補助する「伴走型支援特別貸付」を実施

また、令和5年（2023年）1月31日より過剰債務などで経営が厳しい事業者が企業再生をはかるため、信用保証料の約3/4を補助する「企業再生貸付（コロナ対応）」を創設

あわせて、中小事業者への資金供給の円滑化をはかるために、通常の保証限度額とは別枠で保証されるセーフティネット保証制度に必要な「特定中小企業者」の認定を実施

・実施期間

令和3年10月1日～令和5年5月7日

・実績

【新型コロナウイルス関連融資実績（神戸市域）】（令和3年10月～令和5年4月末）

1,899件 40,012,992千円

（融資ごとの実績）

・経営円滑化貸付（新型コロナウイルス対策）	463件	5,287,500千円
・経営円滑化貸付（伴走型経営支援特別貸付）	756件	19,093,892千円
・企業再生貸付（コロナ対応）	3件	234,000千円
・借換等貸付（新型コロナウイルス対策）	72件	1,949,100千円
・経営活性化資金（新型コロナウイルス対策）	605件	13,448,500千円

【市長認定の受付状況】（令和3年10月1日から令和5年5月7日）

- ・セーフティネット保証4号 1,972件
- ・セーフティネット保証5号 465件
- ・危機関連保証 128件

（危機関連保証認定の受付は令和3年12月31日で終了）

②神戸市中小事業者等の「家賃サポート緊急一時金」の再拡充

・目的

令和3年1月から度重なる緊急事態宣言の発令・まん延防止等重点措置の適用などにより、経営が悪化した中小事業者を支援

・事業概要

市独自の支援策として、飲食店の休業・時短営業または外出自粛等の影響を受けた中小事業者及び都道府県等が実施する協力金を受給している事業者を対象に、市内で事業のために賃借した店舗や事務所等の家賃を支援

（補助対象者）

- （a）飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響を受けており、1～9月の売上げが「1か月で前年（前々年）同月比50%以上減少（一時支援金・月次支援金の受給者）」または「連続する3か月の合計で前年（前々年）の同期比30%以上減少」した方
- （b）都道府県等が実施する協力金」を受給し、1～9月の売上げと協力金の合計が「1か月で前年（前々年）同月比50%以上減少」または「連続する3か月の合計で前年（前々年）の同期比30%以上減少」した方

（制度の拡充）

中小事業者への影響が長期化していることを鑑み、以下の拡充を実施

【当初（第1期）】

- ・1か月で前年（前々年）同月比50%以上減少している方（一時支援金・月次支援金の受給者）
- ・売り上げ要件の対象期間は令和3年1月から3月
- ・交付額は家賃1か月分の2分の1（最大50万円）

【6月（第1期の拡充）】

- ・連続する3か月の売り上げの合計が前年（前々年）の同期比の30%以上減少した事業者を新たに対象に追加
- ・売り上げ要件の対象期間を6月まで延長

【10月（第2期の受付開始）】

- ・売り上げ要件の対象期間を9月まで延長。7月から9月に売り上げが減少した事業者対象とする家賃サポート緊急一時金の第2弾として申請受付を

開始（申請期間：令和3年11月1日から令和4年1月7日まで）

- ・交付額をこれまでの家賃1か月分の2分の1（最大50万円）から家賃3か月分の2分の1（最大150万円）へ拡充

- ・実施期間

令和3年4月28日～令和4年1月7日

（参考）

第1期の受付期間：令和3年4月28日（水）から令和3年10月29日（金）

第2期の受付期間：令和3年11月1日（月）から令和4年1月7日（金）

- ・予算額

1,400,000千円（第1期・2期の合計）

- ・実績

	申請		交付	
	件数	金額（千円）	件数	金額（千円）
第1期	3,786件	1,154,966	3,232件	1,066,237
第2期	419件	128,262	386件	122,196
合計	4,205件	1,283,228	3,618件	1,188,433

③固定資産税（土地）の負担調整措置（再掲）

- ・目的

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中小事業者を支援するため、負担調整措置（評価額の上昇に連動して上昇する土地の税負担を一定範囲に抑えるための激変緩和措置をいう。）の算出方法を変更し、激変緩和をはかる。

- ・事業概要

地価の上昇に伴い評価額が上昇する非住宅用地（負担水準（※）が60%未満ものに限る。）の納税義務者を対象に、算出方法を変更

課税標準額算出方法：前年度課税標準額＋評価額×2.5%

（令和3年度（2021年度）及び令和4年度（2022年度）税制改正前：前年度課税標準額＋評価額×5%）

負担軽減額：約6億円

※負担水準＝前年度課税標準額／評価額

④生産性革命の実現に向けた固定資産に係る特例措置の拡充・延長

- ・目的

新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、生産性革命の実現に向けた特例措置における対象資産の範囲を拡大し「事業用家屋」と「構築物」を追加するとともに、適用期限

を2年間延長し、令和5年（2023年）3月31日までとする地方税法改正が行われた。（令和5年（2023年）3月31日施行）

償却資産にかかる課税標準の特例適用申請書と先端設備導入計画及び認定書の提出に基づいて、軽減適用した。

・概要

対象者：資本金等が1億円以下（資本金等を有しない場合は従業員1,000人以下）の中小企業者・個人事業主

軽減内容：令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に取得したもので、新たに固定資産税が課されることとなった年度から3年度分限り、課税標準を0とする。

・実績

153件、50,000千円

⑤事業所税の減免

・目的

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が減少している中小事業者の事業継続のため、売上や利益の増減にかかわらず負担が生じる事業所税について、市独自の支援策として1か月相当分の減免を実施する。

・事業概要

令和3年（2021年）1月の緊急事態宣言の再発令の影響を受け、令和3年1月～3月のいずれか1か月の売上が前年比又は前々年比で30%以上減少した中小事業者（資本金1億円以下等）を対象に、事業所税年税額の12分の1を免除

・実績

令和3年4月から減免申請受付を開始

減免の実績 214件、41,894千円（令和5年（2023年）4月末日時点）

（消費・需要喚起施策）

①キャッシュレスポイント還元事業（第2弾、第3弾）

・目的

新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んだ市内の消費を喚起するとともに、非接触のキャッシュレス決済を普及する。

・事業概要

令和3年（2021年）8月から9月に実施した第1弾に引き続き、対象店舗において二次元バーコード決済を利用した支払いに対して、20%のポイントを還元する事業を実施

	第2弾	第3弾
対象	中小飲食店	中小小売業・サービス業
期間	令和3年12月1日～ 令和3年12月28日	令和4年2月1日～ 令和4年2月28日
ポイント還元率	最大20%	最大20%
ポイント付与上限	5,000円相当	2,000円相当

- ・ 予算額

940,000千円（第1弾含む）

- ・ 実績

第2弾参加店舗数 約6,700店舗

第3弾参加店舗数 約10,800店舗

②商店街・小売市場お買物券事業（第3弾）

- ・ 目的

新型コロナウイルスの影響により厳しい経営状況にある市内の商店街・小売市場を支援するため、令和2年度（2020年度）・令和3年度（2021年度）に引き続き県市協調事業としてプレミアム付お買物券（第3弾）を発行し、消費喚起と地域商業の活性化をはかる。

- ・ 事業概要

市内の商店街・小売市場で利用できる1冊6,000円分（500円券×12枚）のお買物券を5,000円で販売

販売対象：市内在住者

販売冊数：上限3冊/人

- ・ 実施期間

販売期間 令和4年（2022年）7月30日～8月21日

利用期間 令和4年7月30日～10月31日

- ・ 予算額

300,000千円

- ・ 実績

発行総額 約1,250,000千円

発行冊数 約21万冊

参加店舗数 約2,400店舗

③KOBE お買物キャンペーン事業

- ・目的

新型コロナウイルス感染症の影響により消費が落ち込んでいる地域商業の活性化及び街のにぎわい・活気を取り戻していくため、実店舗への誘客につながる市内事業者・商業団体の自発的な取り組みを促進し、市内での消費喚起をはかる。

- ・事業概要

参加店舗（※）での買い回りを対象に、総額 1,000 万円相当の地場産品などを景品としたデジタルビンゴラリー及び大抽選会を実施

デジタルビンゴは、二次元バーコードとスマートフォンを用いたスタンプラリー形式のビンゴで、参加店舗で 500 円（税込）以上の買い物をした際に二次元バーコードを読み取り、スタンプをためる仕様であり、スタンプを多く貯め、ビンゴの数が多いほど大抽選会での当選確率が上がる仕組み

（※）実店舗への誘客につながる市内事業者・商業団体の自発的な取り組みの促進のため、キャンペーンにちなんだ店舗独自のセール、イベント等の販促活動を企画・実施する店舗

- ・実施期間

令和 4 年（2022 年）10 月 1 日～令和 4 年 11 月 30 日

- ・予算額

35,000 千円

- ・実績

参加店舗 約 3,100 店舗

スタンプラリー参加人数 約 2 万 8,000 人

二次元バーコード総取得数（500 円以上の買い物件数） 約 7 万 8,000 件

抽選会への応募者数 約 6,800 人

④近場旅 KOBE キャンペーン（前売り式プレミアム宿泊クーポン）

- ・目的

新型コロナウイルス感染症により厳しい経営環境におかれている観光事業者を支援するため、観光需要の喚起をはかる。

- ・事業概要

額面 5,000 円の宿泊クーポンを 2,500 円で抽選販売（事業者 500 円、市 2,000 円負担）

購入枚数：1 人 1 申込、最大 4 枚（額面 2 万円）

- ・実施期間

申込期間 令和 3 年（2021 年）12 月 1 日～令和 3 年 12 月 14 日

利用期間 令和 4 年（2022 年）1 月 15 日～令和 4 年 12 月 28 日

- ・予算額
 - 令和3年度 320,000 千円
 - 令和4年度 38,621 千円
- ・実績
 - 購入枚数：122,030 枚 使用枚数：119,949 枚（使用率 98.29%）

⑤神戸ブランド・エールクーポン～神戸のファッション産業を応援！～

- ・目的
 - 新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少等により、厳しい状況にある地場産業を支援し、事業継続につなげる。
- ・事業概要
 - 神戸で販売される地場産業の事業者により製造された地場産品を対象としたクーポン（割引率 30%）をオンラインで発行
- ・実施期間
 - 令和4年（2022年）9月15日～令和5年（2023年）2月15日
- ・予算額
 - 390,000 千円
- ・実績
 - 総利用金額：184,350 千円
 - クーポン発行枚数：52,961 枚

⑥プレミアム付電子商品券の発行

- ・目的
 - コロナ禍における原油価格・物価高騰等に直面する市内事業者への支援として、消費喚起による市内経済の活性化とキャッシュレス決済の促進をはかる。
- ・事業概要
 - 市内に店舗・事業所がある小売店・飲食店・その他サービス業で利用できるプレミアム率 30%の電子商品券を発行
 - スマートフォンを活用した二次元バーコード決済システムで、1セット 6,500 分を 5,000 円で販売。市内在住者を対象に販売し、1人5セットまでとした。
- ・実施期間
 - 販売期間 令和4年（2022年）11月28日～令和4年12月21日
 - 利用期間 令和4年11月28日～令和5年（2023年）2月28日
- ・予算額
 - 1,150,000 千円

- ・実績

発行総額 約 38.3 億円

発行セット数 約 59 万セット

参加店舗数 約 5,400 店舗

(経営基盤強化)

①生産性革命の実現に向けた固定資産に係る特例措置の拡充・延長

- ・目的

新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する。

- ・事業概要

資本金等が1億円以下（資本金等を有しない場合は従業員1,000人以下）の中小企業者・個人事業主を対象に、償却資産にかかる課税標準の特例適用申請書と先端設備導入計画及び認定書の提出に基づいて、令和3年（2021年）4月1日から令和5年（2023年）3月31日までの間に取得したもので、新たに固定資産税が課されることとなった年度から3年度分に限り、課税標準を0とした。

（参考）

生産性革命の実現に向けた特例措置における対象資産の範囲を拡大し「事業用家屋」と「構築物」を追加するとともに、適用期限を2年間延長し、令和5年3月31日までとする地方税法改正が行われた。（令和3年3月31日施行）

- ・実績

軽減適用件数 315 件

[内訳] 構築物：1件、機械及び装置：236件、建物附属設備：10件、器具及び備品：68件

②事業再構築補助金の活用促進（第5・6・7・8回）

- ・目的

ポストコロナ時代の社会変化に対応するため、中小事業者の新分野展開、事業・業種転換などを積極的に後押しする。

- ・事業概要

第5回「事業再構築補助金」以降の公募に申請した中小事業者（補助金の採択・不採択に関わらず補助）に対し、事業再構築補助金の計画策定・申請にかかる費用（税理士・中小企業診断士・コンサル会社など専門家等に支払う費用）の2分の1（上限25万円）を補助

- ・実施期間

令和4年（2022年）1月20日～令和6年（2024年）2月29日

- ・ 予算額
 - 令和4年度 54,000 千円
 - 令和5年度 50,000 千円
- ・ 実績
 - 申請実績 188 件 （令和5年5月7日時点）

③経営改善計画策定の促進

- ・ 目的
 - 借入金の返済負担等、財務上の問題を抱えている中小事業者を支援し、経営改善・事業再生・再チャレンジの促進をはかる。
- ・ 事業概要
 - 令和4年（2022年）4月1日以降に、国から事業委託を受けた兵庫県中小企業活性化協議会に対し、「早期経営改善計画策定支援事業」または「経営改善計画策定支援事業」の利用申請を行い、費用補助を受けた方に対し、計画策定に係る費用（税理士等の国の認定を受けた支援機関に支払った費用）の自己負担額の1/2を補助
- ・ 実施期間
 - 令和4年5月11日～令和6年（2024年）2月29日
- ・ 予算額
 - 令和4年度 10,500 千円
 - 令和5年度 6,750 千円
- ・ 実績
 - 申請件数 8 件（令和5年5月7日時点）
 - 早期経営改善計画策定支援事業 4 件
 - 経営改善計画策定支援事業 4 件

④神戸市中小企業投資促進等助成制度

- ・ 目的
 - 技術力や生産性の向上、受注拡大、研究開発機能の強化などに向けた設備投資等を支援し、市内中小事業者の操業基盤の強化をはかる。
- ・ 事業概要
 - 神戸市内の工場又は研究開発拠点において、機械及び装置や建物付属設備等の設備投資を実施する場合、その費用を補助する。令和3年度（2021年度）からは新たにサプライチェーンの強靱化に向けた生産設備投資に対する支援を新設したほか、サーモグラフィー等、感染拡大防止につながる製品・部品の生産設備投資については拡充を行った。

【神戸市中小企業投資促進等助成制度】

助成対象事業	対象事業費	助成率 (助成限度額)	対象経費
【A】設備投資又は新增設	1,000万円 以上(※2)	10%以内 (500万円)	設備取得費、 建物取得・改造費、 工事設計監理費
戦略産業分野での事業展開に必要なもの(※1)	1,000万円 以上(※2)	1/3以内 (3,000万円) 健康・医療物資 製造設備は1/2 以内に拡充	
IoT・AI・ロボットの導入 (※1)	100万円 以上	1/3以内 (1,000万円)	
女性雇用促進施設・ 外国人雇用にかかる施設	50万円 以上	1/3以内 (1,000万円)	
サプライチェーンの強靱化 (市内外企業の市内移転)	1,000万円 以上	1/2以内 (3,000万円)	
【B】専門分野における国際的品質マネジメントシステム規格の認証取得 ・JIS Q 9100・Nadcap(航空宇宙分野) ・ISO13485(医療機器分野)等	—	1/3以内 (100万円)	認証取得申請料・ 審査料・認証料、 専門家謝金・旅費、 研修受講費等
【C】生産現場へのロボット導入に向けたシミュレーション	—	1/3以内 (50万円)	コンサルティング費、 ソフトウェア購入費、 図書購入費等
【D】ロボットシステムインテグレータ育成のための設備取得	—	1/3以内 (500万円)	設備取得費、 工事設計監理費

(※1) 申請時に事業計画の提出を求め、事業展開の将来性や導入設備の必要性・効果等を審査して交付決定を行う

(※2) 小規模企業者(従業員20名以下)による設備投資等については100万円以上

・実施期間

令和3年(2021年)6月21日～令和6年(2024年)2月28日

・予算額

令和3年度 200,000千円

令和4年度 180,000千円

・実績

令和3年度 10件 116,663千円

令和4年度 9件 129,686千円

[内訳]

区分	令和3年度		令和4年度	
戦略産業分野	5件	99,916千円	6件	91,286千円
IoT・AI・ロボット	3件	7,717千円	1件	3,400千円
サプライチェーン強靱化	0件	0千円	1件	30,000千円
上記以外の分野での設備投資	2件	9,030千円	1件	5,000千円

⑤神戸市中小企業 DX お助け隊事業

・目的

新型コロナウイルス感染症の影響や人口減少に伴う労働人口の減少などにより変化するビジネス環境に適応するため、中小事業者のDX（デジタルトランスフォーメーション）を支援する。

・事業概要

(a) 神戸市中小企業 DX お助け隊事業

幅広い職種の中事業者に対して、デジタルを活用し、企業の状況・ニーズに応じた経営課題の解決や事業転換を支援

(具体的な取り組み内容)

- ・専用HPの開設、相談窓口の設置
- ・神戸市中小企業DXガイドラインの策定
- ・DXセミナー、研修会の実施
- ・専門アドバイザーによる伴走型支援
- ・DX事例報告会
- ・神戸市中小企業DX推進支援補助制度

(補助制度概要)

デジタル技術を活用した経営課題の解決を行う事業者に対して、かかる経費の一部を補助した(補助率1/2、上限100万円。ただし、「DXモデル事業」として自社の取り組みにとどまらず、他の企業のモデルとなりえる事業に対しては上限250万円)

(b) 神戸市中小企業DXきっかけづくりお助け隊事業

本格的なDX導入の前段階にある市内中小事業者に対し、業務の効率化や帳票のペーパレス化等、DX導入のきっかけとなるデジタル化に向けた支援

(具体的な取り組み内容)

- ・専用 HP、相談窓口の設置
- ・デジタル化初心者向けセミナーの開催
- ・専門アドバイザーの派遣
- ・経済団体等との個別勉強会の実施
- ・実施期間
 - (a) 神戸市中小企業 DX お助け隊事業
令和 3 年（2021 年）5 月 28 日から実施
 - (b) 神戸市中小企業 DX きっかけづくりお助け隊事業
令和 4 年（2022 年）3 月 3 日から実施
- ・予算額
 - 令和 3 年度 25,000 千円
 - 令和 4 年度 34,000 千円
 - 令和 5 年度 34,000 千円
- ・実績
 - (a) 神戸市中小企業 DX お助け隊事業
 - 伴走支援 40 件
 - 補助金交付実績 5 件
 - (b) 神戸市中小企業 DX きっかけづくりお助け隊事業
 - 伴走支援 33 件

⑥神戸市中小企業の脱炭素化による競争力強化助成制度

- ・目的

中小事業者の生産性向上・競争力強化と省エネルギー化・脱炭素化をはかるため、CO2 排出量が 15%以上削減される設備・器具の導入や、太陽光や風力などの再生可能エネルギーによる発電機器等の導入を支援する。
- ・事業概要
 - (a) CO2 排出量が従前より 15%以上削減される設備・器具の導入に要する費用
 - ・補助率 4/10（市内発注）、3/10（市外発注）
 - ・限度額 25,000 千円
 - (b) 再生可能エネルギーによる発電機器等の導入に要する費用
 - ・補助率 4/10（市内発注）、3/10（市外発注）
 - ・限度額 10,000 千円
- ・実施期間

令和 4 年（2022 年）3 月 10 日～令和 5 年（2023 年）2 月 28 日
- ・予算額

200,000 千円

- ・実績

交付：8件 98,203千円

[内訳]

- ・CO2排出量15%以上削減 6件 87,123千円
- ・再生可能エネルギーによる発電機器等の導入 2件 11,080千円

(参考) 令和5年度(2023年度)の取り組み

①商店街等需要喚起事業支援

- ・目的

新型コロナウイルス感染症等による消費の落ち込みを回復するため、県市協調事業として、商店街等が実施する需要喚起事業を支援し、地域商業の活性化をはかる。

- ・事業概要

市内の商店街・小売市場が実施する「プレミアム付商品券の発行」や「ポイントシール事業」等に要する経費を補助

補助上限額

1団体あたり6,000千円(電子商品券の場合は6,900千円)

補助率

10/10

補助対象経費

商品券のプレミアム分・ポイントシール還元分(上限20%)及び事務費(消費税は除く)

補助申請受付期間

令和5年(2023年)4月19日～令和5年8月31日(予定)

- ・予算額

450,700千円

②省エネ設備更新補助金

- ・目的

原油価格・物価高騰による中小事業者の経営負担の軽減とともに、省エネ・高効率設備への投資促進による競争力強化、市内発注要件の設定による域内経済の活性化をはかる。

- ・事業概要

専門機関による「省エネ診断」(かかる費用の全額補助)により示された改善提案に基づき、中小事業者が既存設備を省エネ効果の高い設備へ更新する費用の1/2(上限100万円)を補助

- ・実施期間

令和5年（2023年）5月15日～令和6年（2024年）1月31日

- ・予算額

240,000千円

③海外市場等への販路開拓支援

- ・目的

新型コロナウイルス感染症等による中小事業者の経営の悪化からの回復を後押しするため、グローバルでの販路開拓を支援する。

- ・事業概要

B to B オンラインプラットフォームを提供し、参加企業と海外企業との商談等を実施し、マッチングを支援する。また、企業の海外ビジネスニーズを調査し、本事業への参加に繋げるため、市内企業3,500社へアンケート調査を実施

参加企業：主にSDGs配慮商品等を扱う神戸市内中小事業者 20社（予定）

- ・実施期間

令和5年（2023年）8月1日～令和6年（2024年）2月28日

- ・予算額

5,000千円

④インバウンド誘客・平日需要喚起の推進（ナイトタイムエコノミー）

- ・目的

夜型観光コンテンツは宿泊につながりやすく、滞在型観光に資することから、神戸らしい夜の賑わいを創出し、経済波及効果の向上をはかる。

- ・事業概要

(a) 市街地において「神戸夜市」を定期的に複数回開催することにより、「神戸夜市」の定着をはかるほか、「神戸ジャズ100周年」やJR各社が実施する「デスティネーションキャンペーン」などと連携することにより、ナイトタイムの誘客をはかる。

(b) 神戸におけるナイトタイムまたはモーニングタイムのコンテンツの充実をはかる。

- ・実施期間

(a) 9月を含む3か月、土日を含む日程で毎月1回以上

(b) 2023年度中

- ・予算額

(a) 夜市の定期開催：上限10,000千円×1事業者（補助率2/3）

(b) 夜型コンテンツ：上限3,000千円×3事業者（補助率2/3）

⑤インバウンド誘客・平日需要喚起の推進（インバウンドプロモーション）

・目的

令和4年（2022年）10月11日の入国者数上限の撤廃や、個人旅行やビザ取得が解禁により、インバウンドの回復が見込まれることから、市がターゲットとする欧米豪・東アジアなどへ神戸の魅力を発信し、インバウンド誘客をはかる。

・事業概要

英語圏、フランス語圏、中国語圏（繁体字）において発信力のあるトップインフルエンサーを神戸に招聘し、SNSで神戸の魅力を世界に発信するとともに、現地メディアとも連携した複数の媒体での情報発信を行い、情報拡散をはかる。

・実施期間

令和5年（2023年）4月1日～令和6年（2024年）3月31日

・予算額

30,000千円

⑥インバウンド誘客・平日需要喚起の推進（教育旅行誘致）

・目的

市内宿泊施設の閑散期における稼働率向上・安定的な顧客確保のため、平日実施、宿泊部屋の複数人利用、1年前あるいは2年前からの予約などが見込める教育旅行誘致に取り組む。

・事業概要

神戸市内に初めて、または過去3年以上宿泊実績の無い学校の教育旅行を対象に、教育旅行を取り扱う旅行会社へ助成

助成額 30万円/校（連泊の場合は上限50万円/校）

・実施期間

令和6年（2024年）3月31日まで

・予算額

60,000千円

（3）港湾事業者向け支援

港湾局として、国民生活や経済活動を根幹から支える港湾の物流機能を確保及び新型コロナウイルス感染症の影響を受け資金繰りに困っている事業者の側面的な支援をするため、事業者の令和2年（2020年）4月1日から分以降の賃料・使用料等の納付期限の猶予を実施していたが、令和3年度以降においても新型コロナウイルス感染症の収束が見えず、再び緊急事態宣言が発出されるなど、依然、社会全体に大きな影響を及ぼしていたことから、一定の条件の下、賃料と使用料等について前年度分の再猶予と現年

度分の猶予の措置を、令和5年（2023年）3月末までの間、継続して実施した。

令和5年度においては納付期限猶予の扱いを終了することとしたが、経過措置として、前年度に猶予の対象となっていた賃料に限り再猶予を実施している。

第8節 職員・組織・庁舎

（1）職員体制

（職員の応援体制）

令和2年度（2020年度）から、健康局を中心とした新型コロナウイルス感染症対策を行う各部局に対して、人事異動、兼務発令、出務等によりいち早く必要な人員を配置し体制の確保に努めてきた。

令和3年（2021年）12月1日付で、第6波到来に向けた事前の体制強化やワクチンの3回目接種に向けた対応として健康局に計20名の職員を異動で配置した。

具体的には、①各区保健センターに担当係長または担当を1名ずつの計10名を配置②保健所業務の業務改革担当として、健康局保健所保健課に担当係長1名、担当1名を配置③兼務職員で対応していた健康局保健所保健課（自宅療養担当、ワクチン接種対策室）、健康局地域医療課（宿泊療養班）のうち、継続して配置が見込まれる8ポストに担当係長または担当を配置した。

令和4年（2022年）1月1日付で、3回目ワクチン接種前倒し対応のため、ワクチン接種対策室に健康局保健所担当課長（ワクチン接種担当）、健康局保健所保健課担当係長を異動で配置した。

令和4年1月7日付で、ワクチンのハーバーランドセンタービル会場再開に向けた準備業務に対応するため、ワクチン接種対策室に健康局保健所保健課担当課長と健康局保健所保健課担当係長を兼務で配置した。

令和4年1月21日の宿泊療養施設「ホテルサンルートソプラ」開設に向けて、開設業務及び運営総括のため、健康局地域医療課に担当係長1名、担当1名を兼務で配置した。

令和4年1月中旬以降、新規感染者数が一日2,000人を超えるなど、感染者の急増により保健所及び保健センター業務がひっ迫したため、各局室区においては全庁的に通常業務を見直し、緊急時において執行しなくてもよい業務を停止するなど緊急の対応を実施し、健康局への応援体制を追加した。具体的には、①1月24日に発生届の入力等の事務処理に従事するため1日あたり18名を出務で動員②1月31日に各区保健センター業務の事務の一部を本庁へ集約し、1日あたり18名を出務で動員③2月4日には、自宅療養フォローアップセンターの開設に伴い、自宅療養者向けコールセンターの応援として1日あたり150名を出務で動員した。これらの体制は感染者の減少にあわせて随時解消した。

令和4年1月29日に3回目接種の前倒しに対応するため再開したノエビアスタジアム神戸会場の現場運営本部に従事するため、1月25日付で健康局保健所保健課に担当課長2名、担当係長2名、担当2名の計6名を兼務で配置した。

また、令和4年2月5日に再開した、集団接種会場（17か所）とハーバーランドセンタービル会場の運営のため、接種会場と各局室区のカウンターパートを復活し、1日あたり38名を出務で動員した。

令和4年4月の定例人事異動では、ワクチン接種及び感染者対応として兼務で対応していた業務のうち、継続して発生する業務について、主たるポストに職員を計24名専任配置した。

具体的には、4月1日付で①健康局保健所担当課長（ワクチン接種担当）2名及び健康局保健所保健課担当係長4名の計6名を異動で配置②健康局保健所担当課長として再任用職員1名を異動で配置③健康局保健所保健課担当係長として一般任期付職員を5名採用し配置した。また、4月20日には、担当者12名を異動で配置した。

令和4年7月、第7波の到来により、市内新規感染者の増加とともに、職員の罹患者についても急増していたことから、令和4年7月21日付行財政局長通知（行人第586号・行組第28号・行厚第1820号「新型コロナウイルスの感染拡大に伴う対応について」）を発出し、職員の健康管理について注意喚起するとともに、庁内勤務体制及び全庁を挙げた応援体制の協力について周知した。なお、職員の月別罹患者数は、7月：593名、8月：869名となり、それまでの最大であった382名（令和4年2月）を大きく上回った。

第7波による感染者の急激な増加に伴い、健康局への応援体制を追加した。

①自宅療養フォローアップセンターによる陽性者への電話連絡業務が一時的に滞り、令和4年7月22日から31日までの間、1日最大122名（延べ人数）を出務で動員した。

②発熱外来、救急外来がひっ迫する中、高齢者など重症化リスクのある方の受診を最優先とするため、保健所内に神戸市オンライン確認センターを新たに設置し、令和4年8月4日から31日までの間、1日最大70名を出務で動員した。

③増大するデータ管理業務に対応するため、令和4年8月5日付で健康局保健所保健課に係長1名、担当者1名を兼務で配置した。

④①と②の両センターを管理する自宅療養フォローアップ本部（保健所保健課）に対して、令和4年8月10日付で係長1名、担当者1名を兼務で配置した。

⑤新規開設する2か所の宿泊療養施設（東横INN湊川、KOKO HOTEL）を管理するため、令和4年8月22日付で健康局地域医療課に係長1名を兼務で配置した。

令和4年9月下旬に、オミクロン株対応ワクチンの接種を開始するにあたり、大規模接種会場（ハーバーランドセンタービル）を再設置した。これらの業務に対応するため、令和4年9月16日付で健康局保健所保健課担当係長（ワクチン接種担当）を1名、続けて令和4年9月26日付で健康局保健所保健課に担当者1名を兼務で配置した。

また、大規模接種会場の管理運営及びワクチン接種についての市民向け広報の強化による市内感染者及び重症化率の抑制を目的に、令和4年10月1日付で健康局担当部長（調整担当）を異動で配置した。

集団接種会場におけるワクチン接種について、接種対象者への接種券送付が概ね完了したことや各会場の予約状況を踏まえ、令和5年1月以降、段階的に会場運営を終了し、各局室区のカウンターパートによる出務体制も徐々に縮小した。（12月:16か所、1月:14か所、2月:7か所、3月:4か所、4月:1か所）

令和5年4月の定例人事異動では、新型コロナウイルスワクチンの接種調整や配送業務等の効率化により、前年の体制から15ポストの削減を行った。

今後、新型コロナウイルス感染症の5類化に伴い、健康局における業務の見直し及び体制の縮小、兼務ポストの廃止等を検討する。

（在宅勤務制度・フレックスタイム制の運用）

在宅勤務制度・フレックスタイム制については、新型コロナウイルス感染症のまん延防止のため、引き続きすべての職員を利用対象とするとともに、在宅勤務については利用上限の撤廃、フレックスタイム制については土曜日及び日曜日に加え、週休日の設定を可能とする運用を継続した。これらの取り組みにより接触機会の低減に努めた。

（職員の健康管理等）

通常の長時間勤務者への産業医面談や、職員や所属からのこころと身体健康相談の対応に加え、健康局と合同で新型コロナウイルス感染症対策に従事する職員への産業医の出張面談等を行った。また、安全衛生委員会、庁内イントラネットなどで感染症予防啓発を行った。

①健康局新型コロナウイルス感染症対策に従事する職員への産業医の出張面談

通常の長時間勤務者への産業医面談に加え、健康局で新型コロナウイルス感染症対策に従事する職員に対し、産業医及び産業保健スタッフが、職場に出向き、職員の心身の健康の把握とメンタル不調の未然防止のための出張面談を行った。

【健康局コロナ対応職員への出張面談実績】

	令和2年度		令和3年度		令和4年度
時期	8/6～12/3	R3.2/3～ 4/26	6/3～9/2	R4.3/7～5/6	8/1～9/29
感染の波	第2波終盤 第3波前半	第3波終盤 第4波前半	第4波終盤 第5波前半	第6波最中	第7波最中
対象者	215名	132名	206名	119名	124名

健康局所属でコロナ対応に従事する職員（保健センター職員や応援職員を含む）のうち、新規採用職員、時間外超過勤務の多い職員、所属長が必要と認めた職員、面談を希望した職員を対象として面談を実施した。

コロナ業務による長時間勤務が長期化・常態化し、疲弊・心身に所見が現れている職員も増えていた。例えば、令和4年度の出張面談においては、終わりが見えないことへの不安感や、仕事の夢を見たり中途覚醒となったりするなど身体への影響が生じていることや、家族も疲弊していることなどを訴えている職員がいた。

面談後は、産業医から所属長に対し、結果報告と就業上の措置にかかる意見書を発出し、各所属による配慮をしていただくようお願いした。また、業務体制の見直しの検討を目的に健康局と情報共有を行った。

②行財政局厚生課・健康局政策課への相談窓口の設置については、所属では相談しづらい悩みや不安を直接連絡できるよう窓口を庁内イントラネット上に設けた。

③健康局新型コロナウイルス対応職員状況調査については、健康局（保健センター含む）職員に対し、調査票を配布し、所属長が所属職員の健康状況を把握し疲労度が高い職員に対してヒアリングを行うなど対応を実施した。

（余りワクチン接種職員ボランティア）

休日の集団接種会場においてキャンセル等で急遽生じた余りワクチンを無駄にしない取り組みとして、令和3年（2021年）6月26日～8月29日の間「余りワクチン接種職員ボランティア」を実施した。この期間で終了し、市民ボランティアに統合した。

なお、延べ2,871人の職員の協力を得て、904回分のワクチン接種につながった。

（濃厚接触者の待機期間の短縮に係る抗原定性検査キット）

第6波の感染者数は多く、社会機能にも影響が出てきたため、オミクロン株の特性を踏まえ、令和4年（2022年）3月16日付で、厚生労働省より濃厚接触者の待機期間の短縮の通知があった。これを受け、各職場で抗原定性検査キットを確保するほか、

厚生課においても検査キットを一定数確保し、濃厚接触者に配布することで、陰性の場合の早期の職場復帰を促進した。（配布実績188人）

（２）庁舎（本庁舎・区役所等）における感染防止策の継続

緊急事態宣言時の対応をもとに、消毒液やアクリル板等の飛沫拡散防止装置を設置し、ロビーにある待合ベンチ・椅子の間隔を開けた。入り口や総合案内付近等に、職員や来庁者が体温をセルフチェックするためのサーマルカメラを順次設置し、37.5度以上ある場合は来庁を控えていただくよう呼びかけた。

各区において、証明発行窓口等での立ち位置表示の設置、混雑緩和や不要不急の外出自粛を呼びかける庁内放送・公用車でのアナウンス・デジタルサイネージ・区庁舎への看板・ポスター・懸垂幕・横断幕掲示等を実施し、「パーティション取付型 会話補助システム」を窓口に設置した。

本庁舎24階展望ロビー（市民開放施設）について、令和3年（2021年）8月10日以降はワクチンの集団接種会場として使用した（令和5年（2023年）5月6日使用終了）。

また、市税関連手続きにおいては、税証明のインターネット交付申請、市県民税申告の郵送提出勧奨、市県民税の申告期限の1か月延長、インターネット利用による市税の口座振替・自動払込の申込サービスの開始等に取り組んだ。

令和5年（2023年）2月10日、国の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針において3月13日以降の「マスクの着用」の取扱いが変更された。職員についても、国において示された方針のとおり、個人の主体的な選択を尊重し、個人の判断に委ねることを基本とした。一方で、職員と応対を受ける市民の健康管理の観点から、①医療機関や高齢者施設等の従事者のほか②区役所等での窓口対応時に限り、高齢者等重症化リスクの高い方への感染を防ぐため、当分の間マスクの着用をすることとした。これらを踏まえた通知「令和5年3月13日以降の職員のマスク着用の取扱いについて」を3月7日付で発出した。

第9節 物資備蓄体制

各局室区や市民病院機構では、BCP（業務継続）の観点から、事業の性質に応じて感染対策に係る物資の備蓄を行っている。また、各局室区で対応できない場合の備えとして、危機管理室において、市民病院機構の3か月分の需要量を参考に、マスクや消毒液等の物資の備蓄を継続している。

第 10 節 市有施設等

(1) 施設・イベント等

(本市の対応方針など感染状況に応じた対応)

①緊急事態宣言解除後（令和 3 年（2021 年）10 月 1 日～10 月 21 日）

緊急事態措置を実施すべき区域から除外され、多数利用の市有施設については、21 時までの開館とし、イベント開催にあたっては、21 時までには終了することを求めることとした。また、都市公園等については、園内での飲酒は禁止した。なお、次の条件を満たすほか、人数管理、人数制限、誘導等の入場者の整理等の国・兵庫県の方針に基づき対応した。

- ・人数上限の目安

 - 収容人数 10,000 人超の場合、収容人数の 50%以内（最大 10,000 人）

 - 収容人数 10,000 人以下の場合、5,000 人

- ・収容率の目安

 - 大声での歓声・声援等がないことを前提としうる場合、収容定員の 100%以内

 - 大声での歓声・声援等が想定される場合、収容定員の 50%以内

②緊急事態宣言解除後（令和 3 年 10 月 22 日～11 月 25 日）

多数利用の市有施設の利用及びイベント開催にあたっては、次の条件を満たすほか、人数管理、人数制限、誘導等の入場者の整理等の国・兵庫県の方針に基づき対応した。

- ・人数上限の目安

 - 5,000 人又は収容定員の 50%以内（10 月 30 日までは、上限 10,000 人）

 - のいずれか大きい方

- ・収容率の目安

 - 大声での歓声・声援等がないことを前提としうる場合、収容定員の 100%以内

 - 大声での歓声・声援等が想定される場合、収容定員の 50%以内

③緊急事態宣言解除後（令和 3 年 11 月 26 日～令和 4 年（2022 年）1 月 26 日）

多数利用の市有施設等も含めたイベント開催にあたっては、次の条件を満たすほか、業種別ガイドライン等に即した感染防止策や、国・兵庫県の方針に基づき対応した。

- ・人数上限の目安

 - 5,000 人又は収容定員の 50%以内のいずれか大きい方

- ・収容率の目安

 - 大声での歓声・声援等がないことを前提としうる場合、収容定員の 100%以内

 - 大声での歓声・声援等が想定される場合、収容定員の 50%以内

なお、参加人数が 5,000 人超かつ収容率 50%超のイベントについて、感染防止安

全計画を策定し、兵庫県による確認等を受けた場合、人数上限は収容定員までかつ収容率の上限を 100%（「大声なし」が前提）とした。

④まん延防止等重点措置実施区域指定後（令和 4 年 1 月 27 日～ 3 月 21 日）

まん延防止等重点措置を実施すべき区域に指定され、多数利用の市有施設等も含めたイベント開催にあたっては、次の条件を満たすほか、業種別ガイドライン等に即した感染防止策や、国・兵庫県の方針に基づき対応した。

- ・人数上限の目安

5,000 人

- ・収容率の目安

大声での歓声・声援等がないことを前提としうる場合、収容定員の 100%以内
大声での歓声・声援等が想定される場合、収容定員の 50%以内

なお、参加人数が 5,000 人超のイベントについて、感染防止安全計画を策定し、兵庫県による確認等を受けた場合、人数上限は 20,000 人かつ収容率の上限を 100%（「大声なし」が前提）とした。さらに、対象者全員検査を実施した場合は、人数上限を収容定員までとすることを可能とした。

⑤まん延防止等重点措置実施区域指定解除後（令和 4 年 3 月 22 日～ 9 月 19 日）

まん延防止等重点措置を実施すべき区域から除外され、多数利用の市有施設等も含めたイベント開催にあたっては、次の条件を満たすほか、業種別ガイドライン等に即した感染防止策や、国・兵庫県の方針に基づき対応した。

- ・「感染防止安全計画」策定（5,000 人超かつ収容率 50%超）

人数上限 収容定員まで

収容率 100%（「大声なし」が前提）

- ・上記以外の催物

人数上限 5,000 人又は収容定員 50%のいずれか大きい方

収容率 大声なし 100%、あり 50%

（人数上限と収容率のいずれか小さい方）

⑥まん延防止等重点措置実施区域指定解除後（令和 4 年 9 月 20 日～令和 5 年（2023 年）2 月 2 日）

多数利用の市有施設等も含めたイベント開催にあたっては、次の条件を満たすほか、業種別ガイドライン等に即した感染防止策や、国・兵庫県の方針に基づき対応した。

- ・「感染防止安全計画」策定（5,000 人超かつ収容率 50%超）

人数上限 収容定員まで

収容率 100%（基本的に「大声なし」が前提）

※同一イベントにおいて、「大声あり」「大声なし」のエリアを明確に区分して開催する場合、それぞれ 50%（大声あり）、100%（大声なし）

・上記以外の催物

人数上限 5,000 人又は収容定員 50%のいずれか大きい方

収容率 大声なし 100%、あり 50%

（人数上限と収容率のいずれか小さい方）

⑦まん延防止等重点措置実施区域指定解除後（令和 5 年 2 月 3 日～令和 5 年 5 月 7 日）

多数利用の市有施設等も含めたイベント開催にあたっては、次の条件を満たすほか、業種別ガイドライン等に即した感染防止策や、国・兵庫県の方針に基づき対応した。

・「感染防止安全計画」策定（5,000 人超かつ収容率 50%超）

人数上限 収容定員まで

収容率 100%

・上記以外の催物

人数上限 5,000 人又は収容定員 50%のいずれか大きい方

収容率 100%

（人数上限と収容率のいずれか小さい方）

（緊急事態宣言解除後の各施設における対応）

各施設においては、消毒、検温に係る備品やアクリル板を配備するほか、三密を回避するため換気や対人距離の確保、利用時間・滞在時間の設定や人数制限、利用者への感染防止対策の周知等、施設の状況に応じて必要な措置を講じている。

令和 3 年（2021 年）8 月に発令された緊急事態宣言の解除後における対応として、以下の施設については個別に対応を行った。

（図書館）

閲覧室の座席数を半分程度に削減し、窓を開けるなど館内の換気を徹底するとともに、カウンターにアクリル板を設置し、行列ができる場所には「立ち位置」を指定した。令和 4 年（2022 年）6 月末には、マスク着用について国の考え方が示されたことを受け、削減していた座席数を復元（児童コーナーを除く）した。

（博物館）

キャッシュレス決済や予約システムなど、感染防止につながる新たな取組みを引き続き実施した。

（都市公園）

令和 4 年の花見時は「感染再拡大（リバウンド）」を防ぐため、花見は宴会抜きで行うことを呼びかけることとし、都市公園の花見客に対し、飲酒は控えたうえで、長時間の滞留は避けて、短時間で鑑賞するよう要請。さらに、前年と同様に、生田

川公園や宇治川公園などに例年設置していた花見期間中の仮設トイレやごみ集積所の設置を取りやめるとともに、しあわせの村や生田川公園の桜の夜間照明も中止した。令和5年(2023年)の花見時は花見等の行為については特に制限を行わず、生田川公園や王子公園などにおいて、桜のライトアップを再開した。

(緊急事態宣言解除後の施設・イベントへの支援)

令和3年度(2021年度)には、プロのアーティストがホール等に観客を入れて行う公演を有料でWEB配信する事業に対して、有料WEB配信にかかる費用は最大20万円、公演当日の施設利用料及び付帯設備料は最大30万円を補助する「①ホールを活用した有料WEB配信補助事業」やライブハウスやホール等の民間の文化施設が行う新たな企画事業に対して、最大500万円を補助する「②KOBEアート緊急支援事業(舞台芸術施設支援)」、民間美術館・博物館等が新たに企画・提案する顧客創出につながる事業に対して、最大50万円を補助する「③KOBEアート緊急支援事業(ミュージアム支援)」、民間映画館が新規顧客獲得に向けて実施する新規事業に対して、最大150万円を補助する「④KOBEアート緊急支援事業(映画館支援)」、神戸のプロのアーティストを起用したまちなかでの演奏会・パフォーマンス・アート展示等、新たな企画事業に対して最大20万円を補助する「⑤まちなかアート事業」を実施した。「まちなかアート事業」については、令和4年度(2022年度)においても引き続き実施した。

コロナ禍において、新しい生活様式を踏まえた一つの開催形式として、現地とオンラインの両方で参加できるハイブリッド形式の会議の需要が高まっていることを踏まえ、令和3年度予算において「ハイブリッド会議開催助成」を実施し、会議の主催者の負担軽減をはかるとともに、神戸国際会議場等の施設の利用促進の取り組みを行った。

(キャンセル料に係る対応)

本市の対応方針により時間制限を実施する施設については、対応方針に基づく時間制限に応じたキャンセルについて、キャンセル料を不要とし、利用者がすでに払った料金は返金することとした。

【文化・スポーツ等の主なイベントの対応】

開催時期	イベント名	対応
令和3年10月	みなと HANABIー神戸を彩る5日間ー	延期
11月	第10回神戸マラソン	延期
12月	成人お祝いの会 (令和3年1月11日及び5月3日開催の延期分)	開催
12月	神戸ルミナリエ	中止 (代替イベント実施)

令和4年1月	成人お祝いの会	開催
2月	南京町春節祭	縮小して開催
4月	第63回神戸市民体育大会(22競技) ※10月まで	開催
5月	第50回神戸まつり	延期 (代替イベント実施)
8月	神戸2021世界パラ陸上競技選手権大会	延期
	令和4年度神戸市総合スポーツ大会(14競技) ※1月まで	開催
	第34回全日本高校・大学ダンスフェスティバル	開催
11月	第10回神戸マラソン	開催
12月	神戸ルミナリエ	中止 (代替イベント実施)
令和5年1月	はたちを祝う会	開催
2月	南京町春節祭	開催

(第50回神戸まつり)

令和4年(2022年)に入ってからオミクロン株の急激な感染拡大の状況を受けて、まちなかでの大規模なパレードを伴うまつりを実施するには、感染防止策を含む十分な開催準備を行うことが困難であると判断し、開催を延期した。

代替イベントとして、感染対策を講じたうえで、青空のもと大人から子供まで楽しめる、来場者が心身ともにリフレッシュできるようなイベント「KOBE 元気まつり 2022」を開催した。

(はたちを祝う会)

・令和3年(2021年)12月 成人お祝いの会

令和3年1月11日の開催を、県が緊急事態宣言の発出を要請することを決定したため、令和3年5月3日に開催を延期。しかし、県が緊急事態宣言の発出を要請することを決定したため、再度、令和3年12月12日に延期した。

開催にあたっては、密を避けるため、午前・午後の2回制とし、屋根を開放、前後左右に空席を設けて着席、開催時間の短縮(例年45分間→30分間)、ゲストライブ・合唱等発声を伴うプログラムは実施しない、オンライン配信の実施、入場の事前登録制(LINE、メール)による来場者との連絡手段の確保などの感染症対策を実施した。

また、2度の延期に伴う衣装レンタル等キャンセル料補助(1/2、上限6万円)を

行った。

・令和4年（2022年）1月 成人お祝いの会

令和5年（2023年）1月 はたちを祝う会

令和3年12月開催の感染症対策に加え、会場敷地での密を避けるため、敷地内の芝生広場の一部の区画を待ち合わせ場所として利用できるようにして開催した。

（2）地域福祉センター

高齢者の利用が多い施設であり、飛沫感染のリスクが高い飲食を伴う活動や歌唱を伴う活動に対して自粛要請を行った結果、特に調理室を使用する活動など、住民が地域福祉センターを利用する機会が減少した。

また、県や市の対策方針等に従い、段階的に活動の自粛要請の廃止やマスク着用の考え方の緩和などに取り組んだが、全体的に定着した感染防止対策への意識を変えることは難しく、各施設管理者の判断によって引き続き、利用者へのマスク着用の強制や調理室の利用停止が続いた例も見られた。

（3）港湾関係

（外航クルーズの再開）

令和4年（2022年）10月に政府の水際対策が緩和されたことを受け、国際クルーズ再開の国内第1船として、12月15日横浜港を出港した「にっぽん丸」が、令和5年（2023年）1月31日に横浜港に帰港した。

日本国際クルーズ協議会（JICC）が国土交通省監修の「国際クルーズ運航のための感染拡大予防ガイドライン（第1版）」を令和4年11月15日に発出。これを受けて、神戸港では、各船社の安全対策を確認し、神戸検疫所をはじめとする関係機関と連携しながら受け入れ準備を進め、令和5年3月8日のダイヤモンド・プリンセスの入港を皮切りに、3年ぶりとなる国際クルーズの受け入れを再開した。

（外航クルーズの再開後の対応）

新型コロナウイルス感染症が2類感染症のままでの国際クルーズ再開となり、ガイドラインでは、18歳以上の乗客の95%以上は、ワクチン2回接種の1次接種を受けていることが必須となり、旅行前にブースター接種を受けることを強く推奨するとされた。また、全ての乗組員は、3回のワクチン接種を完了しておかなければならないとされた。

また、令和5年（2023年）2月27日に発出された国土交通省監修の「国際クルーズ運航のための感染拡大予防ガイドライン（第2版）」においても、5歳以上の乗客は全員、乗船前3日以内に行われたPCR検査または抗原定性検査（自己検査も可）が陰性であることが分かる画像等を提示する必要があるとされた。

5類感染症となった令和5年5月8日以降、日本外航客船協会及び日本港湾協会のガ

イドラインは廃止となったが、5月1日に公表された国土交通省監修の日本国際クルーズ協議会(JICC)の「国際クルーズ運航のための感染拡大予防ガイドライン(第3版)」に基づき、安心・安全のクルーズ再開を進めている。

(4) 市バス・地下鉄

(運輸業界のガイドラインに沿った感染予防対策)

市バス・地下鉄では、利用者の感染防止と輸送事業の安定的な継続のため、それぞれの関係業界が策定した感染予防ガイドライン(*)に沿って、車両や駅の設備等での感染予防対策、職員の健康管理等の措置を講じている。

市バス・地下鉄ともに車両清掃の際、つり革や手すりなど車内の消毒をしているほか、地下鉄の駅構内では、利用者が直接手で触れる箇所を定期的に消毒している。令和2年(2020年)8月12日には駅の券売機・精算機のタッチパネル部分に抗菌フィルムを貼付した。

特に利用が多い三宮駅・名谷駅・西神中央駅から、駅窓口へのアクリル板設置を開始するとともに、足形ステッカーを貼付して列が生じる場合に間隔を空けて並んでいたくよう案内する措置を講じた(その後アクリル板の全駅設置を完了)。

また、車内の換気のため、バス・地下鉄とも車両の一部の窓を開けた状態での運行を継続している。天候によっては寒暑、あるいはほこりの侵入や騒音等に関する意見をいただくこともあるが、運行中の換気について、概ね理解されているものと考えている。

このほか、市バスでは運転席に近接する座席の使用を停止する措置を実施した。令和2年4月20日から開始し5月24日をもって一旦終了していた措置だが、感染者の再増加や運転士の罹患が生じたことから、より安心してご乗車いただくための措置として、7月24日に再開し、令和4年(2022年)7月18日をもって措置を終了した。

今後も、乗務員・駅務員をはじめとする職員の感染予防、健康管理を含め、ガイドラインに沿った基本的な予防対策を継続していく。

- * 「バスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン(第5版)」
(令和3年6月4日 公益社団法人日本バス協会)
- * 「鉄軌道事業における新型コロナウイルス感染症対策に関するガイドライン(第2版)」
(令和2年7月8日 鉄道連絡会)
- * 「鉄軌道事業における新型コロナウイルス感染症対策に関するガイドライン(第3版)」
(令和3年12月28日 鉄道連絡会)
- * 「鉄軌道事業における新型コロナウイルス感染症対策に関するガイドライン(第4版)」
(令和4年12月6日 鉄道連絡会)
- * 「鉄軌道事業における新型コロナウイルス感染症対策に関するガイドライン(第5版)」
(令和5年3月7日 鉄道連絡会)

(車両の抗ウイルス加工)

市バス・地下鉄ともに、令和2年12月中旬から翌年2月中旬にかけて、全車両に抗ウイルス・抗菌加工を行った。

市バス全515両（現在は全486両）及び地下鉄43編成全238両（西神・山手線28編成／168両、北神線5編成／30両及び海岸線10編成／40両）の手すり、つり革のほか、座席シート、窓、壁面等に抗ウイルス・抗菌効果のある薬剤を噴霧及び塗布した。人体への悪影響はなく、ウイルスの増殖を抑え感染力を弱める効果が概ね5年間持続する薬剤を使用した。これは他の交通事業者にも相次いで採り入れられた対策である。

交通局では、抗ウイルス・抗菌加工の実施をメディアやホームページを通じて広報するとともに、車両には乗客に安心して乗車いただけるよう加工済であることを示すステッカーを掲示している。

(夜間の外出自粛を促す取組み)

第5波以降も市バスでは、土日祝日ダイヤを概ね2割程度の減便を令和3年度中も継続するとともに、令和3年10月2日～令和3年11月30日の間、摩耶ケーブル下・六甲ケーブル下への急行便を運休した。なお、25系統については、例年実施している紅葉期間の増便を再開した。

新型コロナウイルスの感染拡大に伴うライフスタイルの変化により、利用者数の減少が継続していることから、令和4年（2022年）4月1日より、市バス全体の運行本数の5%程度の減便を伴うダイヤ改正を実施した。

地下鉄では、車内換気等や消毒等（抗ウイルス・抗菌加工後も10日ごとに手すり、つり革を消毒）については第5波までの対応を基本とし、列車運行においては通常運行とし、減便・繰り上げ等の対応は行わなかった。

【市営地下鉄・市バスにおける減便・終電繰上等の状況】

	地下鉄			市バス	
	期 間	西神・山手線	海岸線	期 間	主要系統
緊急事態措置 R2.04.07 } R2.05.21	R2.05.02 } R2.05.17	土休日のみ 約2割減便	土休日のみ 約2割減便	R2.05.02 } R2.05.17	土日祝のみ 約4割減便
緊急事態措置 R3.01.14 } R3.02.28	R3.01.22 } R3.04.28	↑ 平日のみ 22時以降 約2割減便 ↓	↑	R3.01.22 } R3.03.31	平・土日祝 22時以降 約3割減便
まん延防止等重点措置 R3.04.05 } R3.04.24					
緊急事態措置 R3.04.25 } R3.06.20	R3.04.29 } R3.06.18	↑ 平日終電 約30分 繰上げ	↑ 平・土休日 22時以降 約2割減便 ↓	R3.04.29 }	↑
まん延防止等重点措置 R3.06.21 } R3.07.11	R3.06.21 } R3.07.11	平・土休日 22時以降 約2割減便			
まん延防止等重点措置 R3.08.02 } R3.08.19	R3.08.02 } R3.08.22				
緊急事態措置 R3.08.20 } R3.09.30	R3.08.23 } R3.10.01	↑ 平日終電 約30分 繰上げ	↑		
	R3.10.02 } R3.10.24	↓			
まん延防止等重点措置 R4.01.27 } R4.03.21				↓ } R4.03.31 } R4.04.01 }	↓ ダイヤ改正に より約5%減 便 ↓

(ワクチン接種会場への無料シャトルバス)

ワクチン接種を迅速に進め、発症・重症化予防を図るため、産学官の連携によりノエビアスタジアム神戸に大規模ワクチン接種会場が開設された。特にワクチン接種の初期は高齢者等が接種対象とされていたことから、接種会場へのアクセス利便の向上が不可欠であり、交通局では、円滑なワクチン接種の進捗に寄与するため、一部路線を延長し、市バス車両による主要駅と会場とを結ぶ無料シャトルバスを運行した。

令和3年(2021年)5月31日に運行を開始した際は、兵庫駅前と新長田駅前からそれぞれ38便/日、合計76便/日を運行していたが、6月6日からは兵庫駅前→新長田駅前→接種会場という循環運行に変更し、約10分間隔で54便~56便/日を運行した。

令和3年11月1日から11月30日の間は、約20~30分間隔で21便/日を運行し、一旦無料シャトルバスの運行は終了した。

令和4年1月29日から再開し、5月20日までの間は、約20分間隔で25便/日を運行し、令和4年5月22日から6月19日までの間は、約30分間隔で火から土曜日は18便/日、日祝は9便/日を運行した。

運行開始から終了までの利用者は、往復の合計で延べ295,758人となり、ワクチン接種者438,401人の概ね34%に利用されたことになる。

(緊急の人員計画の策定)

令和4年(2022年)7月からの第7波において、高速鉄道部門職員、特に乗務員の確保が困難となる可能性がでてきたため、運転士研修を一時中断して研修生を車掌として充当することや、乗務職経験者に対し車掌研修を行い予備乗務員とするなど、要員確保を目的とした緊急の人員計画を、駅務統括所においては令和4年8月8日に、運転統括所においては令和4年8月9日に決定した。

(広報)

令和2年(2020年)6月4日以降、令和4年(2022年)8月末まで、交通局のホームページに朝・夕のラッシュ時の地下鉄車内の混雑状況の目安を掲載(週1回更新)した。主要駅間の混雑状況を5段階に色分けして表示しており、時間毎、区間毎の状況を確認できるようにしている。より空いた時刻の列車の利用を選択していただけるようにすることで、時差通勤の促進に資することが目的である。

このほか、ワクチン接種の開始以降、令和4年6月19日まで市バスの回送車両の車外行先表示器を用いて、インターネット予約を推奨する旨のPRを実施した。掲出できる文字数が少ないため伝達できる情報は限定的だが、日常生活の中で繰り返し目にされることが重要だと考える。

第 11 節 意思決定

(1) 本部員会議等による情報共有・意思決定

(第 5 波以降における本市の対応)

令和 3 年（2021 年）9 月 30 日をもって、緊急事態宣言が解除され、本市を含む兵庫県についても、緊急事態措置を実施すべき区域から除外されたが、引き続き感染拡大防止のための対応を継続し、感染状況を注視しながら国、県の対処方針の変更を踏まえ、本市の対応方針についても改定を行った（10 月 20 日及び 11 月 26 日に改定）。

(第 6 波における本市の対応)

令和 3 年（2021 年）11 月下旬以降、新たにオミクロン株が全国的に拡大する中で、12 月 30 日に県内でも初めて感染が確認された。令和 4 年（2022 年）になって以降、市内の感染者はオミクロン株に切り替わってくるとともに、新規感染者が増加してきた。感染者の多くが軽症・無症状である一方、中等症・重症者の割合が低くても、感染者の絶対数が増加することで、医療提供体制がひっ迫する恐れが生じる事態となった。

全国的に感染が拡大する中、1 月 7 日に、まん延防止等重点措置が広島県、山口県、沖縄県に 1 月 9 日から適用されることとなり、1 月 19 日には 13 都県に対して 1 月 21 日からまん延防止等重点措置が適用されることとなった。さらに、21 日には兵庫県、京都府、大阪府が連携し、政府に対してまん延防止等重点措置の適用を要請することとなった。本市においても、第 5 波を大きく上回る勢いで感染が拡大し、医療提供体制をひっ迫する恐れが懸念されることから、同日、対策本部員会議を開催し、病床のさらなる確保や宿泊療養施設の新規開設などの医療提供体制の確保や検査体制の確保など各分野における対応方針を定めた。

対応方針に基づき、保健所業務の重点化を行うとともに、庁内においては感染者や濃厚接触者が発生した場合でも、市民サービスに支障が生じないように、緊急性の低い業務は見合わせながら、応援体制の確保を最優先に、全庁挙げて万全の体制の確保にあたった。

1 月 25 日には兵庫県を含む、18 道府県に対しまん延防止等重点措置が 1 月 27 日から適用されることとなった。同日、本市の対応方針を改定し、各局室区へ周知を行った。その後も、2 月 18 日にはまん延防止等重点措置の期間延長に伴い、対応方針を改定した。また、この間、事業継続計画の準備及び計画に基づく取組みの実施依頼を発出するなど、感染拡大の波の状況に応じて、必要な業務体制の維持・確保を行った。

まん延防止等重点措置については、3 月 21 日をもって終了となったが、感染の波が収束するまでの間、本市として、自宅療養者へのフォローアップ体制の強化を中心に、全庁挙げた対応を行った。

(第7波における本市の対応)

オミクロン株の変異株が出現し、本市においても、2月初旬をピークに減少傾向にあった感染者数が6月中旬以降増加に転じ、7月中旬には感染者の急激かつ大幅な増加がみられた。全国的にも減少から増加傾向に転じており、兵庫県においても同様の傾向がみられ、オミクロン株の新たな系統への置き換わりや、これから夏休みを迎えることなどもあり、今後の感染状況の動向について十分な警戒が必要な状況となったことから、7月7日に対策本部員会議を開催し、局室区間での情報共有を行った。その後も、国・県の方針変更に合わせて、適宜、市の対応方針の改定を実施した(8月5日及び9月20日に改定)。また、9月26日からは国の方針により全数届け出の見直しが行われたが、届出対象外の方に対しても陽性者登録を継続し、自宅療養フォローアップセンターにおける対応を行った。

(第8波への対応)

令和4年(2022年)11月になり、オミクロン株の様々な派生型が発生する中で感染者数も減少傾向から増加傾向になったことやインフルエンザとの同時流行に備える必要があることから、市内在住の中学校・高校に通う生徒に対してコロナ検査キットの無償配布を行うなど、秋から年明けにかけて感染者の大幅な増加への対応を行った。また、コロナの状況を正確に把握し、健康科学研究所によるサーベイランスを実施するとともに、市民への丁寧な情報発信に努めた。

令和5年(2023年)1月27日に国の対策本部において「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に関する対応方針について」が決定されたことや2月10日には「マスク着用の考え方の見直し等について」が決定されたことから、それらの決定及び県の対処方針を踏まえ、本市の対応方針についても改定を行った。

その後、5月8日をもって新型コロナウイルス感染症の感染症法の位置づけが5類感染症に変更され、政府対策本部及び基本的対処方針、県対策本部及び対処方針は廃止された。本市においても、5月8日に対策本部員会議を開催し、本市対策本部及び対応方針を廃止し、対策本部廃止後も当面の間は関係者による情報共有を行うため、連絡体制を継続することとするなど、5類移行後の対応についての確認を行った。

(参考：第6波から第8波の期間中における対策本部員会議計3回開催)

(会議運営)

対策本部員会議運営については、これまでと同様、14階大会議室での出席者数を絞り、テレビ会議室システムを最大限活用することとし、資料についてもペーパーレスとした運営を実施した。

(2) 各種関係機関との連絡調整・情報伝達

(国・県との調整)

これまでの対応と同様、本市の対応方針については、国・県の対応方針を踏まえ、実施内容を定めた。兵庫県とも、引き続き連絡調整・情報共有体制を継続し、兵庫県の対策本部会議の検討内容や開催予定等についても、事前の連絡調整などにより、円滑に情報共有を行うことができた。

(危機管理室・健康局における情報共有)

患者発生状況については、令和3年(2021年)1月以降、健康局での日々の定期的な打ち合わせに、危機管理室職員が常時同席し、危機管理室・健康局で一体的な、情報共有・意見交換・意思決定を行うこととしたが、引き続き同様の取り組みを継続しており、その結果、日々の感染状況や今後の対応方針等について、齟齬なく一体的に意識の共有を行うことができた。また、令和5年(2023年)5月8日の5類移行後においても定期的に情報共有を行うなど、連絡体制を維持している。

(各局室区との連絡調整・事業者への情報伝達)

これまでの取り組みにおいて情報伝達の流れが概ねできたことから、国や県の動向の情報共有、市対策本部員会議の開催、各局室区を通じた関係機関への情報伝達等の一連の流れは、円滑に実施された。

また、施設や催物等が全面的に休止されることはなく、社会活動の制限についても、まん延防止等重点措置期間中に行ったが、これまでの対応と同様に営業時間の短縮や人数制限が中心であり、事前に、国の情報等が公表されている状況が多かったことから、各局室区とも概ね想定した事前準備が実施できるようになった。

対策本部員会議で決定した事項については、通知文等により各局室区を通じて速やかに情報伝達が行われ、スムーズに対応できていたものと考えられる。

情報伝達の内容は、制限の期間や時間等の事項のほかは、一般的な基本的感染防止対策等、既に周知されている事項を呼びかける内容が中心であったが、今後も引き続き市民・事業者により具体的な行動や対応を取ってもらう工夫を模索し続ける必要がある。

第3章 次の感染症危機への備え

令和5年（2023年）5月8日、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類感染症となり、感染症対策は行政が様々な関与を行う仕組みから市民の自主的な取り組みによる対応へと変わった。

しかしながら、新型コロナウイルスそのものがなくなったわけではなく、新たな変異株や未知なる感染症に対して、備えを行う必要がある。

以下、今後の感染症危機に対して備えておくべき事項について、これまでの対応を踏まえ、第2章で記載したそれぞれの分野ごとに記載する。

第1節 感染拡大防止対策と医療提供体制の確保

(1) 先を見据えた対応と情報共有の徹底

今回の新型コロナウイルスへの対応を振り返り、次の感染症危機に向けて、国や県の動向を見ながら神戸市新型インフルエンザ等対策行動計画の見直しを検討する。

未知の感染症が今後いつ発生するかは不明であり、発生時のICTや医療体制が現在と異なる可能性があるため、今回の対策がそのまま役に立つかは分からない。

ただ今回の経験から、新たな感染症が発生した際には、当初はエビデンスや情報が不足する中で、手探りの状態から一定の経験を積み重ねつつ対応していくことになるが、波を重ねるごとに、変異株などによる感染者の増加など、新たな課題が次々と発生する可能性が高い。

そのため、今回の検証報告で記載した波ごとの課題を踏まえて、感染の各段階に応じて、今後どのような状況が起こるのか、まず十分に予測し、シミュレーションしていくことが何より重要である。

そのうえで各関係機関と情報共有し、先を見据えて、先手先手の対策を迅速かつ柔軟に打っていくことが必要である。

(2) 保健所の体制

保健師については、今回のコロナ対応への体制強化のため、201名（令和2年（2020年）4月）から約1.5倍となる約300名に増員した。今回の経験を踏まえ、今後の新興感染症のパンデミック等に備えるためにも、保健師の人数について、一部は平時には事務業務に従事し、健康危機の際には、保健師業務に従事することで、300名を維持し、迅速かつ機動的に対応できる体制を整備しておく。

(3) ゲノムサーベイランス

神戸市健康科学研究所において、これまで培ってきた高い検査能力をもとに、新型コロナ発生当初から、PCR検査体制を立ち上げるとともに、ゲノム解析によるクラスタ

一の分析などを行ってきた。さらに、ゲノム解析技術を活かして、変異株に対するゲノムサーベイランスを実施し、E484Qを持つ新型コロナウイルス英国型変異株やオミクロン株のBA.2.75亜系統株を全国で初めて確認するとともに、アルファ株感染患者の退院基準の見直しにつながる科学的データを発表するなど、感染防止について重要な役割を担ってきた。

新型コロナ対応でさらに蓄積された技術力をもとに、常に最新の技術力にブラッシュアップを行い、今後の感染症危機に備えることが必要である。

(4) 初動期の医療提供体制

科学的エビデンスがない中で、市内唯一の第一種感染症指定医療機関の中央市民病院のみで感染初期の対応を行うことは難しいため、中央市民病院に加えて、再整備予定の新・西市民病院において、第二種感染症指定医療機関と同程度の機能・体制を確保していくこととしている。感染初期段階において、この2病院で得られたエビデンスや対応方法を元に、感染拡大時に各医療機関に協力要請をしていく。

(5) 救急体制

①職員への感染拡大時の救急現場対応

既に作成している「消防局新型インフルエンザ等対策行動計画」に新型コロナウイルスの対策等を落とし込み、必要に応じてこれまで行ってきた対策を見直し、消防力を維持する。

②感染症専門医師からの助言体制を継続した感染防止対策

医師の監修を受けながら「神戸市消防局感染防止マニュアル」を最新の知見に基づく内容に更新していき、救急業務のさらなる安全性の向上に努めていく。

③資機材不足への備え

市場の流通状況に注視し、感染防止用資機材をローリングストックしながら備蓄する。特に感染防止衣等リユースできる資機材を効率的に活用していく。

④保健所を中心とした関係機関との連携

感染拡大期における救急搬送困難事案の発生を予防するため、保健所との強固な連携を中心とした各部局との連携のほか、神戸市第二次救急病院協議会をはじめとする医療機関や兵庫県に対して、定期的に搬送状況や救急搬送困難事案の状況等を共有するとともに、医療体制の確保について、健康局と連携して協力を要請する。また、引き続き、兵庫県広域災害・救急医療情報システムを積極的に活用して、より円滑な病院選定を行う。

⑤救急逼迫時における消防機関の人的、物的資源の活用

限られた資源の中、労務管理に留意した上で、消防局全体で人的（救急隊編成の工夫）、物的（予備救急車の活用等）資源を活用できる体制を構築しておく。

⑥公的機関以外の搬送車両（民間救急等）の活用等

救急需要のひっ迫に対応するため、関係部署と協議を行い、保健所による感染者の搬送・移送については積極的に民間救急を活用するなど、感染者の移送・搬送体制を構築しておく。

（6）事務・権限の移譲

令和5年（2023年）4月に行われた第33次地方制度調査会第13回専門小委員会において、補助金の交付やワクチン供給について、迅速性を優先し指定都市に分割して対応を任せることなど、事務の内容をある程度分類化して考える観点が必要ではないかという意見も出されており、即時性のある対策が求められる感染症対応においては、指定都市が十分な権限と財源を持って主体的に対応にあたることで、道府県も指定都市以外の自治体の対応に注力することができ、指定都市のみならず地域全体にメリットがあること等を粘り強く訴えていく。

第2節 報道対応と広報

（1）広報全般

- ①新型コロナウイルス感染症への対応で得た経験や知見、報道機関の意見も踏まえ、状況の変化を適切に把握し、柔軟に報道機関への対応を行っていく。
- ②新たな感染症が発生した場合には、市内における感染状況などのステージに合わせて、市民に正しい情報を適時、適切にお届けできるよう、記者会見やホームページ、SNSによるタイムリーな情報発信のほか、広報紙やメッセージ動画などによる分かりやすい情報提供を行う。
- ③新たなテクノロジーを積極的に活用することで、より多くの市民に必要な情報を届ける広報を実施していく。

（2）データ解析

- ①感染の初期段階では、新規感染者数や入院患者数などの「感染者の情報」、市営地下鉄などの「人流データ」についてモニタリングを行い、対外的な情報発信を適切に行うと共に、庁内関係局と情報共有を行う。
- ②データを分かりやすくかつ効率的に可視化するためには、BI ツールの活用が有用であり、庁内のシステム環境を整えるとともに、研修など学習環境の充実、大学や民間企業との連携により、ツールを使いこなせる職員を増やす。

第3節 市立学校園

(1) 全般

- ①最新の感染状況を把握するため、健康局・保健所との情報連携を継続する。
- ②市の方針や国・県などからの通知について、学校園の現場に分かりやすい周知・伝達ができるようさらに改善を図る。
- ③保護者との連絡ツール（すぐる）を活用し、適宜適切な情報発信を行う。
- ④児童生徒や保護者が利用しやすい広聴機能となるよう相談窓口等の再構築を行う。

(2) 学校園

- ①健康観察
 - ・発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、無理をせず、自宅で休養するよう児童生徒・保護者に周知する。
 - ・児童生徒等の健康状態を継続的に把握できる仕組みを検討する。
- ②換気の確保
 - ・換気扇を活用するなどして、引き続き常時換気ができるよう計画的な施設整備を進める。
 - ・十分な換気が確保できない場合には、サーキュレーターやHEPA フィルタ付き空気清浄機の導入など、換気のための補完的な措置を講じ、可能な限り十分な換気の確保に努める。
- ③手洗い等の手指衛生
 - ・外から教室等に入る時やトイレの後、給食（昼食）の前後など、流水と石けんでのこまめな手洗いの指導を継続する。
- ④清掃・消毒
 - ・日常的な清掃により清潔な空間を保つとともに、効果的・効率的な方策を検討する。

第4節 保育所・学童保育施設等

(1) 保育所等

- ①施設において、日ごろから基本的な感染症対策を実践してもらう。
- ②施設と保護者とのコミュニケーション手段として、メールなどの効率的な手法をあらかじめ確保するよう、施設へ助言を行う。
- ③感染拡大の状況、国・県の動き等を踏まえて、市としての対応方針を迅速に示していく。
- ④職員や園児等が感染した場合の対応方針などについて、施設に事前に確認を促す。
- ⑤保護者負担となる給食費などの実費徴収部分の減額、認可外保育施設利用者の保育料

の減額等、施設の判断によるものについては、事前に取り扱いを定めておくよう施設に促す。

(2) 学童保育施設

- ①感染拡大の状況、国・県の動き等を踏まえて、神戸市の運営方針と必要な情報を施設へ迅速に発信する。
- ②学校と緊密な連携を図り、想定すべき対応を事前に協議し、認識を共有することで子どもの居場所の確保に努める。
- ③学童保育施設において感染者が発生した際は、規定に基づいた出席停止や、体調の変化に基づいた休養等、感染が拡大しないよう注意する。
- ④児童情報の管理や保護者への情報提供について、令和4年度（2022年度）までに整備した ICT システムを引き続き効果的に活用する。

(3) 療育センター

- ①児童発達支援センターから保護者へ緊急時に速やかに連絡できるよう、一斉配信メール等の手段を引き続き確保する。
- ②リモートでの面談や家庭で取り組める療育コンテンツの作成など、次の感染症危機に備えた環境整備について引き続き検討する。
- ③基本的な感染防止対策を行うとともに、各センターでの衛生品の確保・備蓄を継続する。
- ④これまでの経験を活かし、感染防止と療育保障のバランスを図りながら、支援が必要な児童に対し療育を提供する。

(4) 保護者感染時の児童の緊急一時保護

子どもの生命や安全の確保が必要な場合は、こども家庭センターにおいて適切に一時保護を実施していく。

第5節 社会福祉施設等

(1) 感染防止策の徹底

- ①情報を漏れなく適切に各事業所等に伝えるための方法としては、電子メール等による情報提供が最も効果的・効率的であるが、より最適な方法について日々検討していく。
- ②発生施設での従事者への緊急 PCR 検査の実施については、新型コロナウイルス感染者が発生した施設としては、施設内に拡がっているかもしれないという不安な気持ち

の解消に役立ったという評価をいただいていることから、同レベルの感染症が発生した場合においては同様の対応を実施する。なお、5類移行後は各区保健センターが施設調査の際に抗原定性検査キットを持参する、あるいは施設側が各区保健センターに取りに行くという形にしているが、施設からは身近な場所にいけるため好評であり、今後も同様の対策を実施していく。

(2) 施設等への支援

- ①施設職員を定期的に検査することにより、水際での早期発見、クラスター防止に役立つことから、積極的に実施する。
- ②施設での衛生資材等の確保の徹底に努める。
- ③感染者が発生した施設への緊急的な職員の応援については、応援に出す側にとっても受け入れる側にとっても実際の運用はなかなか難しい旨の声を施設側からは聞いていることから、平時から一定の準備等を行っておく。
- ④感染拡大時の介護サービスや障害福祉サービスの提供に際して発生する、通常のサービス提供時では想定されない割増賃金等のかかり増し経費について、「サービス継続支援事業」など事業者に対する切れ目のない財政支援に努め、サービス利用者及びその家族の生活を支えていく。

(3) その他

入院が必要な陽性者が、家族の介護をしなければならぬために入院できないといった状況を避けるため、在宅での生活が困難となる市内在住の高齢者・障害者の一時受入施設を、感染症発生後すぐに設置できるよう事前に指定しておく。

第6節 個人向け支援策

(1) 暮らし支援臨時特別給付金（住民税非課税世帯に対する給付金）

今回の給付金では国が制度設計を行い、各市区町村がその制度をもとに事務を行ったため、給付を受けられない対象世帯の発生といった事態は発生しなかった。今後も同様の給付金が支給されるのであれば、今回の給付金同様に国が制度設計を行うよう働きかけていく。

(2) 住居確保給付金

今回の新型コロナウイルス感染症のように、人々の暮らしや社会活動全体に深刻な影響が出る感染症が起きた場合、給付金の迅速な支給が必要となる。早急に、職員体制を強化するとともに、デジタル化やマイナンバーカードの活用による手続きの簡略化など、時代に合わせた「給付優先」の体制を整える必要がある。

また、給付が急がれる中、対象となる方に対し、迅速で分かりやすい広報を行う。

(3) 生活福祉資金

今回の新型コロナウイルス感染症のように、人々の暮らしや社会活動全体に深刻な影響が出る感染症が起きた場合、パートやアルバイト等雇用が不安定にある人、ひとり親世帯や若者、外国人など生活基盤が脆弱である世帯には、厳しい影響が出てくることが予測される。

迅速に対応できるよう、感染症の状況や国の動向に注視しながら、日ごろから神戸市社会福祉協議会や兵庫県社会福祉協議会との連携体制を整えておく。

(4) 生活困窮者自立支援金

国が発表する臨時的な給付金に対し、早急に体制整備や制度設計を行い、迅速な支給が行えるよう、デジタル化やマイナンバーカードの活用による手続きの簡略化など「給付優先時代」に合わせた審査方法を検討する。

また、給付が急がれる中、対象となる方に対し、迅速で分かりやすい広報を行う。

(5) 保険料減免関係

- ①新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯等に対する国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料等の減免申請を円滑に審査・対応できるよう、必要な体制を構築する。
- ②各保険料の減免に関して国から財政支援の通知があった場合は、規則改正など必要な対応を行う。
- ③保険料の減免制度、国民年金の免除制度などについて、各制度の説明、手続き方法や各種申請様式の掲載を充実するなどホームページ等を通じてわかりやすい広報を行う。
- ④保険料納入通知書発送時の対応について、例年、発送後～月末までは、区への来庁者や電話による問い合わせが急増、集中することから、3密を回避するため、以下の対策を講じる。
 - ・区保険年金医療課における来庁者抑制の呼びかけ
 - ・郵便物が大量のため、分散配達（3日間程度）の実施
 - ・郵送申請・オンライン申請の周知
 - ・市民からの問い合わせ対応のために設置している専用コールセンターの周知
- ⑤国民年金の手続きについて、日本年金機構と調整し、可能な限り郵送申請及び電子申請を案内する。

(6) その他

- ①国民健康保険の傷病手当金について、国から財政支援の通知があった場合は、規則改正など必要な対応を行う。
- ②後期高齢者医療の傷病手当金について、国から財政支援の通知があった場合は、保険者の広域連合の決定に従い、必要な対応を行う。

第7節 事業者向け支援策

- ①各種統計データによる経済全体の動向の把握に努める。
- ②関連業界団体や個別事業者との日常的な意見交換などを行い、市内事業者が置かれている環境や抱えている課題などを把握する。
- ③市内事業者の実態把握から得られた課題を踏まえ、国や県の施策や動向を見極めながら、必要な施策を実施する。

第8節 職員・組織・庁舎

(1) 職員の応援体制

感染者の急増に伴う保健所業務等の短期的集中業務や、ワクチン接種会場の運営等の長期的継続業務に対応するため、全庁を挙げて応援体制の確保を最優先とした。今後も電子申請の推進など ICT 化や DX の取り組みを推進するとともに、業務の優先度に対する考え方を整理することなどにより、臨時的な職員の応援体制を確保できるよう、検討を進めていく。

(2) 職員の健康管理等

職員の心身の健康把握とメンタル不調の未然防止で実施した産業医による出張面談や、健康管理にする啓発・通知、職員用検査キット配布等について、同様の事態が発生した場合に取るべき対応を実施想定時期と併せて整理しておく。

(3) 庁舎の感染対策等

消毒液やアクリル板等の飛沫拡散防止装置、体温をセルフチェックするためのサーマルカメラ等の設置とあわせ来庁者向けの呼びかけ方法等について、適切に対応する。

第9節 物資備蓄体制

各局室区において、業務内容に応じて業務継続の観点から、マスクや消毒液などの医療物資の計画的な備蓄を行うとともに、市民病院機構では、診療に支障を来たすことのない十分な量の備蓄を進める。また、各局室区で対応できない場合等、緊急時の備えとして、別途、医療物資の備蓄を行う。

備蓄に当たっては、現物備蓄と協定に基づく流通備蓄の2段階の体制により物資の確保を行う。

第10節 市有施設等

(1) 施設・イベント等

- ①接触の機会を減らすために導入した非接触型のサービス（施設利用のネット予約・キャッシュレス決済、完全非接触型による入場システム、図書館における予約図書セルフ受取棚・自動返却機や、電子図書館の利用促進等）を引き続き活用するとともに、更なる導入についても検討していく。
- ②施設に利用制限がかかった場合においても、例えば図書館においては予約図書の受取を実施するなど、サービスの継続ができないか検討しておく。
- ③イベント開催に制限がかかった場合においても、オンラインによる有料配信を行う等の代替手段を検討しておく。
- ④関係者等に対し感染症対策等に関する情報伝達を速やかにできるような仕組みを検討する。
- ⑤施設等の利用制限に伴う利用料金の減少や、自主事業における収支悪化への対応として、リスク分担や支援の可能性について認識しておく。

(2) 地域福祉センター

感染症対策がきっかけで、地域において気軽に住民が集まれる場やコミュニケーションをとれる場が失われないように十分留意する必要がある。

そのため、感染症対策に関しては、施設に求める対応を危機の段階に応じて柔軟に変更していくことが重要であり、あわせて施設管理者・利用者双方に対して、行政側から丁寧な周知に努める（変更点を強調する等、市民目線のわかりやすい資料を作成する）。

また、感染症対策により中止した地域活動を復活させることは容易ではないため、区や市の職員を中心に積極的に地域へアウトリーチし、地域からの相談に対応するとともに、地域の実情に応じた活動をコーディネートしていく。

この点に関連して、整備した公衆Wi-Fi等を活用した地域活動の取組や、指定管理

者であるふれあいのまちづくり協議会が活用できるオンラインの情報交換ツールの導入等を積極的に進めていく。そのためには、特に高齢者のデジタルデバイド解消に向けた対応としてスマホ教室の開催などの支援を引き続き実施していく。

(3) 港湾施設等

- ①全国に先駆けて協議会を立ち上げ、神戸港港湾 BCP（感染症対策編）を策定しており、今後、これを基に関係者が協働し、新型コロナウイルス感染症を始めとする飛沫感染・接触感染する感染症に備える。
- ②感染者が発生した場合でも速やかに事業を再開できるよう、一般社団法人兵庫県ペストコントロール協会と締結した「感染症対策消毒業務に関する協定」、神戸検疫所や保健所と連携し作成した「感染者発生時の初動対応マニュアル」を活用する。

(4) 市バス・地下鉄

- ①市バス・地下鉄では、減便等により生じる社会的な不利益と期待し得る効果について、5類感染症移行後の社会情勢等も踏まえて検証し、感染の抑制により実効性のある実施方法、代替策の検討を行う。
- ②運行・保守に係わる職員に感染拡大の影響が及んだ場合にも事業を継続できる体制について、第7波、第8波における対応を評価・検証し、同様の事態が発生した場合に取るべき対応を検討しておく。

第11節 本部員会議等情報共有と意思決定

- ①本市対策本部の設置及び廃止については、国・県の方針や感染状況を考慮した上で柔軟に対応する。
- ②感染症危機に迅速に対応できるよう、危機管理室職員の健康局の情報共有の場への参加等、危機管理室と健康局の定期的な情報共有の場を今後も維持・継続しておく。
- ③兵庫県・関西広域連合と連絡調整・情報共有を行う体制を今後も維持・継続していく。